

## 第3章 地震災害応急対策

- 第1節 応急活動体制の確立
- 第2節 災害情報の収集・整理及び報告
- 第3節 災害救助法の適用
- 第4節 災害時の広報
- 第5節 相互協力・応援要請
- 第6節 消防・救助・救急活動
- 第7節 災害時の医療救護・保健
- 第8節 危険物等対策
- 第9節 災害時の警備対策
- 第10節 土砂災害警戒区域等対策
- 第11節 帰宅困難者対策
- 第12節 避難対策
- 第13節 要配慮者対策
- 第14節 外国人支援対策
- 第15節 緊急輸送対策
- 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策
- 第17節 遺体の収容・埋火葬等
- 第18節 生活救援対策
- 第19節 災害時の環境・衛生対策
- 第20節 災害時の建物対策
- 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護
- 第22節 被災地等支援体制の確立

本章は、地震災害に対して、市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本的事項を定めたものである。

各対策項目は、大規模地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

初動活動期：災害発生日～2・3日程度

応急活動期：災害発生2・3日後～1・2週間程度

復旧活動期：災害発生1・2週間～1ヶ月程度



## 第1節 応急活動体制の確立

概 要	市は、市民の生命、身体及び財産の確保を図るため、適切な救援救護を実施する責務がある。本節は、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外においても迅速に指揮命令系統の確立を図るため、「職員の参集・配備」「災害対策本部の設置」「動員・配置」の手順等、応急活動体制に関する措置を定めたものである。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目	活動項目	初 動	応 急	復 旧	担 当
応 急 活 動 体 制 の 確 立	第1 職員の参集・配備	●			災害統括班、該当班
	第2 災害対策本部等の設置	●	●	●	災害統括班、広報広聴班、該当班
	第3 災害対策本部の組織・運営	●	●	●	各対策部各班
	第4 防災関係機関の活動体制	●	●	●	各防災関係機関
	第5 公共空間の使用調整		●	●	災害統括班
	第6 緊急時の支払対応	●	●		各対策部各班

応急活動体制の確立

第1 職員の参集・配備（災害統括班、該当班）

1 職員の配備態勢及び本部の設置基準

地震が発生した場合における、職員の配備態勢及び本部の設置基準は次による。

■地震災害時における職員の参集・配備基準

本部	配備態勢	市域の震度 (自動参集基準)	想定される被害等	主な活動	配備する職員 (自動参集職員)
警戒本部	警戒態勢	● 震度4		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内状況の情報収集</li> <li>● 関係機関との情報連絡</li> <li>● 市民等からの通報に基づく現地確認及び対応処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災安全部（職員の1/3以上）</li> <li>● 消防団（消防団長の判断により、必要に応じて自宅待機）</li> </ul>
	震災第1配備態勢	● 震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物被害（壁や柱の損壊等）が生じることがある。</li> <li>● 負傷者（軽症）が発生することがある。</li> <li>● 不安に駆られた住民が避難を開始する場合がある。</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度情報や今後の余震情報など、気象庁の発表する情報に基づく注意の呼びかけ（必要に応じて）</li> <li>● 被災者への支援</li> <li>● 被災建物の被害調査</li> </ul>	上記の職員に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各課及び事務所ごとに管理職を除く2名</li> <li>● 防災安全部 全員</li> <li>● 職員課 4名</li> <li>● 総務課 4名</li> <li>● 市有財産活用課 車両管理係を除く 5名 車両管理係 50%</li> <li>● 災害対策本部指定職員 全員</li> <li>● 管理職 全員</li> <li>● 被害の状況等に応じて、必要な職員を招集する。</li> </ul>
災害対策本部	震災第2配備態勢	● 震度5強	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耐震性の低い建物が傾く等の被害が生じる可能性がある。</li> <li>● 補強されていないブロック塀の倒壊やガラスの飛散等により負傷者が発生する可能性がある。</li> <li>● 水道及びガス施設の停止等が生じることがある。</li> <li>● 必要に応じて、一部地域の住民等に対し、避難の指示を行う。</li> </ul>	上記の活動に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難の指示</li> <li>● 施設の応急点検と被災施設の応急復旧</li> <li>● 道路啓開の必要性の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各課及び各事務所の50%</li> <li>● 被害の状況等に応じて、必要な職員を招集する。</li> </ul>
	震災第3配備態勢	● 震度6弱以上	上記に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市全域での被害（建物の倒壊及び人的被害、ライフライン被害）や、道路被害等が発生する可能性がある。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震性の低い建物の倒壊</li> <li>・ ガス、水道施設の被害</li> <li>・ 一部区域の停電等</li> </ul> </li> <li>● 斜面の崩壊等が発生することがある。</li> <li>● 火災、電気被害、ガス管被害による災害が発生することがある。</li> <li>● 全庁的な災害対策活動が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害応急対策の全ての活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての職員</li> <li>※ 避難施設指定職員及び市民センター指定職員は、あらかじめ定められた職場に参集する。</li> </ul>

## 2 職員の動員

### (1) 招集及び配備態勢

#### ① 勤務時間内における態勢

市域内において、勤務時間内に震度4以上の地震が発生した場合には、観測された震度及び職員の配備態勢について、庁内放送等を通じて連絡・指示する。

#### ② 勤務時間外（休日、夜間等）における態勢

##### ア 職員の自動参集

勤務時間外において、震度4以上の地震が発生した場合には、自動参集職員は、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

自動参集職員は、参集途中及び職場の被害状況について、各職場内でとりまとめ、各対策部事務局から震度4の場合、または震度5弱で災害対策本部が設置されない場合、防災安全部へ、震度5弱以上で災害対策本部が設置された場合、情報統括班に報告する。

各所属長は、被害状況に応じて、災害対応が実施できるよう職員を招集する。

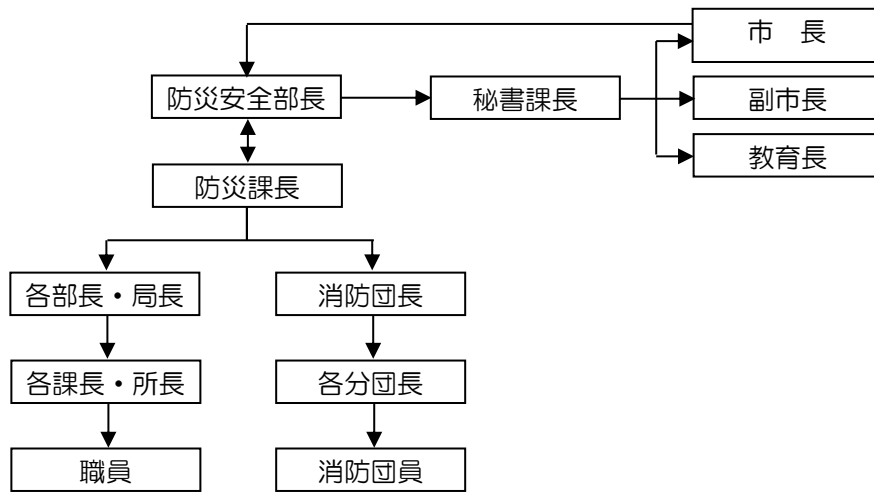
このとき、参集職員は、次の事項をふまえて行動する。

- 服装は、作業等に適する服装とする。
- 特に指示がなくとも、次の備品、食料等を携行する。
  - ・ 食料（最低3食分を携行する）
  - ・ 飲料水（ペットボトル又は水筒に入れて携行する）
  - ・ ラジオ
  - ・ 懐中電灯 等
- 参集路上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の収集に努める。参集後は、収集した情報を直ちに参集場所の責任者に報告する。

##### イ 勤務時間外の連絡

- 市内に居住する自動参集職員は、市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の震度情報により、自主的に参集する。  
(※) 市防災行政無線から放送される震度は市庁舎での計測震度。計測震度計は市内3箇所に設置されており、もっとも大きい震度が参集基準であるため、他の情報手段も活用し、震度情報を確認すること。
- 市外に居住する自動参集職員は、テレビ・ラジオ等による市域の震度を確認し、自主的に参集する。
- その他勤務時間外における職員の情報連絡系統は、次のとおりとする。

<勤務時間外における町田市職員連絡系統>



③ 職員の参集状況の報告

震度5弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置された場合、各対策部は、町田市防災システムに職員の参集状況を入力する。情報統括班が各部の入力状況を確認し、集約する。なお、町田市防災システムが使用できない時には、「参集記録簿」（資料編参照）に職員の参集状況を記録し、その累計を各対策部事務局を通じて、情報統括班に報告する。

情報統括班は、各対策部から受け取った参集状況について、とりまとめ、災害統括班に報告する。

なお、参集状況の報告時期は、本部長が指示した場合を除き、概ね発災から6時間が経過するまでは1時間ごととし、以後の報告については、本部長の指示に基づいて行う。

※ 各対策部長は、職員参集状況の報告にあわせて、参集途上で職員が収集した被害情報等についても報告する。（第2節第4）

※ 震度4の地震の場合または、震度5弱の地震で災害対策本部が設置されない場合は、原則として防災安全部で対応するが、被害状況に応じて必要な職員を招集する。

(2) 参集の区分

各対策部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

■職員の参集場所

参集区分	参集職員	配備態勢
① 本部参集職員 (警戒本部、又は災害対策本部に参集)	ア 災害対策本部の本部員、本部連絡員となる職員	災害対策本部の設置
	イ 災害統括班、災害統括応援班及び災害対策本部指定職員	震災第1 配備態勢
② 所属職場参集職員 (勤務場所へ参集)	ア 所属職場において災害対策活動を実施する職員 ・各対策部が行う災害対策活動を指揮するための職員 ・各対策部において業務の遂行上必要な職員 ・各対策部の事務局担当職員	震災第1 配備態勢以上必要に応じて
③ 指定職員 (あらかじめ指定された場所へ参集)	ア 避難施設対策要員として指名された職員 (避難施設指定職員)	原則として、 震災第3 配備態勢
	イ 市民センターに参集するよう指名された職員 (市民センター指定職員)	

(3) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

あらかじめ指定された配置場所に参集することができない職員は、次のように対処する。

■所定の場所に参集できない場合の職員の措置

状 況	対 処
○ 災害の状況(道路閉塞や鉄道、バスの運休等)により、所定の参集場所への参集ができない場合	最寄りの町田市の施設に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害対策に従事する。
○ 災害の状況(道路閉塞や鉄道、バスの運休等)もしくは本人又は家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合	なんらかの手段を以って、その旨を所属長若しくは最寄りの町田市の施設へ連絡する。

### 3 職員の配置及び職務の代行

#### (1) 職員の配置

各対策部長は、「町田市災害対策本部所掌事務」に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に配慮して班組織の編成及び職員の配置を行う。なお、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要とされる場合は、各対策部長は、各班長を通じて職員を招集し、配置する。

##### 【職員配置を行う上での配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること。
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務及び交代時期などの措置が考慮されていること。
- 高次の非常配備態勢に移行できる措置であること。
- 必要に応じて、他部への応援の要請、派遣を行うこと。

また、災害統括部長（不在のときは災害統括班長）は、勤務場所以外に登庁した職員や、他の対策部職員に対し、必要に応じて、次の指示を行う。

- 所属する勤務場所への登庁が困難で、他の勤務場所へ登庁した職員に対し、必要に応じて、本来の勤務場所への移動、その他の措置を指示する。
- 各対策部からの応援要請、又は職員の参集状況等から必要と認めるときは、各対策部長と協議の上、各対策部または各個の職員に対し応援体制を指示する。
- 統括責任者（対策部長、班長等）の不在により、対策部の職員が指示を仰いだとき、状況により所属する部以外の業務にあたらせる等の指示ができる。ただし、統括責任者が登庁したときは、直ちにその後の職務遂行等について協議する。
- 指定職員の指定場所への配置を指示する。

#### (2) 職務の代行

次の職員が不在のときは、次の順位で職務を代行するものとする。

- ① 災害統括部長（防災安全部長）  
災害統括班長（防災課長）
- ② 対策部長・対策副部長  
最初に登庁した班長

最初に登庁した班長は、情報統括班に対策部長が不在である旨を報告し、災害統括部長の指示を仰ぐ。この場合、災害統括部長は、任意の職員をその部の臨時統括者として指定する。臨時統括者に指定された職員は、正規の職を有する者が登庁したとき、直ちにそれまでにとった処置を報告して、その職務を引き継ぐものとする。



#### 4 非常時優先業務実施に係る人員の配分調整

町田市事業継続計画（地震編）に基づき、各対策部は、必要に応じて、協定先や委託事業者等との連携を図りながら、非常時優先業務を実施する。しかし、災害の態様や規模によっては、人員の不足が生じ、全体の人員調整が必要な場合も想定される。災害対策本部においては、次の考え方を踏まえ、これら事業継続に必要な人的資源の配分を行う。

##### (1) 調整の手順

###### ① 対策部内での調整

対策部の所掌事務に基づき、対策部内において、非常時優先業務実施に必要な人員調整を行う。

###### ② 対策部間での調整

災害統括部長（不在のときは災害統括班長）が、各対策部長と協議の上、各対策部に対し応援体制を指示する。

###### ③ 他自治体・関係団体との調整

①、②の調整を以てしても、なお不足が想定される場合には、「町田市災害時受援応援計画」に基づき、他自治体や関係団体に応援を要請する。

##### (2) 受援体制の整備

他自治体や関係団体からの応援の受け入れに際しては、「町田市災害時受援応援計画」に基づき、企画班が受援に関わる調整を行う。

## 第2 災害対策本部等の設置（災害統括班、広報広聴班、該当班）

### 1 災害対策本部の設置

#### (1) 災害対策本部の設置等

##### ① 災害対策本部の設置基準

市は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要と認めるときは、町田市災害対策本部（以下、「本部」という）を設置する。本部の設置基準は次による。

##### 【本部の設置基準】

##### 【地震の場合】

- 1 震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 その他、被害状況により、本部を設置し総合的応急対策を行う必要があると認めるとき

##### ② 災害対策本部長

災害対策本部長（以下、「本部長」という）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は防災安全部長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

##### 【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

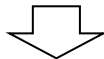
- 第1順位： 副市長（防災安全担当）
- 第2順位： 副市長
- 第3順位： 防災安全部長、又はその他の部長

##### ③ 災害対策本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

##### 【部長等による本部設置の要請手続き】

- 「部長等」は、本部を設置する必要があると認めるときは、防災安全部長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



- 防災安全部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあっては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とする。また、町田市庁舎が被災した場合は、市施設等の被害状況に応じて、次のように対応する。

【災害対策本部の設置場所】

拠点名	設置場所
災害対策本部	町田市庁舎3階とする。 なお、市庁舎は災害対応の拠点となるため、避難者の受け入れは行わず、関係者以外立ち入り禁止とする。
	<p>【町田市庁舎が被災した場合の対応】</p> <p>① 本部等の代替施設（サン町田旭体育館）では、建物の被害状況を確認し、利用の可否について災害統括班に報告する。</p> <p>② 市施設の被災状況に応じて、以下の順に本部の設置場所とする。 ア サン町田旭体育館 イ その他の市施設</p> <p>③ 町田市庁舎内の各対策部における他施設への配置については、本部より指示する。</p>

(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

災害統括班は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

本部の標識等の設置	○ 災害対策本部を設置する施設（町田市庁舎もしくは代替施設）の正面玄関及びその他の適切な場所に「町田市災害対策本部」の標識板等を掲示する。
本部の確保	○ 本部開設のために必要なスペース ○ 各対策部連絡員及び防災関係機関派遣の本部連絡員のためのスペース
本部開設に必要な資機材等の確保	○ パソコン、プロジェクター、ディスプレイ、被害状況図板、ホワイトボード等 ○ 住宅地図等その他地図類 ○ コピー機等の複写装置 ○ ビデオ、ICレコーダ、カメラ等の記録装置 ○ 防災関係機関、協力団体等の連絡先一覧表 ○ 自主防災組織代表者名簿その他名簿類 ○ その他必要書式類・資機材 等
通信手段の確保	○ 防災行政無線（移動系） ○ 携帯電話 ○ 衛星携帯電話 ○ 臨時電話 ○ FAX ※ 第2節第1「情報連絡体制の確立」に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。
自家発電設備の確保	○ 停電に備え自家発電設備の点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のため必要な措置を講ずる。
腕章の確保	○ 本部長、副本部長、現地本部長、本部員、班長、本部連絡員及び班員が災害応急活動に従事するとき着用する腕章を確保する。

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

(4) 本部の廃止

本部長は、市の地域に災害が発生する危険が解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部の廃止を決定する。

なお、災害対策本部廃止後も、継続して行う各班の災害対応事務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

(5) 本部の設置又は廃止についての通知

本部を設置または廃止した場合、防災安全部長は、直ちに次に掲げるもののうち必要と認められたものについて、電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

【本部設置又は廃止の報告・通知・公表先】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市庁舎内各対策部	防災課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
市民センター その他市出先機関	各施設を所管する担当課長	市防災行政無線、FAX・電話・口頭その他迅速な方法
町田消防署長 消防団長 町田警察署長 南大沢警察署長 都知事 その他関係機関	防災課長	都防災行政無線 市防災行政無線 FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
協定締結先		FAX・電話・口頭または文書
報道機関	広報課長	FAX・電話・口頭または文書
市民	(広報広聴班)	市防災行政無線・報道機関・口頭・その他迅速な方法

2 現地災害対策本部の設置

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局所的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき

(2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部の設置場所は、次のとおりとする。

拠点名	設置場所
現地災害対策本部	災害現地近くの公共施設及び空地

(3) 現地災害対策本部の組織及び事務分担

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、次ページの表（現地災害対策本部の組織及び事務分担）を基準とする。

なお、本部長は、現地災害対策本部長の指名にあたって、次の権限を委譲する。

委譲権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地災害対策本部所管地域の避難の指示、警戒区域の設定</li> <li>● 現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担</li> </ul>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 人員の配置

現地災害対策本部長は、災害対策本部副本部長とする。副本部長が不在等の場合は、本部長から災害対策本部長が指名する。

また、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の組織的行動を可能とする為、現地災害対策本部の組織及び事務分担表を参考に人員を配置し、各班の構成員の中に班長となる管理職員の配置を行う。

■現地災害対策本部の組織及び事務分担

	構成員となる職員	事 務 分 担
現地災害対策本部長	副本部長、本部長	● 現地災害対策本部配備職員の指揮、監督
現地災害対策副本部長	本 部 員 (1～2名)	● 現地災害対策本部長の補佐 ● 現地災害対策本部長の不在若しくは事故のときの代理
現地本部班	災 害 統 括 班 員 総 務 対 策 部 員 (5～10名)	● 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること ● 避難の指示等、現地災害対策本部長指令の伝達に関すること ● 町田市庁舎本部及び各対策部との連絡に関すること ● 関係機関、自主防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること ● 資機材、食料の調達等現地災害対策本部の庶務に関すること
現地情報班	総 務 対 策 部 員 政 策 経 営 対 策 部 員 (5～10名)	● 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及びとりまとめに関すること ● 避難の指示等の市民への伝達に関すること ● 広報に関すること ● 要搜索者名簿の作成に関すること ● 災害相談に関すること ● その他当該対策部に関すること
現地救護班	市 民 対 策 部 員 福 祉 対 策 部 員 健 康 対 策 部 員 生 涯 学 習 対 策 部 員 病 院 対 策 部 員 (20～40名)	● 避難者の誘導及び収容に関すること ● ボランティアセンターとの連絡調整に関すること ● 応急給水に関すること ● 生活救援活動に関すること ● 医療救護活動に関すること ● 遺体の収容、埋火葬等に関すること ● その他当該対策部に関すること

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

	構成員となる職員	事務分担
現地道路班	道路対策部員 都市づくり対策部員 下水道対策部員 環境資源対策部員 (20~40名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の確保その他土木救援活動に関すること</li> <li>● 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関すること</li> <li>● その他当該対策部に関すること</li> </ul>
現地消防団	所管地域の 消防団員 (所属員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害及び火災の警戒及び防御</li> <li>● 救急及び被災者の救助</li> <li>● 避難者の誘導</li> <li>● 災害情報の収集伝達</li> <li>● その他消防・救助活動に関すること</li> </ul>

### 3 警戒本部の設置

#### (1) 警戒本部の設置

防災安全部長は、震度4または震度5弱の地震が発生したとき、自らを本部長とする警戒本部を設置する。

防災課長は、警戒本部を設置する場合には、消防署、消防団及び警察署に対し、その旨を連絡する。

#### (2) 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、次表による。

警戒本部長	副本部長	配備態勢
防災安全部長	防災課長	震度4 : 警戒態勢 震度5弱 : 震災第1配備態勢

#### (3) 職員の配備

警戒本部長は、災害対応において配備職員での対応が困難と認められる場合は、必要な所属長に連絡をとり、必要職員の招集を要請する。

#### (4) 警戒本部の活動

警戒本部長は、配備した要員をもって、情報の収集と連絡、市民等からの通報に基づき、現地確認等の警戒活動等にあたる。また、消防署・消防団と密接に連携し、軽微な災害が発生した場合は協力して応急措置を行う。

#### (5) 災害対策本部への移行

警戒本部長は、被害状況により災害対策本部の設置が必要であると判断した場合、市長に状況を説明し、設置を要請する。市長は、必要と認めるときは、災害対策本部の設置及び配備態勢を決定する。

#### (6) 本部の廃止

警戒本部長は、次の場合において、警戒本部を廃止し、その旨を各関係部長及び関係機関へ連絡する。

- ① 市域に被害がなく、警戒の必要が無くなったと判断した場合
- ② 災害対策本部が設置された場合

### 第3 災害対策本部の組織・運営（各対策部各班）

本部の組織及び運営は、町田市災害対策本部条例の定めるところに基づいて行う。

#### 1 本部における任務

災害対策本部の任務は、次のとおりである。

##### (1) 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災会議、本部会議の議長となること</li> <li>○ 避難の指示、警戒区域の指定を行うこと</li> <li>○ 国、自衛隊、都、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと</li> <li>○ その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>○ 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督すること</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部間の調整に関すること</li> <li>○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li> </ul>
災害統括部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての対策部が実施する災害対策活動を統括すること</li> <li>○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと</li> <li>○ 災害統括班の職員を指揮監督すること</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部の職員を指揮監督すること</li> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li> </ul> <p>※ 本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p>

##### (2) 本部会議、事務局

本部会議	<p>災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、災害統括部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。</p> <p>また、本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に町田市を管轄する消防署長が指名する消防吏員その他の本部の職員以外の者の出席を求めることができる。</p>
事務局	<p>本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、災害統括班長、同班員及び本部連絡員により構成する。なお、本部連絡員は、防災関係機関が派遣する職員とし、防災関係機関相互の密接な連携及び情報交換に努める。</p>

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

町田市防災会議					
町田市災害対策本部			活動組織		
本部長	副本部長	本部員	対策部	班	
市長	副市長	政策経営部長 経営改革室長 デジタル戦略室長 広報担当部長	政策経営対策部	企画班 情報システム班 広報広聴班	
		総務部長 議会事務局長	総務対策部	災害統括応援班 情報統括班	
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班	
		市民部長	市民対策部	生活支援班 市民班 市民センター班	
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班	
		地域福祉部長	福祉対策部	福祉班	
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班	
		子ども生活部長	子ども生活対策部	子ども生活班	
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班	
		環境資源部長	環境資源対策部	清掃総務班 生活環境班 資源循環班 清掃収集班	
		道路部長	道路対策部	道路班	
		都市づくり部長	都市づくり対策部	住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班	
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班	
		会計管理者	出納対策部	会計班	
		(教育長)	学校教育部長	学校教育対策部	学校教育班
			生涯学習部長	生涯学習対策部	避難施設・応急給水応援班
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班	
		防災安全部防災課長	災害統括班		
		消防団長	町田市消防団		
		教育長	町田市立小中学校		
		災害統括部長			
		防災安全部長			

※ 本部員については上記に記載された者のほか、必要があると認めるときは町田市の職員のうちから指名することができる。



3 各対策部の班編成及び事務分掌

各対策部の班編成及び事務分掌は、「町田市災害対策本部所掌事務」のとおりとし、各班長は責任者として班を統括するとともに、各班員は班長の指示に従い任務を遂行する。各対策部長は、毎年5月1日現在で災害対策配備要員名簿及び非常招集系統を作成し、同月末日までに防災課長に提出する。また、配備要員に異動があった場合は、その都度修正し、防災課長に通知する。

なお、災害対策本部が設置されない災害に係る事案についても、「町田市災害対策本部所掌事務」に基づき、各対策部に属する部・局等において対応する。

【町田市災害対策本部 所掌事務】

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
各対策部共通	各班共通	○班内職員の動員及び配備に関すること	●		
		○所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及びとりまとめに関すること	●		
		○所管施設の点検及び応急復旧に関すること	●		
		○来庁者の安全確保に関すること	●		
		○都への応援要請（各対策部及び班が独立して行う活動内容に関する応援要請）に関すること	●		
		○各対策活動の財務及び庶務に関すること	●		
		○専門的支援団体(ボランティア等)の受入れと関係業者との連絡調整に関すること		●	
		○所掌事項に係る災害復興対策に関すること			●
		○災害救助法に伴う日ごとの記録と整理に関すること	●	●	
		※ 災害の程度や対策の進行状況等により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。 ※ 各対策活動に必要な資機材の備蓄を行う。			
災害対策本部付 ◎防災安全部長	【災害統括班】 班長：防災課長 副班長：市民生活安全課長  防災課 市民生活安全課	○災害対策本部及び現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること	●		
		○本部会議の庶務に関すること	●		
		○配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること	●		
		○総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること	●		
		○避難の指示及び警戒区域の設定に関すること	●		
		○気象情報等関連情報の収受及び伝達に関すること	●		
		○国、自衛隊及び都との連絡調整に関すること	●		
		○警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関すること	●		
		○ライフライン等防災関係機関との連絡調整に関すること	●		
		○防災行政無線の統制及び活用に関すること	●		
		○各対策部への情報伝達に関すること	●		
		○議会との連絡調整に関すること	●		
		○他の自治体等との相互協力に関すること	●		
		○他の対策部及び班に属さない事項に係る総合調整に関すること	●		
		○防災会議の庶務に関すること		●	
○防犯に関すること	●				

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
政策経営対策部  ◎政策経営部長 ○経営改革室長 ○デジタル戦略室長 ○広報担当部長	政策経営対策部事務局  企画政策課	○政策経営対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【企画班】 班 長：企画政策課長 副班長：経営改革室課長  企画政策課 経営改革室	○災害対策本部からの指令に対する具現化の指示及び調整に関すること ・臨時ヘリポートの開設 ・公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき・ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設用地等としての利用に関する調整 ・遺体安置所の選定	●		
		○各種支援団体の受入れに関すること ・広域消防応援部隊の受入れ ・自衛隊派遣部隊の受入れ ・他自治体からの災害派遣職員受入れ	●		
		○専門ボランティア（医療、東京都防災（語学）ボランティア及び応急危険度判定員等）の受入れに関すること	●		
		○災害復興本部に関すること ・復興方針及び復興計画の策定 ・復興対策の総合調整		●	
		○合同慰霊祭の運営に関すること			●
	【情報システム班】 班 長：デジタル戦略室課長  デジタル戦略室	○コンピュータシステムの保守及び復旧に関すること	●		
	【広報広聴班】 班 長：広報課長 副班長：広聴課長  広報課 広聴課 秘書課	○広報活動に関すること ・広報紙等による広報 ・町田市ホームページによる情報提供	●		
		○報道機関への情報提供（プレスリリース）及び調整に関すること	●		
		○本部長及び副本部長の秘書業務に関すること	●		
		○代表電話への問い合わせ対応に関すること	●		
		○来庁者から総合案内への問い合わせ対応に関すること	●		
		○被災者相談窓口の開設及び運営に関すること ・相談員の派遣 ・その他災害相談に関する調整		●	
○災害視察及び見舞者等への対応に関すること			●		
○災害支援等への対応に関すること	●				

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
総務対策部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○次長（労務担当）	総務対策部事務局 総務課	○総務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【災害統括応援班】 班 長：総務課長 副班長：法制課長 総務課 法制課	○災害統括班への応援に関すること	●		
	【情報統括班】 班 長：職員課長 副班長：工物品質課長 職員課 市政情報課 工物品質課 議会事務局	○職員の動員及び配備の把握に関すること	●		
		○災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務に関すること	●		
		○各対策部からの情報のとりまとめに関すること	●		
		○被害情報の収集に関すること	●		
	○避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に関すること		●		
財務対策部 ◎財務部長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査事務局長 ○営繕担当部長 ○税務担当部長	財務対策部事務局 財政課	○財務対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【財政班】 班 長：財政課長 財政課	○災害対策予算の調整及び編成に関すること		●	
		○災害救助法の適用申請及び報告資料の作成に関すること		●	
		○復興にむけての財政措置に関すること			●
	【調達輸送班】 班 長：契約課長 副班長：監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長 契約課 選挙管理委員会事務局 監査事務局 市有財産活用課（車両管理係）	○災害対策に係る物資の調達に関すること	●		
		○備蓄物資及び調達物資の管理及び輸送に関すること	●		
		○応援物資を管理する産業班との調整に関すること	●		
		○車両の配車受付と配車指示に関すること	●		
		○車両その他輸送手段の確保及び緊急輸送の実施に関すること ・水（水タンク、給水パック）、食料及び生活必需品等の応援物資の輸送 ・遺体及び負傷者の搬送 等	●		
		○下水道総務・応急給水編成班との連携に関すること ・市民への応急給水 ・災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営	●		
	【市庁舎管理班】 班 長：市有財産活用課長 市有財産活用課	○諸室等を災害対応に使用するための調整	●		
		○町田市庁舎の点検及び応急復旧に関すること	●		
	【施設管理班】 班 長：営繕課長 営繕課	○市有施設等の点検及び応急復旧に関すること	●		
		○市有施設等の危険建築物及び危険区域の安全対策に関すること ○応急仮設住宅建設に係る住宅供給班との調整に関すること	●	●	
	【被害調査班】 班 長：市民税課長 副班長：資産税課長 納税課長 市民税課 資産税課 納税課	○町田市庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に関すること	●		
		○ターミナル駅周辺の避難誘導及び混乱防止に関すること	●		
○帰宅困難者対策に関すること		●			
○建物及び宅地の被害調査に関すること			●		
○罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関すること			●		
	○被災者等への税の減免等に関すること			●	

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期			
			初動	応急	復旧	
市民対策部 ◎市民部長 ○市民協働推進担当部長 ○市民総務課長	市民対策部事務局 市民総務課	○市民対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
	【生活支援班】 班 長：市民総務課長(兼務) 副班長：市民協働推進課長 市民総務課 市民協働推進課	○一般のボランティア及び NPO の受入れの協力に関すること	●			
		○集会施設の活用に関すること	●			
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●			
		○町内会・自治会組織との連絡調整に関すること	●			
		○くらしの復興に関すること		●		
		○買占め、売惜しみ行為の自粛の啓発に関すること		●		
		○消費生活に関する相談及び苦情処理に関すること		●		
	【市民班】 班 長：市民課長 市民課	○遺体の収容並びに検視検案所の開設及び運営に関すること ・火葬場の被害状況及び運営状況の調査に関すること	●			
		○死亡届出受理、埋火葬許可及び埋火葬に関すること		●		
		○身元不明遺骨等の生活環境班への引継ぎに関すること			●	
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●			
		【市民センター班】 班 長：各市民センター 忠生市民センター 鶴川市民センター 南市民センター なるせ駅前市民センター 堺市民センター 小山市民センター	○地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡に関すること	●		
			○消防団分団本部の開設に関すること	●		
○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること			●			
文化スポーツ振興対策部 ◎文化スポーツ振興部長 ○文化振興課長	文化スポーツ振興対策部事務局 文化振興課	○文化スポーツ振興対策部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整等	●			
	【避難施設応援班】 班 長：文化振興課長(兼務) 副班長：スポーツ振興課長 文化振興課 スポーツ振興課 国際版画美術館	○所管施設の点検及び維持管理に関すること ・所管施設の美術資料の被害拡大防止に関すること ・文化財保護活動に関すること	●			
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●			
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●			
		○国際交流関係団体との連絡調整に関すること	●			
		○所管施設の活用に関すること ・応援隊の受け入れ施設としての活用		●		
		○外国人被災者の対応に関すること ・外国人被災者への情報提供 ・東京都防災（語学）ボランティアの受入れ、市内各所への派遣、及び国際交流団体との連絡調整	●	●		

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
福祉対策部 ◎地域福祉部長 ○福祉総務課長	福祉対策部事務局 福祉総務課	○福祉対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【福祉班】 班 長：福祉総務課長(兼務) 副班長：生活援護課長  福祉総務課 指導監査課 生活援護課 障がい福祉課	○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
		○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●		
		○二次避難施設（障がい者施設）の統括に関すること	●	●	
		○二次避難施設の開設、運営に関すること	●	●	
		○ボランティアに関すること ・都ボランティアセンター、赤十字及び個人ボランティアとの連携・調整 ・町田市社会福祉協議会へ町田市災害ボランティアセンターの設置・運営の要請 ・町田市災害ボランティアセンターとの連携・調整	●	●	
		○被災者の生活支援に関すること		●	
		○義援金の募集及び受付並びに配分計画の立案及び配布に関すること		●	
		○くらしの復興に関すること		●	●
	○支援金、弔慰金等の支給・貸付に関すること		●	●	

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期			
			初動	応急	復旧	
健康対策部 ◎いきいき生活部長 ○保健所長 ○いきいき総務課長 ○保健総務課長	健康対策部事務局	○健康対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
	いきいき総務課 保健総務課					
	【救護統括班】 班 長：保健総務課長(兼務) 副班長：保険年金課長 健康推進課長	保健総務課 保険年金課 健康推進課	○医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体または医療機関との連携及び調整に関すること	●		
			○市災害医療コーディネーターとの連携及び調整に関すること	●		
			○保健医療調整本部の設置及び連絡調整に関すること	●		
			○病院対策部との連絡調整に関すること	●		
			○応急医療救護に関すること	●		
			○救護所の設置及び管理に関すること	●		
			○医療機関等の情報収集に関すること	●		
			○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること	●		
			○専門職の受援に関すること	●		
			○医療救護に関する応援の要請に関すること	●		
			○負傷者等の搬送の調整に関すること	●		
	○毒物・劇物を保管する事業所の対応及び状況把握に関すること	●	●			
	【保健班】 班 長：保健予防課長	保健予防課	○被災者の健康管理（感染予防、精神保健医療及びエコノミークラス症候群対策等）	●		
			○妊産婦への対応に関すること	●		
			○要配慮者の特殊医療（人工透析等）の相談・支援に関すること	●		
			○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●		
			○感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関すること		●	
			○くらしの復興に関すること		●	
	【衛生班】 班 長：生活衛生課長	生活衛生課	○獣医師会、支援ボランティアとの連携調整に関すること	●		
			○食品の安全確保に関すること		●	
			○飲料水の安全等環境衛生の確保に関すること		●	
			○避難施設での動物救護対策に関すること		●	
			○被災動物の保護に関すること		●	
	○防疫活動に関すること		●			
	【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長(兼務) 副班長：高齢者支援課長 介護保険課長	いきいき総務課 高齢者支援課 介護保険課	○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること	●		
			○二次避難施設の開設及び運営に関すること	●	●	
○被災高齢者の生活支援に関すること				●		
○高齢者福祉団体との連絡調整に関すること				●		
		○福祉班への応援に関すること		●		

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期				
			初動	応急	復旧		
子ども生活対策部 ◎子ども生活部長 ○子ども総務課長	子ども生活対策部事務局  子ども総務課	○子ども生活対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●				
		○保育に係る総合調整に関すること	●				
	【子ども生活班】 班 長：子ども総務課長(兼務) 副班長：児童青少年課長 保育・幼稚園課長 子育て推進課長  子ども総務課 児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 子ども発達支援課	○乳幼児及び児童の救助救護及び保護に関すること	●				
		○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に関すること	●				
		○緊急保育に関すること	●				
		○乳幼児及び児童に係る相談に関すること	●				
		○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●				
		○保育の再開に関すること		●			
		○応急保育に関すること		●			
		○くらしの復興に関すること		●			
		○所管施設の点検、維持管理及び活用に関すること		●			
		○避難施設の開設及び運営に関すること	●				
		経済観光対策部 ◎経済観光部長 ○北部・農政担当部長 ○農業委員会事務局長	経済観光対策部事務局  産業政策課	○経済観光対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
				○所管施設の一時滞在施設としての活用に関すること	●		
【産業班】 班 長：産業政策課長 副班長：農業振興課長  産業政策課 観光まちづくり課 農業振興課 農業委員会事務局	○商工農業関係被害の調査に関すること		●				
	○商店等の早期営業再開に関すること			●			
	○物資集積所の開設及び運営に関すること		●	●			
	○備蓄物資及び調達物資を管理する調達輸送班との調整に関すること		●				
	○産業復興に関すること				●		
	○商工農業関係の融資等に関すること ・商工会議所及び農協等関係団体との連絡調整				●		

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
環境資源対策部 ◎環境資源部長 ○循環型施設担当部長	環境資源対策部事務局 環境政策課	○環境資源対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【清掃総務班】 班 長：環境政策課長 副班長：循環型施設整備課長 環境政策課 循環型施設整備課	○災害廃棄物の収集及び処理に係る総合調整に関すること ・災害廃棄物の収集及び処理計画の作成 ・収集及び焼却の応援要請 等	●		
	【生活環境班】 班 長：環境共生課長 副班長：環境共生課担当課長 環境共生課	○有害化学物質を保管する事業所の状況把握に関すること ○身元不明遺骨及び遺留金品等の市民班からの引継ぎに関すること	●		●
	【清掃工場支部】 支部長：循環型施設管理課長 副支部長：ごみ収集課長 環境政策課 循環型施設管理課 環境政策課	○清掃工場支部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに関すること ・環境資源対策部事務局との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達	●		
		○災害廃棄物の収集及び処理に関すること ・災害廃棄物、生活ごみの収集及び処理計画の立案 ・収集及び焼却の応援要請依頼等	●		
		○清掃施設の点検に関すること	●		
		○清掃施設の応急復旧に関すること	●		
		○災害廃棄物の処理に関すること		●	
	【清掃収集班】 班 長：ごみ収集課長 副班長：ごみ収集課担当課長 ごみ収集課	○道路班の道路啓開への応援に関すること	●		
		○調達輸送班への応援（車両の運転等）に関すること	●		
		○災害廃棄物の収集に関すること		●	
		○へい死動物の収容に関すること		●	
道路対策部 ◎道路部長 ○道路政策課長	道路対策部事務局 道路政策課	○道路対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【道路班】 班 長：道路管理課長 副班長：道路整備課長 道路維持課長 道路整備課 道路管理課 道路維持課	○道路啓開に関すること	●		
		○道路通行不能時の誘導協力に関すること	●		
		○道路及び橋梁等の応急点検に関すること	●		
		○道路施設等の水防活動及び他の水防活動への支援に関すること	●		
		○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること	●		
		○道路及び橋梁等の応急復旧に関すること		●	
		○下水道対策部が実施する下水道施設及び水路の応急復旧活動への応援に関すること		●	
		○応急対策用資機材の調達に関すること		●	
		○道路啓開に支障となるがれきその他の障害物の除去に関すること		●	
		○建設業団体等との連絡調整に関すること		●	
	○都市復興に関すること		●		
	○道路施設の本復旧に関すること			●	



第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期			
			初動	応急	復旧	
都市づくり対策部 ◎都市づくり部長 ○都市整備担当部長	都市づくり対策部事務局 都市政策課	○都市づくり対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
		○民間住宅等の応急危険度判定実施本部の設置及び判定実施計画の立案に関すること	●			
	【住宅都市復興班】 班 長：都市政策課長 副班長：建築開発審査課長 都市政策課 土地利用調整課 交通事業推進課 地区街づくり課 建築開発審査課	○斜面災害に関すること ・調査及び危険区域等の安全確保	●			
		○民間住宅等の応急危険度判定の実施に関すること ・応急危険度判定員の招集及び班分け ・民間住宅等の危険建築物及び危険区域等の安全対策		●		
		○被災地地の危険度判定に関すること		●		
		○住宅の新築または改築及び宅地改修等の相談に関すること		●		
		○都市復興に関すること		●	●	
		○市営住宅の応急復旧に関すること	●			
	【住宅供給班】 班 長：住宅課長 住宅課	○応急仮設住宅建設用地の確保及び建設に関すること		●		
		○市営住宅その他住宅供給に関すること		●		
		○住宅復興に関すること		●		
		○応急仮設住宅への入居受付に関すること			●	
		【公園管理班】 班 長：公園緑地課長 公園緑地課	○公園緑地等の災害対応に関すること	●		
			○道路班への応援に関すること	●		
○公園緑地等の利用に関すること ・避難広場、がれき・ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設地 等	●					
○所管施設の活用に関すること ・避難施設及び応援隊の受け入れ施設としての活用			●			
下水道対策部 ◎下水道部長 ○下水道経営総務課長	下水道対策部事務局 下水道経営総務課	○下水道対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●			
		○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること	●			
	【下水道総務・応急給水編成班】 班 長：下水道経営総務課長 (兼務) 下水道経営総務課	○下水道施設及び水路の応急復旧計画に関すること		●		
		○都市復興に関すること		●		
		○下水道施設等への悪質汚水流出（水質事故）に関する情報収集及び関係機関への連絡に関すること		●		
		○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設調整及び避難施設・応急給水応援班の編成に関すること	●			
		○広報広聴班、調達輸送班、避難施設・応急給水応援班との連絡調整に関すること	●			
		○都流域下水道本部との災害時支援に関する連絡調整に関すること	●			
	【下水道応急復旧班】 班 長：下水道管理課長 副班長：下水道整備課長 下水道管理課 下水道整備課	○開設された拠点からの情報収集及び各種対応の調整に関すること		●		
		○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること	●			
		○下水道施設及び水路の点検及び被害状況調査に関すること	●			
		○し尿の緊急収集及び運搬に関すること	●			
		○下水道施設及び水路の応急復旧に関すること		●		
		○仮設トイレの設置及び管理に関すること		●		
【下水処理場班】 班 長：水再生センター所長 水再生センター	○下水処理施設の点検に関すること	●				
	○下水処理施設の応急復旧に関すること		●			

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
出納対策部 ◎会計管理者 ○会計課長	出納対策部事務局 会計課	○出納対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【会計班】 班 長：会計課長（兼務） 会計課	○災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること ○指定金融機関との調整に関すること ○災害対策に係る決算に関すること ○市内の金融機関の情報収集に関すること	●		
				●	
					●
					●
学校教育対策部 ◎学校教育部長 ○教育総務課長	学校教育対策部事務局 教育総務課	○学校教育対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【学校教育班】 班 長：教育総務課長（兼務） 副班長：施設課長 学務課長	○児童及び生徒の避難及び救護に関すること ○児童及び生徒の安否確認に関すること ○避難施設の開設への協力に関すること ○避難施設の開設及び運営に関すること	●		
	教育総務課 新たな学校づくり推進課 施設課 学務課 保健給食課 指導課 教育センター	○避難施設に関すること ・開設及び運営に係る福祉班との調整に関すること ・市立小中学校との調整に関すること	●		
		○学校施設の応急復旧に関すること		●	
		○応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること ・被災児童及び生徒への学用品の供与 ・学校教育体制の再建 等		●	
		○被災学校施設の復興に関すること			●
生涯学習対策部 ◎生涯学習部長 ○生涯学習総務課長	生涯学習対策部事務局 生涯学習総務課	○生涯学習対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
	【避難施設・応急給水応援班】 班 長：生涯学習総務課長（兼務） 副班長：図書館長	○所管施設の点検及び維持管理に関すること ○避難施設の開設及び運営に関すること ○災害時給水ステーション（給水拠点）の開設及び運営に関すること ・都水道局により開設された浄水所、給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水の実施 ・応急給水槽における応急給水の実施 ・臨時応急給水所における応急給水の実施	●		
	生涯学習総務課 図書館 生涯学習センター	○所管施設の一時的滞り施設としての活用に関すること	●		

第3章 地震災害応急対策  
第1節 応急活動体制の確立

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・所・室	所掌事務	主な活動時期		
			初動	応急	復旧
病院対策部 ◎市民病院事務部長 ○市民病院事務部総務課長	病院対策部事務局  総務課	○病院対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等	●		
		○災害時災害拠点病院としての体制確保に関すること	●		
	【病院管理班】 班 長：総務課長(兼務) 副班長：施設用度課長  総務課 施設用度課 経営企画室 医事課	○病院施設の点検、管理及び復旧に関すること	●		
		○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に関すること	●		
		○救護統括班との連絡調整に関すること	●		
		○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること	●		
		○応急医療への応援に関すること	●		
		○被災患者の健康管理に関すること		●	
	【病院医療班】 班 長：統括部長 副班長：看護部長  診療部門 看護部門	○入院患者の避難、救護及び安全確保に関すること	●		
		○災害時、災害拠点病院としての活動に関すること	●		
		○応急医療救護に関すること	●		
		○妊産婦の保護に関すること	●		
		○感染症への対応に関すること	●		
		○トリアージ（START、PAT）の実施	●		
町田市消防団 ◎消防団長	○医療救護及び助産に関すること		●		
	○消火活動及び水防活動に関すること	●			
	○その他、市の行う災害対策活動等への協力に関する こと ・災害情報の収集及び伝達 ・負傷者等の救助及び救出 ・行方不明者及び遺体の搜索 ・避難広報及び避難誘導 等	●			
	○消防署等との連携に関すること	●			
町田市立小中学校 ◎教育長	○他自治体等の消防団との連携に関すること	●			
	○児童及び生徒の避難及び救護に関すること	●			
	○児童及び生徒の引渡しまでの保護に関すること	●			
	○学校施設の点検に関すること	●			
	○児童及び生徒の安否確認に関すること	●			
	○避難施設の開設への協力に関すること	●			
	○応急教育の実施に関すること		●		
	○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に関する こと		●		
○学校施設の応急復旧に関すること		●			
○被災学校施設の復興に関すること			●		

※指定職員について

指定職員は、初動期（発災～2・3日）において、あらかじめ定められた場所へ参集し、避難施設の開設・運営、市民センターでの情報の収集伝達又は災害対策本部要員としての業務に従事し、おおむね4日目以降は通常の勤務部署に戻るものとする。

#### 4 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催予定場所	町田市庁舎3階災害対策本部室とする。ただし、町田市庁舎の被災により災害対策本部が町田市庁舎に設置できない場合は、災害対策本部を設置する施設において本部会議を開催する。
主な報告事項	① 各対策部の配備態勢 ② 緊急措置事項
主な協議事項	① 被害状況の把握 ② 応急対策に関すること ③ 防災関係機関の本部会議への参加及び本部の廃止に関すること ④ 自衛隊、東京都、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する こと ⑤ 避難の指示、警戒区域の指定に関すること ⑥ 災害救助法の適用に関すること ⑦ 激甚災害の指定に関すること ⑧ 市民に対する緊急声明の発表に関すること ⑨ 応急対策に要する予算及び資金に関すること ⑩ 国、都等への要望及び陳情等に関すること ⑪ その他災害対策の重要事項に関すること

#### 5 国・都の現地災害対策本部との連携

市は、都及び国の連絡員等を庁舎内に受け入れる等して、連携を図る。また、都及び国の現地災害対策本部が設置される場合についても、設置場所の選定等について積極的な連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

## 第4 防災関係機関の活動体制（各防災関係機関）

### 1 責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

### 2 活動体制

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

## 第5 公共空間の使用調整（災害統括班）

### 1 使用調整の趣旨

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて都災害対策本部で総合的に調整される。

### 2 オープンスペースの使用調整

市は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。都災害対策本部は、市の利用要望と都各局、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

## 第6 緊急時の支払対応（各対策部各班）

非常災害により市庁舎・指定金融機関等が被災し、支払いに要する公金の準備が困難である状況で、緊急に現金での支払いが必要とされる場合、所属長等の承諾により現場の職員等が現金で支払い、後日の事務処理により職員に弁償することが可能である。

## 第2節 災害情報の収集・整理及び報告

概要	<p>災害が発生した場合、市は、被害の有無・状況等をできる限り早期に把握するとともに、今後予想される事象等を整理し、必要な情報については、防災関係機関や市民等と共有しながら、応急対策活動を進めることが重要である。</p> <p>本節では、上記のような観点から「情報連絡体制の確立」、「情報の収集」、「被害の調査」「被害情報の報告」の手順等について定める。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

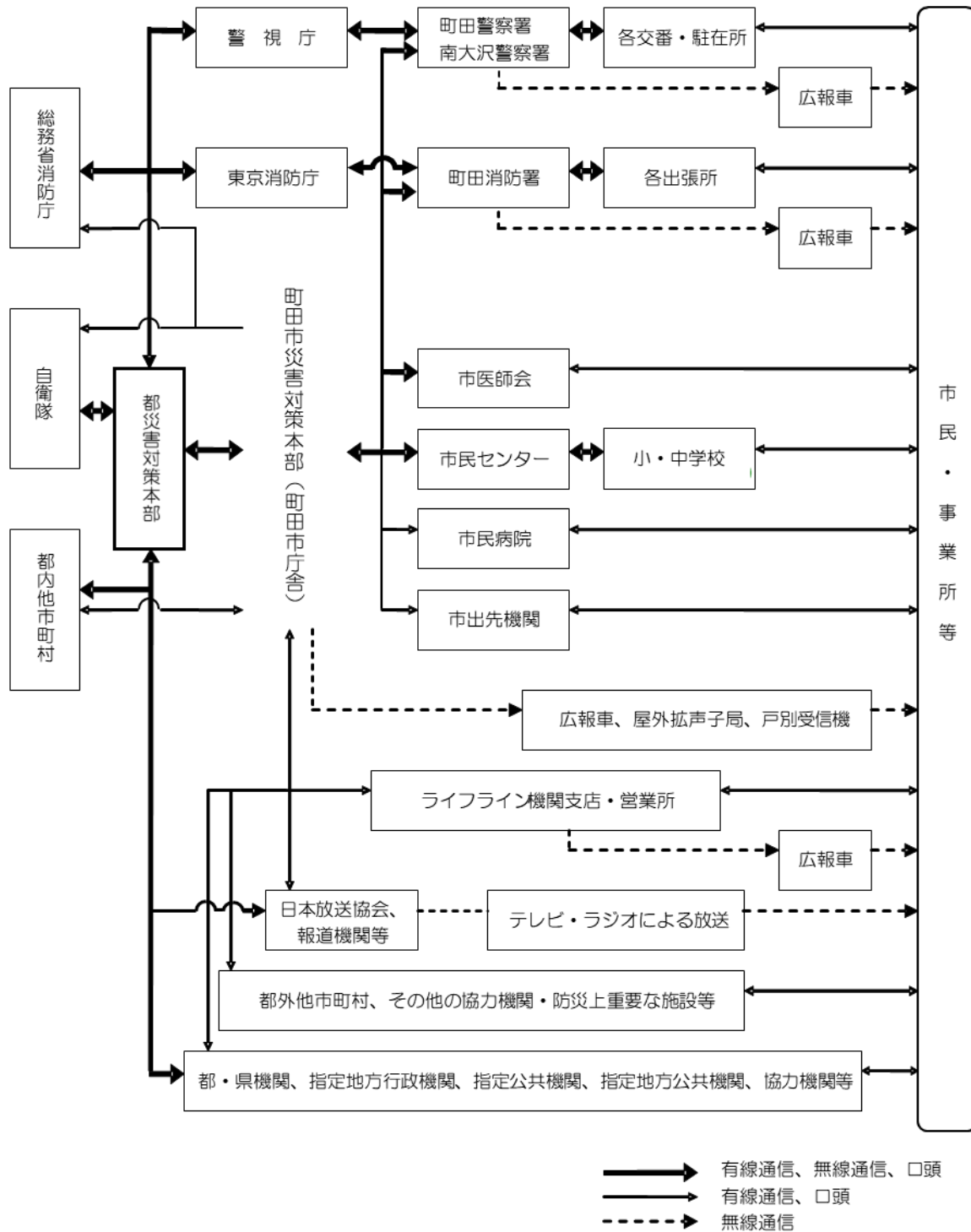
項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
情報連絡体制の確立	第1 情報連絡体制の確立	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
情報の収集	第2 地震情報の収集	●	●	●	災害統括班、各防災関係機関
被害の調査	第3 概況調査	●			災害統括班、情報統括班、被害調査班、該当班、各防災関係機関
	第4 各種被害調査		●	●	災害統括班、情報統括班、各対策部各班、各防災関係機関
被害情報の報告	第5 都への報告	●	●	●	災害統括班

## 情報連絡体制の確立

市域において震度4以上の地震が発生したとき、市は、直ちに電話、衛星携帯電話、インターネット、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

### 第1 情報連絡体制の確立（災害統括班、各防災関係機関）

＜災害時の情報連絡系統＞



### 1 通信施設・設備の機能確認等

#### (1) 通信施設・設備の機能確認と応急対策

##### ① 電話・FAX等の機能確認

市の各対策部は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

各班は、電話・FAX等の通信施設・設備の機能確認を行い、停電や機器の故障等が生じている場合には、他の通信手段を用いて市庁舎管理班（市有財産活用課）に連絡する。

市庁舎管理班（市有財産活用課）は、被災した通信施設・設備の応急修理に努める。

なお、各施設の所管する通信施設（電話・FAX等）については、各施設の担当者が応急修理に努める。

##### ② 無線施設の機能確認

通信設備のうち、都防災行政無線の機能確認は、災害統括班（防災安全部）が都と協力して実施し、市防災行政無線の機能確認は、災害統括班（防災安全部）と市民センター班（各市民センター）、市庁舎管理班（市有財産活用課）及び所管する各対策部が協力して実施する。

##### ③ 庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認

通信設備のうち、庁内ネットワーク等の通信施設の機能確認は、情報システム班（デジタル戦略室）が行う。

ただし、東京都災害情報システム（DIS）の機能確認は、災害統括班（防災安全部）が都と協力して実施する。

#### (2) 一般電話・市防災行政無線が機能しない場合の措置

##### ○ 伝令による連絡

一般電話・市防災行政無線が使用できない場合は、市民センターを中心とした徒歩等の伝令による連絡体制を構築する。



## 2 非常通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

### ■災害時の主な通信手段

主な災害時通信手段		主な通信区間	主な使用条件
有線通信	FAX		左記機関間の、指令の伝達及び報告は、原則としてFAX 文書で行う
	災害時優先電話	市災害対策本部・市の各施設・防災関係機関	電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る
	非常通話・緊急通話		加入電話、災害時優先電話が不能・困難な場合、他に優先して取り扱うよう請求する
	非常用公衆電話	設置予定場所（救護連絡所・町田駅周辺）	通信手段を失った市民の利用に供するため、特に必要な場所に非常用公衆電話の設置を要請する
無線通信	都防災行政無線	市災害対策本部・都・近隣市町・防災関係機関	<管理方法> 防災安全部長の指示による携帯局の搬出
	市防災行政無線（移動系）	市災害対策本部～市民センター・警察署・消防署・消防団・市医師会・現地災害対策本部・災害現場職員等	<管理方法> (1) 統制者による通信指示 (2) 子局間通信の禁止 (3) 緊急通信
	警察・消防・電気事業を行う機関の保有する無線 ※	市災害対策本部～都・近隣市町・防災関係機関	
	非常無線通信協議会構成員の保有する無線 ※		「緊急」ボタンを押し、統制者を呼び出し、統制者からの呼び出しを受け通信する。
	流通・運輸業者のMCA 無線 ※	市災害対策本部～災害現場職員・市民・事業所	※受信状態が悪いときは、場所を変えるなど少し移動してみる。それでも駄目な時は固執せず伝令等別の手段を考える。
	アマチュア無線 ※		
口頭	伝令	災害対策本部会議～各対策部・市内防災関係機関	市各対策部、市内防災関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。なお、連絡員は可能な限り無線機・携帯電話を携行する。

（\*電波法第52条第1項第4号の規定による）

※資料編 参照

### 3 連絡窓口の統一

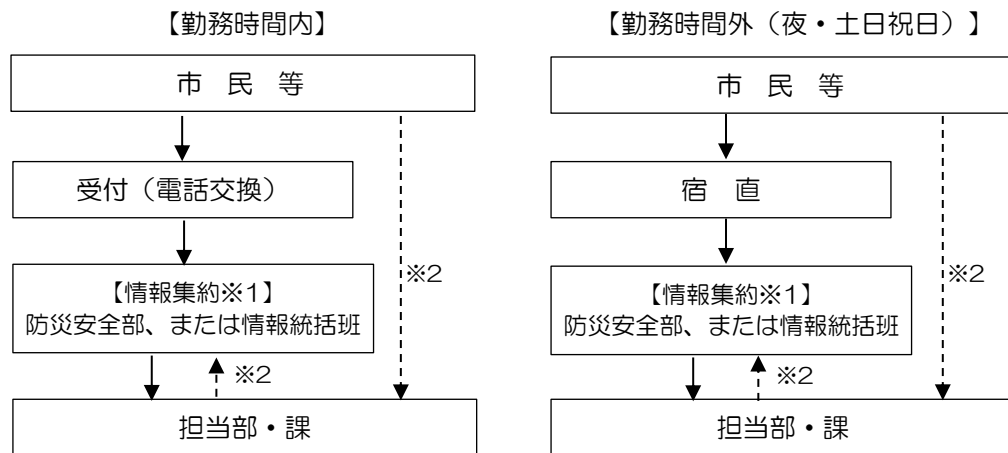
市の各部及び関係機関は、災害時の連絡窓口を統一するため、災害情報通信用の電話をあらかじめ指定するとともに、連絡責任者と専用従事者を配置する。

災害情報通信用電話は、NTTに事前登録された災害時優先電話を活用する。

なお、災害時優先電話は、電話を発信するときの優先的な機能であることから、発信先は災害時優先電話に指定されている電話以外にするなど効率的な運用に努める。

### 4 市民等からの通報の集約

#### ■市民等からの通報の流れ



※1 防災安全部（震度4、または震度5弱で警戒本部が設置された場合）  
情報統括班（震度5弱以上で災害対策本部が設置された場合）

※2 担当部・課に市民等から直接通報があった場合は、その旨及び対応などについて防災安全部、または情報統括班に報告する。

#### (1) 市民等からの通報の流れ

7時から19時まで、代表電話のオペレーターが受付し、防災安全部（警戒本部のとき）または情報統括班（災害対策本部のとき）に転送する。

19時から7時は、宿直職員が対応し、防災安全部または情報統括班に転送する。なお、通報件数が多く対応しきれない場合は、機械式対応に切り替え、対策要員の到着を待つものとする。

#### (2) 市民等からの通報集約

市民等からの通報の集約は、震度4または震度5弱で警戒本部が設置された場合は、防災安全部が集約する。また、震度5弱以上で災害対策本部が設置された場合は、情報統括班が集約する。

各担当部・課に直接通報があった場合は、その旨及び対応等について、防災安全部または情報統括班に報告する。

### 5 各対策部間の情報連絡

各対策部間の情報連絡は、対策部内での情報の共有化及び一元化を図るため、原則として、各対策部事務局を通じて行うものとする。

## 情報の収集

### 第2 地震情報の収集（災害統括班、各防災関係機関）

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知したときは、防災安全部（災害統括班）及び各防災関係機関は、速やかに次の情報を収集する。

- 1 市内で観測された震度
- 2 震源位置（震央及び震源の深さ）
- 3 地震の規模（マグニチュード）
- 4 震度分布状況（主要な各地の震度及び協定締結市町村の震度）

なお、町田市庁舎に設置された震度計において、震度4以上の地震が観測された場合には、防災行政無線屋外拡声子局等により市民等に情報を伝達する（自動放送）。

また、市は気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。

## 被害の調査

### 第3 概況調査（災害統括班、情報統括班、被害調査班、 該当班、各防災関係機関）

#### 1 概況調査の実施

各班は、地震発生後直ちに参集し、所管する施設の被害状況や所管事項等に関する被害調査を実施し、情報統括班に報告する。概況調査は、初動期において市が行う応急対策活動と市民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施するものであり、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、各班が創意工夫して実施する。

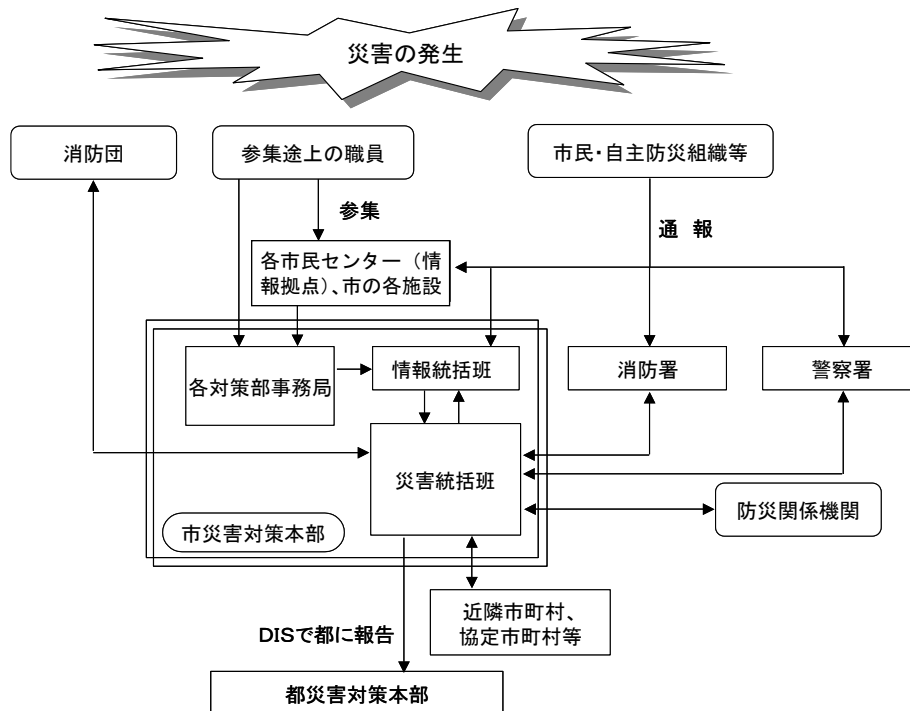
#### ■ 概況調査における情報収集項目と担当対策部

情報の種類	収集担当	情報の集約
人的被害	福祉対策部、健康対策部、 市民対策部、病院対策部 警察署、消防署	情報統括班
建物被害	財務対策部、各施設所管対策部 消防署	
道路・橋梁施設関係被害	道路対策部 南多摩東部建設事務所	
下水道施設被害	下水道対策部	
水道施設被害	都水道局	
避難施設被害	各施設所管対策部 各都立学校	
電気・ガス・通信・鉄道等の 所管施設・所管業務関係被害	各防災関係機関	

※ 公共輸送機関の運転状況及びライフラインの状況等については、復旧見込みの情報もあわせて収集する。

## 2 概況調査結果の整理・報告

<災害直後の情報収集体系>



### (1) 情報の集約

各対策部は、収集した情報を情報統括班に報告する。

情報統括班は、各対策部から寄せられた情報を、①情報源別、②地域別、③被害種別等にとりまとめ、災害統括班に報告する。

情報のとりまとめに際しては次の点に留意するものとする。

<概況調査のとりまとめにおける留意点>

- 災害の全体像の把握に努める。
- 被害情報の集まらない地区について、情報収集の手立てを講じる。
- 情報の確認・未確認の区分を明確にする。
- 二次災害等により被害の拡大する可能性がある地区の情報収集に努める。

### (2) 都への報告

災害統括班は、集約された被害情報を、東京都災害情報システム（DIS）への入力により、遅滞なく都へ報告する。（第5「都への報告」参照）

## 第4 各種被害調査（災害統括班、情報統括班、各対策部各班、各防災関係機関）

### 1 被害家屋数の推定

被害家屋数が災害救助法の適用基準となる滅失世帯数に達すると推定される場合、迅速に災害救助法の適用を申請する（第3節「災害救助法の適用」参照）ことが求められる。

災害統括班及び被害調査班では、市内の震度分布、建築年が古い家屋の分布及び火災の発生状況等に基づき、サンプリング調査を実施し、被害家屋数を推定する。

この結果が、災害救助法の適用基準を満たす場合は、直ちにその適用を申請する。

情報源	適用基準を満たすと推定される根拠	参照
概況調査	○ 市内全域で家屋が多数全壊した。 ○ 延焼火災が多数発生した。	第2節第3

### 2 各種被害状況等の調査

各対策部、各防災関係機関は、次の被害情報について調査・収集し、情報統括班に報告する。

#### ■情報収集の項目と担当班（詳細調査）

調査事項			情報収集の担当部・班	情報の集約
被災状況	人的被害	死者	救護統括班 市民班	情報統括班
		災害関連死者		
		負傷者		
		行方不明者		
	建物被害	住家被害	住宅都市復興班 被害調査班	
		非住家被害		
	公共土木施設被害	道路被害	道路班	
		河川の被害	下水道応急復旧班	
	教育施設の被害	都立教育施設の被害	学校教育班	
		市立教育施設の被害		
私立教育施設の被害				
福祉施設の被害	都立福祉施設の被害	災害統括班		
	市立福祉施設の被害	福祉班 高齢者福祉班 子ども生活班		
	私立福祉施設の被害			
商工関係・農林関係被害		産業班		
サービスの状況等	医療機関の状況	市民病院の被害	病院管理班	
		市内医療機関の被害	救護統括班	
	ライフラインの状況等	下水道の被害	下水道応急復旧班	
		電力供給の状況	災害統括班	
		ガス供給の状況		
		水道供給の状況		
	通信の疎通状況			
公共輸送機関の運転状況等	鉄道	住宅都市復興班		
	バス			
	タクシー			

なお、建物被害調査は、「第20節 災害時の建物対策」に基づき、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定、及び住家被害認定調査を実施する。

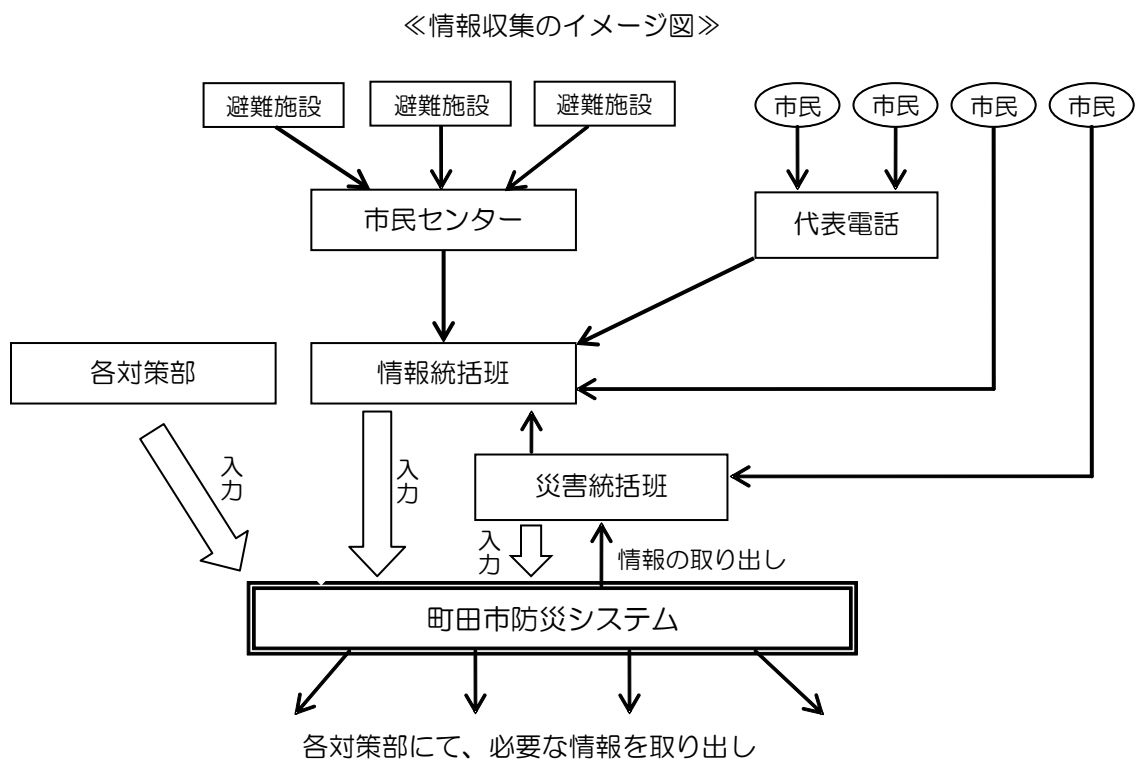
### 3 情報のとりまとめ

各対策部各班は、被害情報を町田市防災システムへ入力する。情報統括班は、各対策部各班、防災関係機関が調査・収集した被害情報を、次の点に留意し、町田市防災システムへ集約してとりまとめ、災害対策本部に報告する。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ○ 市全体の被害状況  | ○ 現在の災害の進行状況 |
| ○ 被害箇所の復旧状況 | ○ 未確認の情報等    |

### 4 町田市防災システムの活用

各対策部各班は、町田市防災システムに集約させた情報を取り出すなどして被害状況の把握に努め、対策部活動に活用する。



## 被害情報の報告

### 第5 都への報告（災害統括班）

市長（本部長）は、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、被害の具体的な状況を都に報告する。

#### 1 報告する事項・方法

災害統括班は、東京都災害情報システム（DIS）への入力により、次の事項を都へ報告する。また、システム障害等によりDISに入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

- |                                         |
|-----------------------------------------|
| (1) 災害の原因                               |
| (2) 災害が発生した日時                           |
| (3) 災害が発生した場所又は地域                       |
| (4) 被害状況〔被害の程度は、都地域防災計画の認定基準（都総務局）に基づく〕 |
| (5) 災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置          |
| (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類              |
| (7) その他必要な事項                            |

#### 2 報告の種類・期限等

災害統括班は、「災害報告取扱要領」に従って、必要な報告を行う。

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	被害第1報報告	
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	
要請通知	即時	支援要請	
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種被害報告	同上	被害箇所報告
災害年報	4月20日	被害数値報告	

※資料編 参照

#### 3 都への報告ができない場合

都への報告ができない場合、災害統括班は直接、国（総務省消防庁）に報告する。

国（総務省消防庁）連絡先	Tel. 03-5574-0119
	Fax. 03-5574-0190



## 第3節 災害救助法の適用

概 要	<p>大規模な災害が発生し、市域の被害が甚大でかつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることが求められる。</p> <p>本節では、災害救助法に基づく国による救助実施の決定を求めるにあたって必要な「災害救助法の適用基準」、「災害救助の内容及び手続きの方法等」について定める。</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目	活動項目	初 動	応 急	復 旧	担 当
災害救助法の適用基準	第1 災害救助法の適用基準				
災害救助の内容及び手続きの方法等	第2 災害救助法の適用申請	●	●		災害統括班
	第3 災害救助法による救助の実施	●	●	●	災害統括班、財政班

## 災害救助法の適用基準

### 第1 災害救助法の適用基準

#### 1 災害救助法の適用基準

##### (1) 災害が発生した段階の適用（第1条第1項）

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

- 市の区域内で住家が滅失した世帯の数が150世帯以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

##### (2) 災害が発生するおそれ段階の適用（第1条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、市が当該本部の所管区域として告示されたときに、市の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、都は災害救助法を適用する。

#### 2 滅失世帯の算定基準

##### (1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

##### (2) 住家の滅失等の認定

被害の区分	認定の基準
①住家が滅失したもの （全壊、全焼又は流出）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
②住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの （半壊又は半焼）	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

被害の区分	認定の基準
③住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（準半壊）	損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
④住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	上記①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

## 災害救助の内容及び手続きの方法等

### 第2 災害救助法の適用申請（災害統括班）

#### 1 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

#### 2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

### 第3 災害救助法による救助の実施（災害統括班、財政班）

財政班は、救助の実施に当たって各対策部に関係帳票の作成を指示し、整理する。また、災害統括班はこれを都知事に報告する。その他災害救助は、災害対策基本法第5条に基づき、市長が応急措置を実施する。

#### 1 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となるものであり、災害統括班は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

また、災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務づけられている。このため、関係各対策部各班は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録・整理し、財政班に報告する。財政班は、帳票を整理し、災害統括班を通じて都知事に報告する。

※資料編 参照

#### 2 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となり、市長は、都知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

### 3 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

#### ■災害が発生した段階の救助（法第4条第1項）

○避難所及び応急仮設住宅の供与	○被災した住宅の応急修理
○炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○学用品の給与
○被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与	○埋火葬、死体の捜索及び処理
○医療及び助産	○障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）
○被災者の救出	

#### ■災害が発生するおそれ段階の救助（法第4条第2項）

○避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む
-------------------------------------

救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

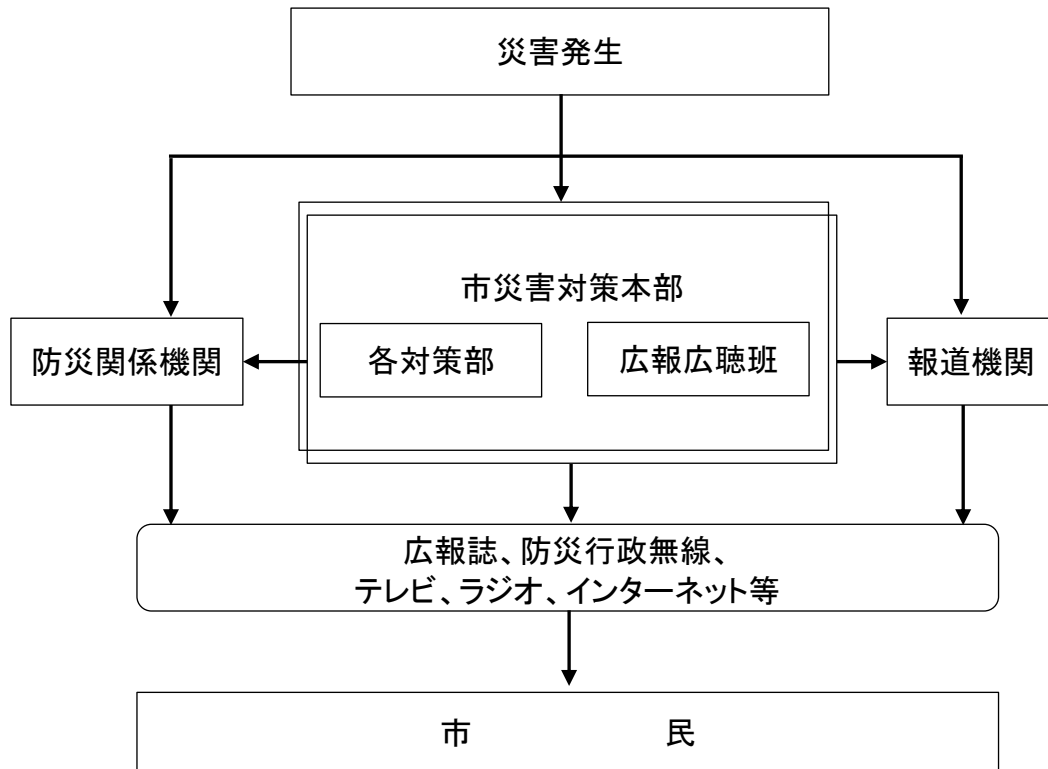
### 4 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」のとおりとする。基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

## 第4節 災害時の広報

概要	災害時には、市民等に対して被害の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等の情報を提供し、二次的被害や混乱の防止を図る必要がある。 本節では、市民等へ広報すべき情報の種類、広報の手段、報道機関への対応、防災関係機関が行う広報等及び被災者からの相談受付について定める。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
広 報	第1 市からの広報	●	●	●	広報広聴班、各担当班、消防署、警察署
	第2 被災記録の収集			●	各対策部各班
	第3 防災関係機関からの広報		●	●	警察署、消防署、気象台、自衛隊、日本郵便、東京電力グループ、通信各社、東京ガスグループ、鉄道各社
報 道	第4 報道機関への対応、要請		●	●	広報広聴班
広 聴	第5 相談窓口の開設		●	●	広報広聴班、消防署



## 広 報

### 第1 市からの広報（広報広聴班、各担当班、消防署、警察署）

#### 1 初動活動期の緊急的な広報

初動活動期においては、災害統括班が緊急対策上必要な情報を整理する。

広報広聴班および災害統括班は、消防署、警察署と協力し、防災行政無線（固定系）、メール配信サービス、ソーシャルメディア、掲示板等への掲示、報道機関等への情報提供により、避難及び注意等、市民・企業等が当面とるべき行動について市民等への緊急広報を行う。

#### 2 応急活動期の広報

応急活動期においては、各担当班の生活関連情報を広報広聴班が集約し、広報する。ただし、地域が限定される情報等は、広報広聴班と調整のうえ、必要に応じて各班が行う。また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供する際には、様々な媒体を活用するよう配慮する。特に、避難施設にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。更に、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を実施する。

視聴覚障がい者等の要配慮者及び外国人については、ボランティア等の協力を得て的確に情報を提供する。

#### ■ 広報内容

時期	広報内容	主な実施機関・市担当班	参 照
初 動 活 動 期	地震情報	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	出火防止・初期消火措置等	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ	災害統括班、広報広聴班	—
	市民・企業等が当面とるべき対応	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	被害状況や危険箇所の情報	住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団、広報広聴班	第10節
	帰宅困難者等の支援情報	被害調査班	第11節
	避難誘導、避難の指示	警察署、消防署、消防団	第12節
	避難施設の開設・運営	福祉班、学校教育班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班	第12節
要配慮者等対策	福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節	
外国人支援対策	避難施設応援班	第14節	

第3章 地震災害応急対策  
第4節 災害時の広報

時期	広報内容	主な実施機関・市担当班	参 照
応急活動期	地震・余震等の情報	災害統括班、広報広聴班、消防署	—
	救護活動の実施	救護統括班	第7節
	精神保健医療	保健班	第7節
	要配慮者等対策	福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、広報広聴班、各班	第13節
	外国人支援対策	避難施設応援班	第14節
	緊急輸送路及び交通規制	広報広聴班、道路班、警察署	第15節
	水道の応急・復旧対策	災害統括班、都水道局	第16節
	下水道の応急・復旧	下水道対策部、広報広聴班	第16節
	下水道の使用自粛の呼びかけ		
	飲料水、生活用水の給水	下水道総務・応急給水編成班、調達輸送班、福祉班	第18節
	食料の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	生活必需品の供給	福祉班、調達輸送班	第18節
	衛生・防疫	保健班、衛生班、清掃収集班	第19節
	生活ごみの処理	環境資源対策部各班	第19節
	建物の修理・解体、応急仮設住宅の募集	住宅都市復興班、福祉班、広報広聴班、生活環境班	第20節
被災者生活支援に関する情報	災害統括班、広報広聴班	—	

■広報手段

手 段	実 施 方 法
○防災行政無線（固定系）	広報文を作成し、屋外スピーカーを通じて、市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
○メール配信サービス	防災行政無線で放送した内容や必要に応じて災害情報等を、事前登録者のパソコンや携帯電話へメールで配信する
○防災行政無線フリーダイヤル	防災行政無線で放送した内容を電話で確認できる音声応答サービスにより、放送内容を聞き取れなかった市民への情報提供を行う。
○代表電話	防災行政無線で放送した内容や、市が取りまとめた災害情報及び広報内容を情報提供する。また、適切な情報提供先への案内を行う。
○テレビ・ラジオ等	必要に応じて、都及び市が協力協定を締結している下記の放送機関に放送を要請する。緊急時等のやむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに都へ報告する。 【市の協定先】 JCOM、イッツ・コミュニケーションズ、多摩テレビ、横浜エフエム（FMヨコハマ）、エフエムさがみ（FM HOT 839）、ヤフー株式会社 【都の協定先】 日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、Interfm、ヤフー株式会社
○掲示板	随時、避難施設、本部、市民センター入口等に掲示する。
○広報紙	適時に発行し、避難施設、本部、市民センター等で配布する。
○町田市ホームページ	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。
○町田市防災WEBポータル	必要に応じて、災害関連情報等を掲載する。
○その他	ソーシャルメディア、災害情報共有システム（Lアラート）等を通じて情報発信する。



## 第2 被災記録の収集（各対策部各班）

各対策部各班は、収集した被災記録、被害状況等の災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等に努める。

広報広聴班は、これらの記録を集約し「災害の記録」を作成するとともに、市ホームページに掲載する。

## 第3 防災関係機関からの広報（消防署、警察署、気象台、自衛隊、日本郵便、東京電力グループ、通信各社、東京ガスグループ、鉄道各社）

防災関係機関は災害が発生した場合、次の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機関	広報内容及び主な伝達手段	参照
町田消防署	火災、避難、危険物施設等を広報車等で広報	第8節 第12節第1
町田警察署 南大沢警察署	避難、交通規制、防犯、二次災害発生防止のための避難をパトカー等で広報	第12節第1 第15節第2
東京管区 気象台	地震・津波の詳細情報や解説、地震活動の見通しや防災上の注意点等を広報	
自衛隊	広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報を実施 人命財産の保護に影響する緊急情報、自衛隊及び関係機関の活動状況、関係機関の告示事項等について、ヘリコプター・地上部隊等による呼びかけ、報道機関を通じて広報	
日本郵便	業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について報道機関及び郵便局窓口等で広報	
東京電力 グループ	電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の注意、復旧状況等を報道機関及びホームページ、広報車等で広報	第16節第4
N T T K D D I ソフトバンク 楽天モバイル	通信の被害・疎通状況や災害用伝言サービス提供開始の案内、災害時公用電話や避難所Wi-Fi等の開設状況について、ホームページや報道機関等を通じて広報	第16節第5
東京ガス グループ	ガス供給の応急対応や復旧状況、マイコンメーター復帰操作やガス機器の使用上の注意事項等について、ホームページや報道機関等を通じて広報	第16節第6
J R 東急電鉄 小田急電鉄 京王電鉄	災害の規模や被害範囲、駅周辺及び沿線の被害状況、不通区間や開通見込、代替交通手段等について、駅改札や構内放送、ホームページ、報道機関等を通じて広報	第16節第10

## 報 道

### 第4 報道機関への対応、要請（広報広聴班）

#### 1 記者会見の実施

広報広聴班は、適宜記者会見を行い、情報の提供を行う。また、機関対応のために各班の活動記録等を集約し、紙面での配布、及び災害対策本部室外壁面（アトリウム側）での掲示などの方法により必要に応じて情報提供する。

発表者	内 容
広報広聴班長	<input type="checkbox"/> 災害の種類、発生場所、日時、状況 <input type="checkbox"/> 災害応急対策の状況

※記者会見場については、庁舎の使用状況に応じて設置する。

#### 2 取材活動の自粛

広報広聴班は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛を依頼する。

- |                                  |                                  |                                |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 災害対策本部内 | <input type="checkbox"/> 市民センター内 | <input type="checkbox"/> 避難施設内 |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|

#### 3 広報の要請、依頼

広報広聴班は、都を通じて応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

ただし、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに都にその旨を連絡する。

#### 4 広報内容の受け

広報広聴班は、災害対策本部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け取る。広報する内容はおおむね次のとおりである。

- |                                           |                                           |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 不要不急の電話の自粛       | <input type="checkbox"/> 被災者の情報           |
| <input type="checkbox"/> 医療機関の情報          | <input type="checkbox"/> 二次災害防止のためにとるべき措置 |
| <input type="checkbox"/> 交通情報             | <input type="checkbox"/> 食料・生活必需品に関する情報   |
| <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道等の復旧の見通し | <input type="checkbox"/> その他              |

## 広 聴

### 第5 相談窓口の開設（広報広聴班、消防署）

#### 1 市の相談窓口の開設

広報広聴班は、市域に大規模な災害が発生した場合、並びにその他必要と認める場合には、直ちに町田市庁舎内、市民センターに被災者総合相談窓口を開設し、相談員を派遣して、広聴活動を行う（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」を参照）。

また、広報広聴班は、必要と認める場合は、各避難施設等に相談員を巡回させ、臨時市民相談を行い、被災した市民の相談、要望などの聴き取りに努める。相談員の人員が足りない場合は、災害対策本部と相談員の増員等の調整を図る。

その他、電話による市民からの問い合わせや来庁者からの相談・要望等にも、代表電話及び総合案内にて対応・案内する。

#### 2 消防署の相談窓口の開設

災害の規模に応じて、必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。また、市民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

## 第5節 相互協力・応援要請

概要	<p>大規模災害が発生し、市職員だけでは対応しきれない事態と判断される場合、都、自衛隊、他自治体、民間団体・事業所等の応援活動が必要である。</p> <p>本節では、各種団体への応援要請、ボランティアの受け入れについて定める。</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
協力・応援要請	第1 自衛隊派遣要請	●	●	●	災害統括班
	第2 自治体への応援要請	●	●	●	災害統括班、企画班
	第3 その他協力要請	●	●	●	各担当班
	第4 自衛隊、消防、警察、協定市区町村等の受け入れ	●	●	●	企画班、災害統括班
ボランティア	第5 ボランティアの受け入れ、活動	●	●	●	福祉班、企画班、生活支援班

### 協力・応援要請

#### 第1 自衛隊派遣要請（災害統括班）

市長（本部長）は、自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2に基づき、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

##### 1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣（自衛隊法第83条）には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

都知事の要請による派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため、自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合</li> <li>○ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し派遣される場合</li> <li>○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため、都知事に対して自衛隊に災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が災害派遣を要請し派遣される場合</li> </ul>
都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</li> <li>・ 部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</li> </ul> </li> <li>○ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合</li> <li>○ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合</li> <li>○ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合</li> <li>○ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合</li> </ul>

## 2 派遣要請依頼の方法

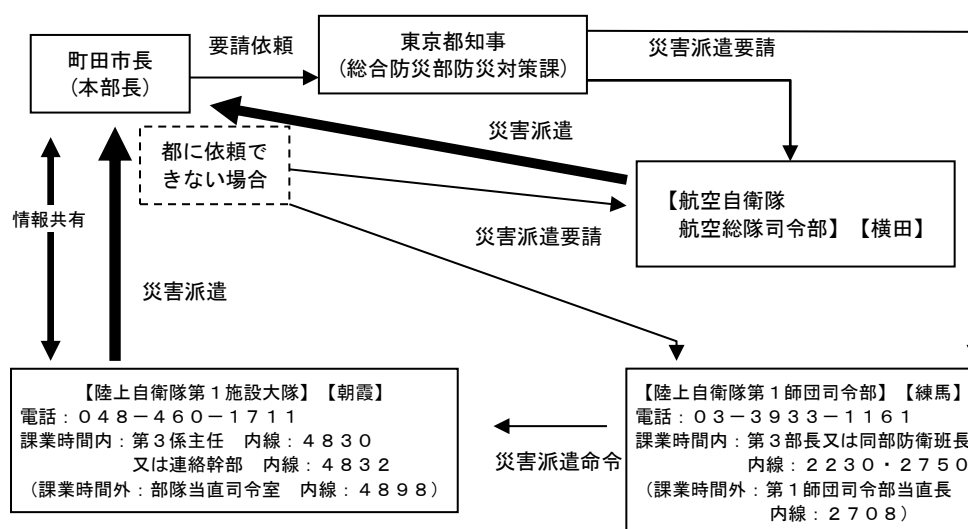
市長（本部長）は都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書にて依頼する。

ただし、緊急を要し、かつ都知事に対して依頼を行うことができないとき、市長はその旨及び災害の状況を陸上自衛隊第1師団司令部及び航空総司令部に通知する。上記事項とあわせて、第1施設大隊と災害状況の情報共有を行う。

この場合、都と連絡がとれ次第、事後速やかに都知事にその旨を通知する。

要 請 依 頼 先	東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要 請 文 あ て 先	○ 陸上自衛隊 第一師団（練馬）：03-3933-1161 （防衛班 内線 238・239） 〒179-8523 練馬区北町 4-1-1
	○ 航空自衛隊 航空総隊司令官（横田） 〒197-8503 福生市大字福生 2552
緊 急 時 の 連 絡 先	○ 第1施設大隊（朝霞）：048-460-1711 課業時間内：第3係主任 内線：4830 又は連絡幹部 内線：4832 （課業時間外：部隊当直司令室 内線：4898）
	○ 作戦システム運用隊（横田）：042-553-6611 課業時間内：企画部長又は防衛班長 内線：2259・2663 （課業時間外：作戦システム運用隊当直 内線：2348）
要 請 ・ 通 知 の 伝 達 方 法	文書各1部 （緊急の場合は電話、無線で行い、事後、文書で送付する）
記 載 内 容	○ 災害の状況及び派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ 派遣を希望する期間 ○ その他参考となるべき事項

※資料編 参照



### 3 活動内容

自衛隊の活動内容は、次に示すとおりである。

○ 被害状況の把握	○ 避難の援助	○ 避難者等の搜索援助
○ 水防活動	○ 消防活動	○ 道路又は水路の障害物除去
○ 応急医療、救護及び防疫	○ 人員及び物資の緊急輸送	○ 被災者生活支援
○ 救援物資の無償貸付又は譲与	○ 危険物の保安及び除去	○ その他臨機の措置等

### 4 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、東京都地域防災計画に基づき、原則として市が負担する。

## 第2 自治体への応援要請（災害統括班、企画班）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急業務を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、町田市災害時受援応援計画及び各種応援協定により応援を求める。

### 1 都、他の市町村への応援要請

#### (1) 都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第68条に基づき、都本部（人員調整部門）、都本部（物資調整チーム）に対し応援の要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、まず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

要 請 先	都本部（人員調整部門）、都本部（物資調整チーム）
要請伝達方法	口頭または電話等をもって要請（後日文書により改めて処理）
応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務名</li> <li>○ 期間（想定）</li> <li>○ 活動内容</li> <li>○ 活動場所（拠点、現場、資機材等）</li> <li>○ その他必要な事項</li> <li>○ 要請人数</li> <li>○ 集合場所</li> <li>○ 応援職員に求める要件（職種、資格、経験）</li> </ul>

※資料編 参照

#### (2) カウンターパート団体への応援要請

大規模な災害により被害が広範囲にわたるなど、応援対象の自治体が複数となる場合には、被災自治体ごとに支援を担当する自治体（カウンターパート団体）が割り振られる。カウンターパート団体は、被災自治体を原則一対一で担当し、支援業務や人員に関する調整などを主体的に行うこととなる。

町田市の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合、都から決定通知があり、カウンターパート団体決定後の応援職員に関する具体的な調整は、市とカウンターパート団体で直接実施することとなる。

なお、カウンターパート団体への応援要請は、(1)「都への応援要請」と同様に行う。

(3) 他市町村への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第67条及び災害時相互援助協定に基づき、協定市町村、又は他の市町村長に対し応援の要請を行う。

他の市町村への応援要請は、(1)「都への応援要請」と同様に行う。

■災害時相互援助協定締結先

<input type="checkbox"/> 多摩25市3町1村	<input type="checkbox"/> 長野県長野市	<input type="checkbox"/> 長野県南佐久郡川上村
<input type="checkbox"/> 山形県東置賜郡川西町	<input type="checkbox"/> 山梨県南巨摩郡富士川町	<input type="checkbox"/> 神奈川県相模原市
<input type="checkbox"/> 神奈川県大和市	<input type="checkbox"/> 神奈川県横浜市	<input type="checkbox"/> 神奈川県川崎市

■東京都及び市区町村相互間の災害時等協力協定締結先

都と都内62市区町村
------------

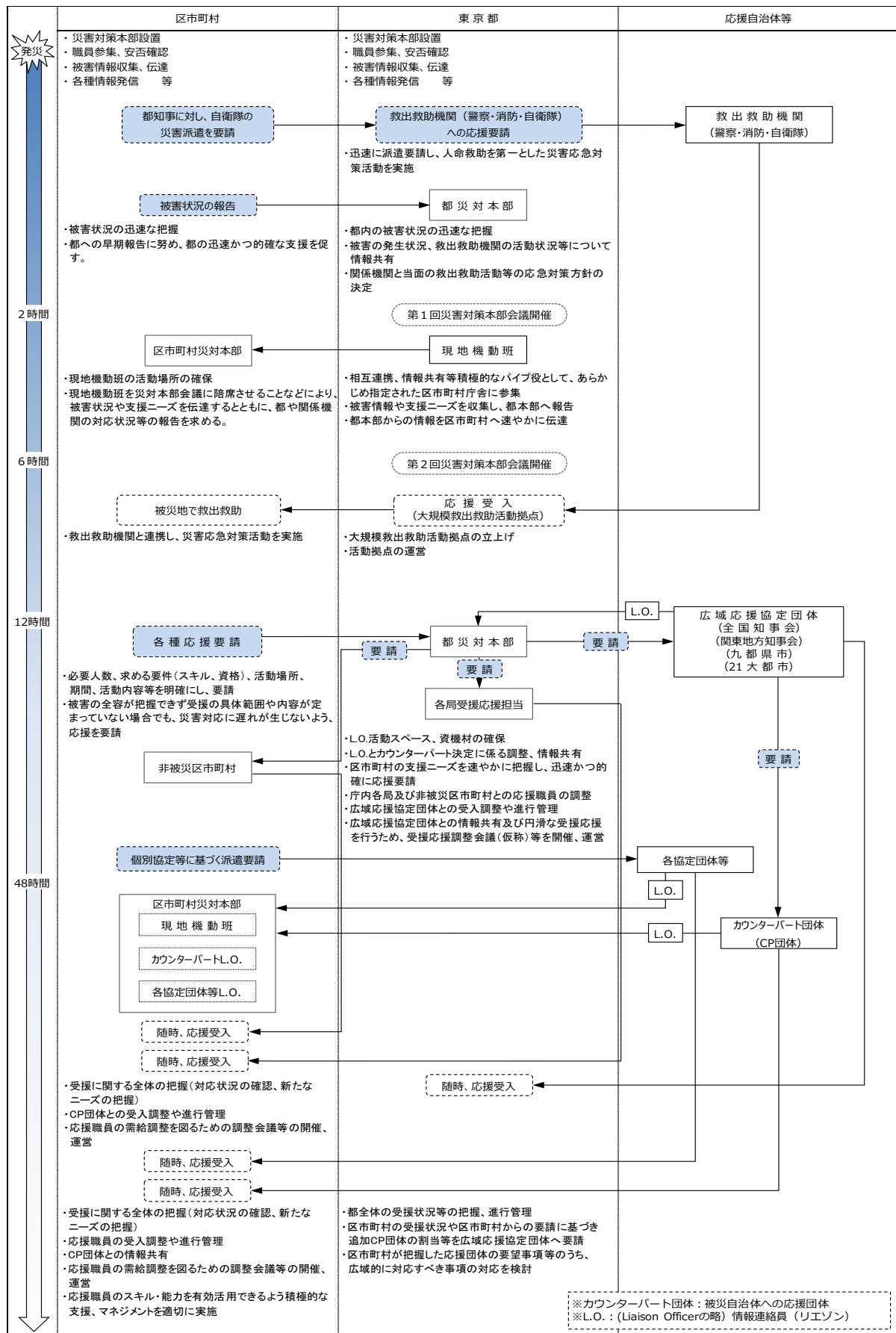
※資料編 参照

(4) 各対策部・班からの応援要請への対応

各対策部・班が都や他市町村等からの応援が必要な場合は、町田市災害時受援応援計画に基づいて対応する。

第3章 地震災害応急対策  
第5節 相互協力・応援要請

■市区町村と東京都と応援自治体の連携図



（出典：東京都災害時受援応援計画）



## 2 職員の派遣要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長、又は指定地方公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条に基づき、都知事に対し、他の市町村、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関等の職員派遣のあっ旋を求める。

要請先	指定地方行政機関の長、指定地方公共機関等 東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）
職員の派遣 要請・あっ旋	<input type="checkbox"/> 派遣・あっ旋を要請する理由 <input type="checkbox"/> 派遣・あっ旋を要請する職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項

## 3 派遣職員の給与等経費負担

他市町村等から派遣された職員の給与等経費負担は、災害対策基本法施行令第18条の規定に基づき行う。

## 4 他市町村からの応援申込等

企画班は、他市町村からの応援協力の申込みや、都が市からの要請を待たずに実施する人的支援（プッシュ型人的支援）があった場合、町田市事業継続計画（BCP）に掲載されている受援業務確認シートに基づき、各対策部に案内する。

各対策部は、協力の申出に対し、災害対策の状況によって調整し応答する。また、協力する市町村の活動が終了したときは、企画班にその内容を報告する。

### 第3 その他協力要請（各担当班）

各担当班は、次のとおり協力要請を行う。

各対策部において協定先の協力が必要な場合は、各要請先の担当班を通して依頼する。

要 請 先	要 請 項 目	担当班	参 照
日本郵便	情報収集	情報統括班	第2節
市医師会	応急救護、医療救護	救護統括班	第7節
市歯科医師会	応急救護、歯科医療救護		
市薬剤師会	応急救護、医薬品等の調達		
市柔道整復師会	応急救護		
都獣医師会町田支部	臨時動物保護所の運営、飼育の適正指導	衛生班	第12節
民間一時滞在施設等	帰宅困難者一時滞在施設としての施設提供	被害調査班	第11節
トラック協会、赤帽	自動車輸送	調達輸送班	第15節
町田青年会議所	物資の供給・輸送	調達輸送班	第15節
LPGガス協会、ガス会社等	燃料調達、早期の応急仮設住宅へのLPGの設置	調達輸送班	第15節 第18節
米穀商組合等	食料の調達	調達輸送班	第18節
スーパー、デパート等	食料、生活必需品類の調達		
町田市農業協同組合	野菜類、穀類等生鮮品の提供		
町田市管工事協同組合	協力農地の使用	企画班	第5節 第15節 第16節
	救助活動支援、下水道の復旧工事	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班	第16節
町田市管工事協同組合	応急給水活動支援	災害統括班 下水道総務・応急給水編成班 避難施設・応急給水応援班	第18節
ベクセス	仮設トイレの調達	下水道応急復旧班	第19節
町田市建設業協会	救助活動支援、道路啓開作業、建設・土木復旧作業及び資機材調達	道路班	第5節
カーレスキュー塚本	車両撤去の協力	道路班	第15節
石油商業組合	消防用車両等への燃料供給	消防署	第6節
ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会	災害救助犬の派遣	企画班	
町田市緑化協会	公園・緑地・街路樹の啓開作業、障害樹木の撤去処分	公園管理班	第16節
報道機関（イッツコム、J:COM、多摩テレビ、エフエムさがみ、横浜エフエム）	市の災害情報の配信	広報広聴班	第4節

※資料編 参照

## 第4 自衛隊、消防、警察、協定市区町村等の受け入れ（企画班、災害統括班）

### 1 自衛隊等の受け入れ

企画班は、自衛隊等の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。なお、受け入れ拠点候補地の利用が困難な場合は、その状況に応じて受け入れ先を確保する。

連絡窓口	企画班から連絡担当者を定め、派遣自衛隊等には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。</li> <li>○ 必要な資機材を確保する。</li> <li>○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。</li> <li>○ ヘリポートを設置、確保する。</li> </ul>
派遣部隊の受け入れ拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 野営地、宿舎、屋内施設を確保する。</li> <li>○ 資材置場、炊事ができる広場を確保する。</li> <li>○ 事務のできる部屋、駐車場を確保する。</li> <li>○ 派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。</li> </ul>
受け入れ拠点候補地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 野津田公園</li> <li>○ 町田中央公園</li> <li>○ 鶴見川クリーンセンター</li> <li>○ 木曾山崎グラウンド</li> <li>○ 協力農地の活用</li> </ul>

### 2 協定市町村の受け入れ

企画班は、協定市町村からの職員の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	企画班から連絡担当者を定め、応援隊には連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。</li> <li>○ 必要な資機材を確保する。</li> <li>○ 作業に関係のある施設の管理者に対し、施設利用の了解を得る。</li> </ul>
応援受け入れ拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿舎、屋内施設として社会教育施設等を確保する。</li> <li>○ 資機材等の置き場所として、協力農地を確保する。</li> </ul>

### 3 その他協力要請先の受け入れ

その他協力要請した場合の受け入れについては、要請した各担当班で対応する。ただし、受け入れが困難な場合は、企画班に調整を依頼する。

応援部隊の食料等については、各担当班で必要人数を把握し、情報統括班がとりまとめを行い、調達輸送班が確保する。

#### 4 撤収要請

(1) 自衛隊等災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を行うとき、都知事及び派遣部隊長と協議する。

(2) 他の自治体から応援隊の撤収要請

市長（本部長）は、災害対策の状況を把握の上、応援隊の撤収要請を行う。

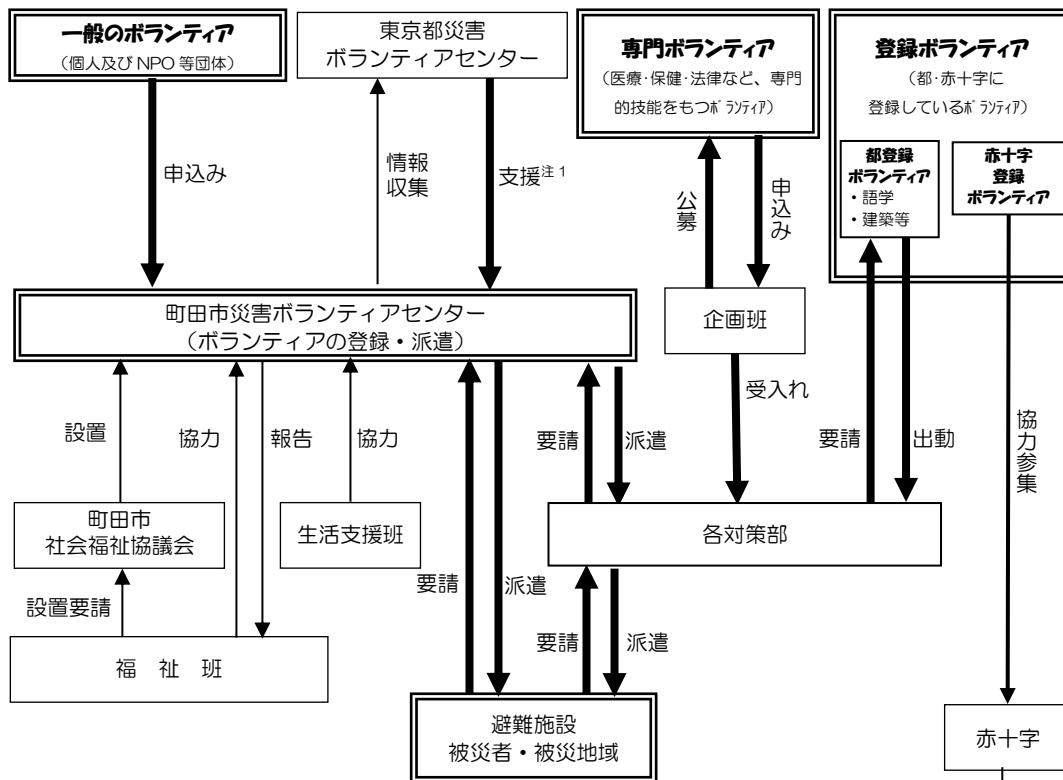
## ボランティア

### 第5 ボランティアの受け入れ、活動（福祉班、企画班、生活支援班）

大規模災害時に、被災者の救援活動等の市の対策活動を効果的に実施するためには、ボランティアとの連携が必要である。

ボランティアは、一般のボランティア（個人及びNPO等その他団体）、一定の技能を習得した専門ボランティア及び東京都等で登録されている登録ボランティアに大別することとする。

＜ボランティア受け入れ派遣の流れ＞



(注1)  
 災害ボランティアコーディネーターの派遣  
 市災害ボランティアセンターの設置・運営支援  
 市区町村間の資器材・ボランティア等の需給調整 等

## 1 一般のボランティア

### (1) 町田市災害ボランティアセンターの開設

福祉班は、一般のボランティア活動の拠点としての「町田市災害ボランティアセンター」について、物資集積所の設置場所（総合体育館）を町田市災害ボランティアセンターの設置場所とし、町田市社会福祉協議会に対し、設置・運営を要請する。

町田市社会福祉協議会は、福祉班及び生活支援班の協力を得て一般のボランティアの受け入れ・コーディネートをするための町田市災害ボランティアセンターを開設する。

町田市災害ボランティアセンターの主な役割は次のとおり。

○ ボランティアコーディネーターの確保
○ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示
○ ボランティア活動の連絡、調整
○ ボランティア保険加入手続き
○ 被災地・避難施設等におけるボランティア要望の把握等の情報収集
○ 東京都災害ボランティアセンターとの連絡、調整

### (2) 一般のボランティア（個人、NPO等その他団体）の活動

福祉班及び生活支援班の担当者は、町田市災害ボランティアセンターの担当者及びボランティアコーディネーターとボランティア活動が円滑に行われるよう随時、情報交換を行う。

一般のボランティアの主な活動は次のとおりである。

活動内容	担当班	参照
○ 災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達	広報広聴班	第18節
○ 避難施設の運営補助及び避難施設生活者の支援 避難施設運営の補助、情報伝達、飲料水・食料・生活必需品等の配給、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け・配送等	福祉班	第12節
○ 物資配送拠点における支援 物資の搬入・搬出、仕分け、配送・輸送等	調達輸送班 産業班	第15節
○ 要配慮者の支援 在宅要配慮者の安否確認、生活支援等	福祉班 高齢者福祉班	第13節
○ 外国人の支援 外国人への情報提供支援等	避難施設応援班	第14節
○ 臨時動物保護所の運営協力等	衛生班	第12節
○ その他被災者等の支援のために必要な活動	—	

※ ボランティアコーディネーターとは、一般のボランティアと希望者との調整役である。

### (3) 各対策部が一般のボランティアを必要とする場合

各対策部・各班は、一般のボランティアの支援を必要とする場合、必要な人数及び活動内容を明らかにし、町田市災害ボランティアセンターに要請する。

## 2 登録ボランティア

登録ボランティアには、都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティア、東京消防庁災害時支援ボランティア及び赤十字ボランティアがある。

東京都防災ボランティアの要請及び受け入れは、所管する各対策部（担当班）で行う。

なお、東京消防庁、警視庁及び日本赤十字社の登録ボランティアは、それぞれを所管する組織の指示により活動を行う。

### (1) 東京都防災ボランティア

都は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき、「応急危険度判定員」、「東京都防災（語学）ボランティア」、「東京都建設防災ボランティア」及び「被災宅地危険度判定士」の確保、育成を行っている。

登録ボランティア 所管・担当班	資 格	活動内容
①応急危険度判定員 都：都市整備局 市：住宅都市復興班	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は都知事が認めたものであって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
②被災宅地危険度判定士 都：都市整備局 市：住宅都市復興班	宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度を判定する。
③東京都防災（語学）ボランティア 都：生活文化スポーツ局 市：避難施設応援班	一定以上の語学能力を有するもの（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
④建設防災ボランティア 都：建設局 市：道路班	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有するもの	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

(2) 東京消防庁災害時支援ボランティア

資 格	活動内容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護に関する知識を有する者</li> <li>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</li> <li>3 元東京消防庁職員</li> <li>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</li> <li>2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</li> </ol>

(3) 交通規制支援ボランティア（警視庁）

要 件	活動内容
<p>警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う。</li> <li>2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う。</li> <li>3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動を行う。</li> </ol>

(4) 赤十字ボランティア（日本赤十字社東京都支部）

分 類	活動内容
<p>東京都赤十字救護ボランティア</p>	<p>災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティアで、平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施する。</p>
<p>赤十字奉仕団及び個人ボランティア</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市区町村と連携し、避難施設及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。</li> <li>2 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団で、災害時には各団の特色を生かし、避難施設等において被災者のケア等の活動を展開する。</li> <li>3 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動を行う。</li> </ol>

### 3 専門ボランティア

専門的な技能を有するボランティアは、企画班が受け入れ窓口となり、各対策部（各班）を紹介する。

各対策部（各班）は、専門ボランティアが必要な場合は、企画班に要請する。企画班は、必要に応じてホームページ等を活用して、呼びかけを行う。

〈専門ボランティアを必要とする各対策部各班の例〉

活動区分	技能・資格	担当班
○ 保健・福祉	栄養士、保健師、精神保健福祉士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等	保健班、福祉班、高齢者福祉班、子ども生活班
○ 災害相談	弁護士、建築士等	広報広聴班

### 4 市の役割

市は、町田市社会福祉協議会及び関係機関と連携し、ボランティア活動を円滑に推進していく。ただし、ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を發揮できるように、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意する。

なお、市は、都から事務の委任を受けて、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について町田市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市の主な役割は以下のとおりである。

- ボランティアセンターの応援・調整
- 専門ボランティアの受け入れ
- ボランティアの要請
- ボランティアセンターへの情報提供
- 必要な資機材の確保等、活動環境の整備
- 都との連絡、調整 等



## 第6節 消防・救助・救急活動

概 要	<p>震災発生時には、同時多発的に火災が発生し、断水のため消火栓が機能しない中で迅速な消火活動が必要である。また、家屋が倒壊し、下敷きになった被害者については、早急な救助・救急が、特に、挫滅症候群等重傷者には、より迅速な救急体制が必要となる。</p> <p>本節では、震災発生時の「消火活動」、「救助・救急活動」、「行方不明者の捜索活動」について定める。</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目	活動項目	初動	応急	復旧	担 当
消防活動	第1 消火活動	●			消防署、消防団、災害統括班
	第2 火災のパトロール		●		消防署、消防団、自主防災組織
	第3 火災の調査			●	消防署
救助・救急活動	第4 救助・救急活動	●	●		警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民
行方不明者捜索	第5 行方不明者の把握		●	●	警察署、情報統括班
	第6 行方不明者の捜索		●		警察署

※ 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。これについては、死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動（人工透析等）が重要となってくる。

### 消防活動

#### 第1 消火活動（消防署、消防団、災害統括班）

##### 1 基本方針

同時多発火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

- 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防署、消防団は、災害状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助・救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。
- 災害活動を行う人員の安全確保に努める。
- 災害活動を行った人員の惨事ストレス対策を行う。

※資料編 参照

## 2 消防署、消防団の活動

### (1) 消防署の活動態勢

項目	活動態勢
震災第一非常配備態勢	東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認められた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認められた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災第一配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

### (2) 消防署の活動方針

- 火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

### (3) 消防団の活動態勢

災害発生後、直ちに町田市消防団震災時任務分掌に基づき、団本部、各分団本部、各部に参集し、活動を展開する。

### (4) 消防団の活動の基本

- 発災と同時に近隣住民に対し、出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- 被災状況の情報収集と伝達を行う。
- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行うとともに、道路障害排除等の活動を行う。
- 救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難情報が発令された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難広場の防護活動を行う。

(5) 情報の収集と活動の留意事項

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の延焼状況と予測システムによる延焼シミュレーションの活用</li> <li>○ 消防車の配備状況及び通行可能な道路</li> <li>○ 消防水利等の利用可能状況</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院、避難広場、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。</li> <li>○ 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。</li> <li>○ 危険物のある地区は立入禁止措置を実施する。</li> <li>○ 延焼火災が少ない地区を集中消火し、安全地区を確保する。</li> <li>○ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路を確保する。</li> <li>○ 防火水槽、自然水利を優先利用するとともに、充水体制を確立し、早めに使用防火水槽等への充水を実施する。</li> </ul>

(6) 人員の安全確保等

災害活動に従事する人員に対しては、その安全確保を第一とする。また、災害活動を行った人員の惨事ストレス等のストレス対策を必要に応じて実施する。

3 市民、事業所、自主防災組織の協力

市民、事業所等は、地震発生直後に、ガス栓等の閉止、ブレーカーの遮断等の措置を講じる。また、火災が発生したときは、安全確保した上で、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

4 消防隊の応援

運用可能な消防力で対応が困難な場合、消防組織法又は消防相互応援協定等に基づき、応援消防隊の派遣要請及び応援受入を行う。

要請元	要 請 先	摘 要	関係法令
市 長	近隣市町村長 協定市町村長	市町村長は、必要に応じて消防の相互応援に関する協定を締結することができる。	消防組織法 第39条
消 防 総 監	協定市町村長		

また、市長は、緊急消防援助隊の出動について、都知事等と緊密な連携を図るものとする。  
※資料編 参照

消防署は企画班と協力し、次の点に留意して、応援消防隊の受け入れを行う。

○ 消防水利に関する資料の配布	○ 連絡要員の配備	○ 宿舍等の確保
-----------------	-----------	----------

第2 火災のパトロール（消防署、消防団、自主防災組織）

消防署、消防団は、全ての消火が終了した後も、市民と協力して次の点を留意して市内をパトロールする。

○ 停電回復後の通電火災の警戒	○ 消火後の再燃警戒
○ 放火等の防犯、防止	○ ガス復旧時の火災の警戒

### 第3 火災の調査（消防署）

消防署長は、火災の原因並びに火災のために受けた損害の調査を行う。

## 救助・救急活動

### 第4 救助・救急活動（警察署、消防署、消防団、協力団体、各対策部、市民）

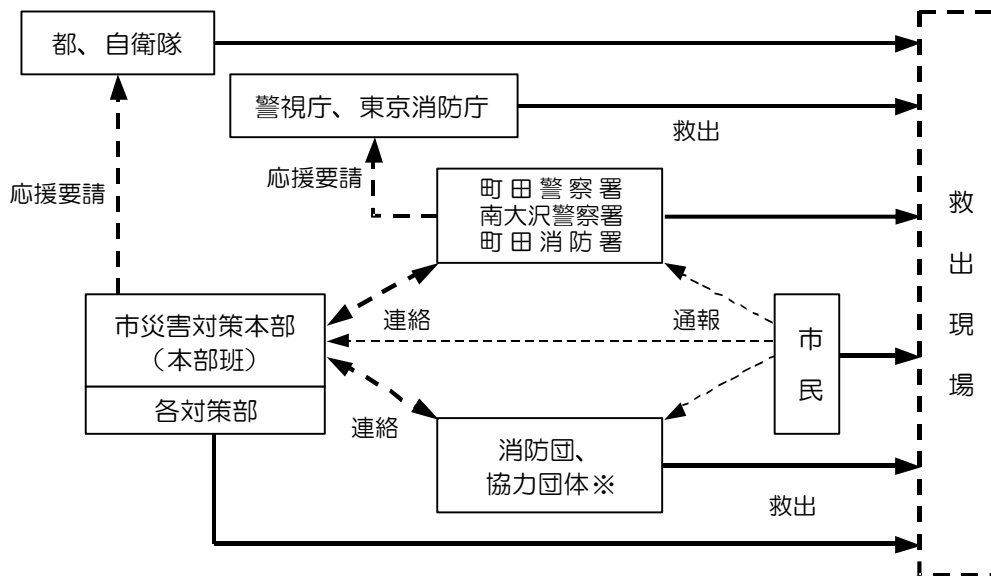
#### 1 基本方針

救出・救護にあたっては、次の事項を基本方針とし、より多くの人命を守ることを最重点とする。

＜救出・救護にあたっての基本方針＞

- その1 救命処置を必要とする者を優先する。
- その2 軽傷者は、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて救出する。
- その3 多数の要救出者がある場合は、容易に救出できる者を優先する。
- その4 多数の救出事象がある場合は、火災現場近くを優先する。

#### 2 活動体制



※協力団体：町田市建設業協会、町田市管工事協同組合  
ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会、市柔道整復師会等

※市民から消防署への通報は、多摩災害救急情報センターを介して情報が伝達される。  
市民から警察署への通報は、警視庁通信指令センターを介して情報が伝達される。

(1) 活動態勢

警察署、消防署、消防団は、協力団体及び自主防災組織等と協力連携し、資機材を活用し救出救護、救助・救急活動を実施する。また、対応が困難な場合は、都・自衛隊等に応援部隊の派遣を要請する。受け入れに際して、各部隊に地理に詳しい連絡要員を派遣し案内する。

機関名	活 動 内 容
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</li> <li>② 救出した負傷者は、重傷者の順から速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。</li> <li>③ 救出救助活動にあたっては、現有する装備資器（機）材のほか、協定締結事業者等から借用する建設用資機材等の重機類を有効に活用する。</li> </ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助・救急活動は、特別救助隊、救急隊が連携し救助・救急資機材を活用し、組織的な救助事象に対しては、必要な部隊等を要請し、迅速な救助活動を実施する。</li> <li>② 救助・救急活動に必要な重機・救急資機材等に不足を生じた場合は、関係業者との協定に基づいて迅速な調達を図る。</li> <li>③ 救助活動にあたっては、消防署に仮救護所を設置するとともに、必要に応じ救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと連携し、救急資機材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</li> <li>④ 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用し、医療機関へ迅速に搬送する。</li> </ul>
消防団	<p>保有資機材を活用し住民と一体となった救出救護活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所、連携病院・震災時医療拠点への搬送に協力する。</p>
協力団体	<p>《救助》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会は、市からの要請に対し、災害救助犬を派遣し、救助活動を行う。</li> <li>② 町田市建設業協会、町田市管工事協同組合は、市及び地域からの要請に対し、保有する資機材を活用して救助活動を行う。</li> </ul> <p>《救護》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町田市柔道整復師会は、市からの要請に対し、救護所、救出現場等において、骨折者の手当てを行う。</li> </ul>

※資料編 参照

(2) 救出資機材

初動活動期における救出資機材は、市及び各機関が保有するものを活用するが、不足が生じる場合は、都や建設・建築業者等に要請して調達する。

### 3 救出救護活動の援護

#### (1) 市民、事業所の協力

市民及び事業所は、近隣に家屋の倒壊等による要救出者を発見した場合、防災関係機関に連絡するとともに、近所の人たちと協力して可能な限り救出救護に努める。救出隊員に協力を要請された場合は、救出救護活動に協力する。

また、防災関係機関が現場に駆けつけることが困難とみられる場合、救出された者を最寄の災害拠点連携病院・震災時医療拠点等の医療救護拠点まで搬送することにも協力するものとする。

#### (2) 市柔道整復師会による応急手当の協力

市柔道整復師会会員は、救出された医療処置にいたらない負傷者について、応急手当を行う。

#### (3) 交通規制・調査等

警察署は、救出活動とあわせて、救出現場の交通規制・調査活動等を実施する。また、自主防災組織は、警察署に要請された場合、現場付近の交通整理等に協力する。

- 激甚被災地等、不特定多数の人が集合する場所を重点とした救出活動
- 救出活動現場周辺の交通規制
- 立入禁止地域の設定・監視
- 死傷者の身元確認
- 要救出者の救出時の状況記録
- 事故原因の調査

#### (4) 救護・搬送等

消防署は、救助活動とあわせて救護統括班と協力し、負傷者の救護搬送活動を実施する。

- 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊と連携を図り救護活動を行う（第7節第4「救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動」参照）。
- 救命処置を要する者を優先して、災害拠点病院等への移送を行う（第7節第5「災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立」参照）。
- 搬送については、原則として被災現場から救急救護活動拠点までは市民（自主防災組織）が対応し、救急救護活動拠点から災害拠点病院等の医療機関までは市（都県をまたぐ場合等は都）が対応する。救急救護活動拠点の責任者は、災害拠点病院に収容すべき傷病者がいる場合には、市に搬送を要請する。
- 東京消防庁は可能な限り、これら医療機関等への搬送について実施する。

## 行方不明者搜索

### 第5 行方不明者の把握（警察署、情報統括班）

#### 1 搜索依頼届出の受付

警察署は、市（情報統括班）と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の搜索依頼届出の受付及び要搜索者名簿の作成を行う。

#### 2 行方不明者の把握

警察署と情報統括班は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- ① 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、身長、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ② 「届出」のリストを市に1部送付する。
- ③ 市（情報統括班）は、「届出」リストを、「避難者名簿（福祉班）」、「医療実施状況（救護統括班、病院医療班）」、その他市で把握している安否情報等と照合し、行方不明者をリストアップする。また、その結果を警察署へ連絡する。

※資料編 参照

#### 3 東京都への情報提供

市は、人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

東京都は市からの情報提供を受けて安否不明者の氏名情報等を公表する。

### 第6 行方不明者の搜索（警察署）

警察署は、要搜索者名簿に基づく行方不明者の搜索を、自主防災組織、町内会・自治会、自衛隊、協力団体、ボランティア等の協力を得て次のとおり実施する。

市は行方不明者の搜索に際し、協力団体であるジャパンケネルクラブ、日本救助犬協会に災害救助犬による人命検索活動を要請する。

- 搜索活動中に行方不明者を発見したときは直ちに保護し、警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。
- 搜索活動中に遺体を発見したときは、警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。
- 発見した遺体は、現地最寄りの遺体安置所に収容し、検視を行う。
- ※ 検視した遺体は、第17節「遺体の収容・埋火葬等」による。

## 第7節 災害時の医療救護・保健

概要	<p>災害発生時には、混乱の中で医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、災害が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神保健医療などが必要となる。</p> <p>本節では、被災直後の「情報連絡」、「応急救護」、「災害時医療救護」、「特殊医療」及び「被災者への保健対策（医療ケア）」について定める。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
情報連絡	第1 医療情報の収集伝達	●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会
応急救護の実施	第2 医療救護体制の確立・保健医療活動の総合調整	●	●		救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会
	第3 医薬品・医療用資機材等の調達	●	●		救護統括班、病院管理班、市薬剤師会
	第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動	●	●		救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会
災害時医療救護	第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立	●	●		救護統括班、消防署、調達輸送班、警察署、災害統括班
	第6 市民病院の活動	●	●		病院管理班、病院医療班
特殊医療	第7 特殊医療	●	●		救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班
被災者への保健対策（医療ケア）	第8 保健活動の実施		●	●	保健班
	第9 精神保健医療対策			●	保健班



## 情報連絡

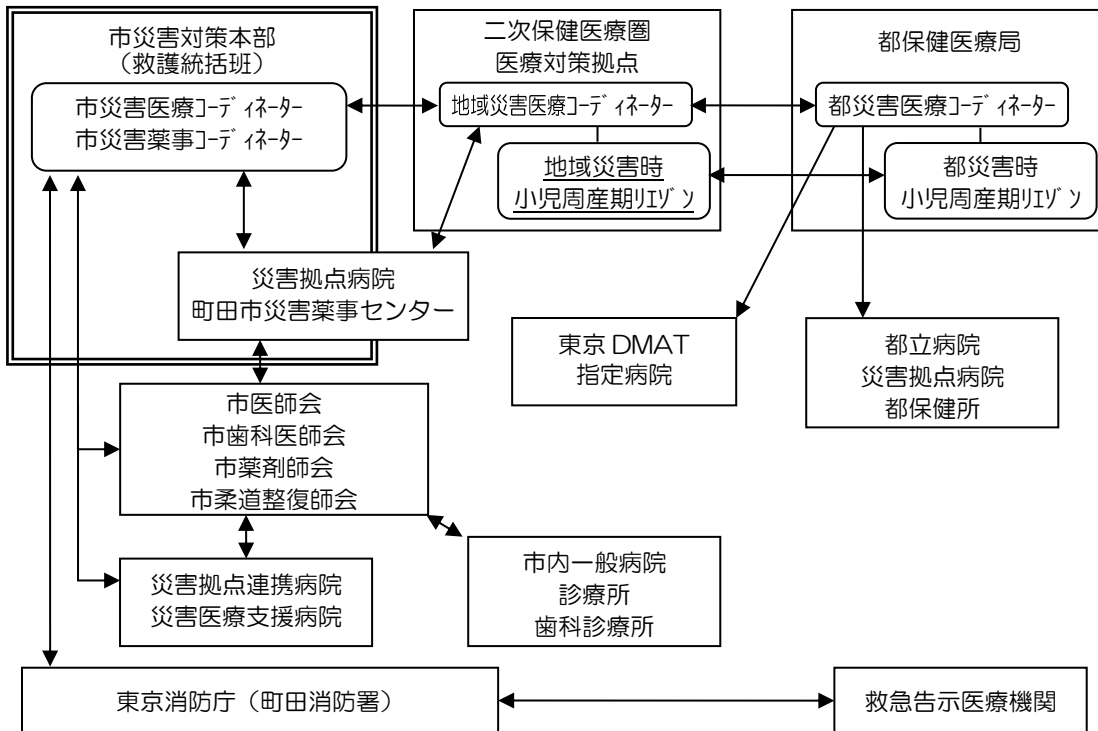
### 第1 医療情報の収集伝達

(救護統括班、保健班、病院管理班、消防署、市医師会、市歯科医師会)

#### 1 医療情報の連絡体制確立

救護統括班は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとともに、医療情報の連絡体制を確立する。また、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

医薬品及び薬局に関して、救護統括班が市災害薬事コーディネーター及び市薬剤師会と連携し、市内の医薬品供給状況及び薬局の被災状況等を把握する。



## 2 市内医療機関の区分と活動状況等の把握

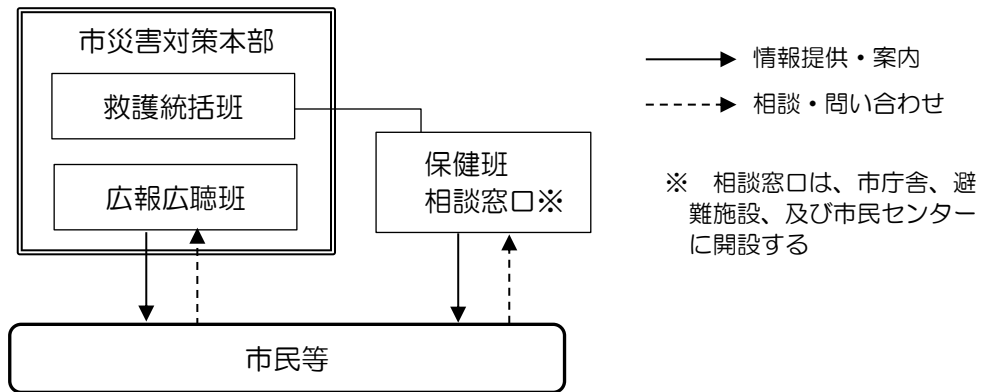
市内医療機関の区分と活動状況等の把握は、次のとおりとする。

区 分	役割	活動状況等の把握
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。 災害拠点病院の敷地内には、市が緊急医療救護所を設置し、医師会等との協力の下、トリアージ及び軽症者への手当てを行う。	【町田市民病院】 病院管理班が、市民病院の被害状況及び活動状況等を救護統括班（市災害医療コーディネーター）に報告する。 【南町田病院】 南町田病院の事務局より救護統括班（市災害医療コーディネーター）へ、活動状況等を報告する。
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院及び市が独自に定める病院、診療所。災害拠点病院と同様に、敷地内に市が緊急医療救護所を設置し、医師会との協力の下、軽症者への手当てを行う。	救護統括班が、市医師会等の協力を得て、市内の病院等の被害状況及び活動状況等を把握し、情報統括班に報告する。 また、救護統括班（市災害医療コーディネーター）は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）やFAXも活用して、災害拠点連携病院等の状況について情報収集を図る。
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応等の医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院※）	
その他一般の診療所 歯科診療所	病院※ではない市内の診療所及び歯科診療所	救護統括班（市災害医療コーディネーター）が、市医師会・市歯科医師会の協力を得て、活動状況を把握する。
薬局	薬剤師の救急救護活動拠点への派遣について市に協力する。また、必要に応じて、可能な範囲で市へ薬剤の供給を行う。	救護統括班（市災害薬事コーディネーター）が、市薬剤師会の協力を得て、活動状況を把握する。

※病院とは、「二十人以上の患者を入院させる施設を有するもの」（医療法）

### 3 市民への情報提供

市民への医療情報の提供・案内及び市民からの医療相談は、保健班が、町田市庁舎、市民センター、避難施設等に相談窓口を設置するとともに、広報広聴班と連携して行う。



### 4 都への応援要請

救護統括班は、必要に応じて、市災害医療コーディネーターを通じて東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める他、都に対し応急救護の協力を要請する。

## 応急救護の実施

### 第2 医療救護体制の確立・保健医療活動の総合調整（救護統括班、病院医療班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会）

災害により多数の負傷者が発生した場合、あるいはその可能性がある場合において必要と認めるときは、救護統括班を中心とした関係機関及び各コーディネーターは、医療救護チームを編成する。

#### 1 町田市災害医療コーディネーター・町田市災害薬事コーディネーター

市は、救護統括班を中心として、市が任命する町田市災害医療コーディネーター（3名）及び町田市災害薬事コーディネーター（3名）による統括・助言のもと、市内の医療救護活動を実施する。

なお、各コーディネーターは、原則として市庁舎へ参集し、以下に示す活動を行う。

#### ■各コーディネーターの活動内容等

区分	選出区分	災害時の主な活動内容
町田市災害医療コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市医師会医師</li> <li>・市民病院医師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療救護チームの派遣に関する事</li> <li>② 東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都地域災害時小児周産期リエゾン（南多摩医療圏）との調整</li> <li>③ 市災害薬事コーディネーターとの連携協力</li> <li>④ 医療情報の集約</li> <li>⑤ 医薬品及び医療資機材の確保</li> <li>⑥ 緊急医療救護所の設置</li> <li>⑦ 収容先医療機関の確保</li> </ul>
町田市災害薬事コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市薬剤師会薬剤師</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内の医薬品供給状況を踏まえた医薬品の管理に関する調整業務</li> <li>② 薬剤師チームの動員等に関する調整業務</li> <li>③ 市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院等の病院薬剤部との連携協力</li> </ul>

#### 2 保健医療調整本部の設置

保健医療調整本部を設置して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。本部長は、保健所長が担い、事務局は、救護統括班が行う。

#### 3 医療救護チームの編成

救護統括班は、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの協力を得て市医師会による「医療救護チーム」を編成し、市内の救急救護活動拠点等に派遣する。また、必要に応じて市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会に協力を要請する。

■医療救護チームの主な活動内容

区 分	活 動 内 容
町田市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 災害拠点病院等への搬送の要否の判定（トリアージ）</li> <li>○ 搬送困難な患者、軽傷者等に対する医療</li> <li>○ 助産救護</li> <li>○ 死亡の確認</li> </ul>
町田市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</li> <li>○ 災害拠点病院等への転送の要否の判定（トリアージ）</li> <li>○ 避難施設内における転送の患者、軽傷者等に対する歯科治療、衛生指導</li> </ul>
町田市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所における傷病者に対する調剤、服薬指導</li> <li>○ 医薬品の情報収集、要請、発注</li> <li>○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</li> </ul>
町田市柔道整復師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急医療救護所・震災時医療拠点・救護連絡所における負傷者に対する接骨診療</li> </ul>

(1) 市民病院の対応

市民病院（病院対策部）は、都の災害拠点病院としての対応活動が最優先になることから、医療救護チームの編成は、災害拠点病院の活動を考慮して行う。

(2) 市医師会の対応

市医師会は、会員の安否及び被害状況の確認を行い、市災害医療コーディネーターに報告するとともに、会員の派遣等について調整を図る。

(3) 市薬剤師会の対応

市薬剤師会は、救護統括班（市災害薬事コーディネーター）からの災害派遣要請に基づき、会員の派遣等について調整を図る。また、救護統括班からの薬剤の供給依頼があった場合、可能な範囲での医薬品供出等に協力するものとする。

(4) 市歯科医師会・市柔道整復師会の対応

市歯科医師会及び市柔道整復師会は、救護統括班からの災害派遣要請に基づき、会員の派遣等について調整を図る。また、必要に応じて、本部組織等を立上げ、連絡員を派遣する等して市との連絡調整を図る。

市歯科医師会については、別途警察署とも連携し、検視・検案への協力も行う。

#### 4 東京都地域災害医療コーディネーターへの報告及び応援要請

市災害医療コーディネーターは、救急救護活動拠点を設置し、医療救護チームを派遣した場合、東京都地域災害医療コーディネーターに市の医療救護活動状況を報告する。また、市の対応能力では十分でないと思われる場合、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求め、東京都地域災害医療コーディネーターを通じて都（保健医療局）に医療救護班の派遣を要請する。

救護統括班は、派遣要請を行ったことを災害統括班に報告する。

都では、2004年（平成16年）に災害医療派遣チーム（東京DMAT）を発足させ、2023年3月現在26病院を指定しており、災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、派遣することになっている。また、都医療救護班、東京DPAT等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施するなど、初動医療体制を整備している。

さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

### 第3 医薬品・医療用資機材等の調達（救護統括班、病院管理班、市薬剤師会）

#### 1 町田市災害薬事センターの設置

救護統括班（市災害薬事コーディネーター）は、医薬品供給及び調達を実施するため、町田市災害薬事センターを設置し、市内の医薬品供給体制の統括を実施する。

##### ■町田市災害薬事センターの概要

設置場所	第1 候補：市庁舎 第2 候補：その他市施設（健康福祉会館等） ※ 医薬品の管理及び運搬に適した部屋を確保する
設置期間	発災後 14 日間までを基本とする。ただし、市内の医薬品供給状況等を踏まえ、期間延長することがあり得る。
構成員	センター長：市災害薬事コーディネーター そ の 他：救護統括班職員、市薬剤師会会員
業務	① 救急救護活動拠点及び避難施設等における医薬品ニーズの掌握 ② 卸への医薬品発注・東京都への医薬品供給要請 ③ 救急救護活動拠点・避難施設等への医薬品分配 ④ 薬剤師班の差配、支援要請等薬剤師班に関する調整業務 ⑤ 病院薬剤部・薬局・卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握、薬事関係者の調整

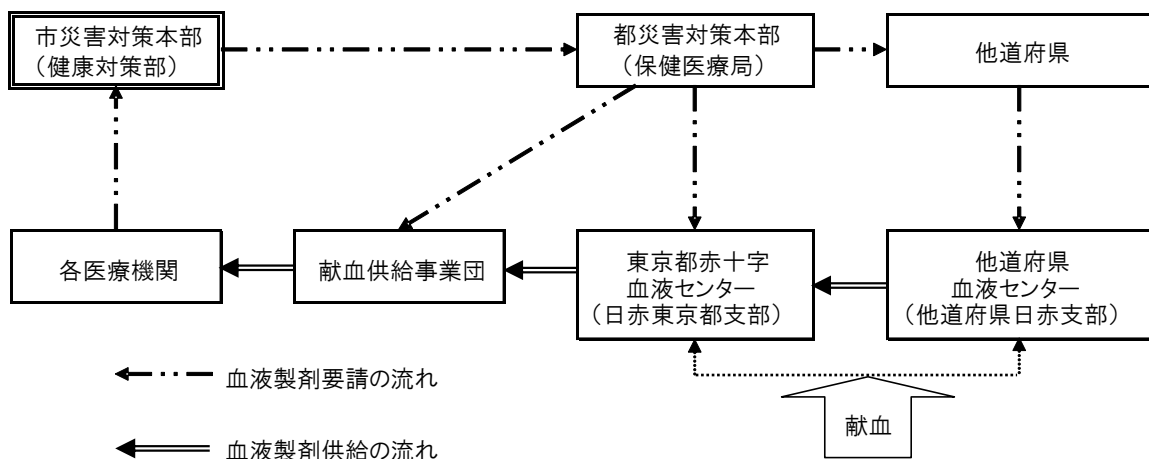
## 2 医薬品等の使用方針及び調達

医療救護所での医療救護活動に必要な医薬品・医療用資機材等（以下、「医薬品等」という）の使用方針及び調達の方法は、次のとおりとする。

- ① 市内の備蓄品等の使用  
原則として、市民病院、救急救護活動拠点等に備蓄されている医薬品等を使用して医療救護活動を展開する。不足する場合は、町田市災害薬事センターが、市薬剤師会に流通在庫品等による供給協力を要請するほか、市内薬局等医薬品販売業者の調達を検討する。
- ② 卸売販売業者への要請  
①による調達で医薬品等が不足する場合は、市は、市薬剤師会等から供給を受ける医薬品等の保管及び緊急医療救護所・救護連絡所等への配送仕分けのため、発災後速やかに、町田市災害薬事センター（医薬品調整窓口）を設置する。町田市災害薬事センターでは、卸売販売業者への発注や、市薬剤師会等から提供された医薬品等の管理や仕分けを行うとともに、緊急医療救護所・救護連絡所等からの医薬品等の供給依頼への対応を行う。
- ③ 都への要請  
市として医薬品等の入手が困難な場合には、都（保健医療局）に調達の協力を要請する。
- ④ 医療救護チーム等の医薬品等の活用  
医療救護チーム及び都医療救護班の携行した医薬品等は、積極的に活用する。  
なお、医療救護チームの医薬品等を使用した場合は、災害救助法が適用された場合を除き、市の費用負担とする。
- ⑤ 調達した医薬品等の納品・分配  
調達した医薬品等については、救急救護活動拠点へ供給する分については、市災害薬事コーディネーターの助言のもと分配し、卸売販売業者から直接拠点へ納品される。

## 3 血液製剤の調達

血液製剤が、通常方法での調達が困難となり不足する場合は、市を通して都（保健医療局）に調達の協力を要請し、確保する。



## 4 その他の要請

飲料水、洗浄のための給水、電気、電話等通信手段は、災害統括班を通じて都水道局、東京電力パワーグリッド、NTTに要請する。

## 第4 救急救護活動拠点・助産所の設置及び活動 (救護統括班、消防署、病院医療班、市医師会、市薬剤師会)

### 1 救急救護活動拠点

災害時は、市内各所に設置される救急救護活動拠点を中心に、救護活動を実施する。市の定める救急救護活動拠点を以下に示す。

#### (1) 医療救護所

救護統括班は、地域の被災者の救急救護活動拠点として、次の場所に医療救護所を設置し、市医師会及び市薬剤師会と協力して環境を整える(最大14日間での終了を目標)。

設置 順位	区分	期間	内容
1	緊急医療救護所 (災害拠点連携病院敷地内9箇所)	発災直後開設～ 3日目まで	災害拠点連携病院の敷地内で殺到する傷病者のトリアージを行うとともに軽症者の応急処置を行う。
	震災時医療拠点 (全避難施設の うち3箇所)	発災直後開設～ 14日目まで	災害拠点連携病院が離れた地域において、発災直後から傷病者が受け入れられるよう、避難施設である市立学校に設置する救急救護活動拠点。市災害医療コーディネーターは、必要な医師、看護師等の人員を早急に確保し、発災後なるべく早期の設置を目指す。
2	救護連絡所 (全避難施設の うち5箇所)	3日目まで(72 時間以内)に開 設～14日目ま で	大地震等により災害が発生した場合、必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。
3	準救護連絡所 (全避難施設の うち13箇所)	(局地災害の場 合、必要に応じ 開設)	市内の局地災害時に、市の要請に基づき必要に応じて仮救護所を設置し、医師、看護師及び薬剤師が救護活動を行う避難施設。
4	その他の避難施設 (全避難施設の うち50箇所)	(必要に応じ開 設)	上記の指定21箇所を除いた避難施設。上位の指定場所に設置終了後、必要に応じて設置する。

※資料編 参照

#### (2) 現場救護所

消防署は、集団救出現場等で負傷者が多数発生した場合、現場近くに現場救護所を設置する。



■市内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の一覧

区分	病院名	所在地	都指定	市指定
災害拠点病院	町田市民病院	旭町 2-15-41	○	
	南町田病院	鶴間 4-4-1	○	
災害拠点連携病院	ふれあい町田ホスピタル	小山ヶ丘 1-3-8		○
	多摩丘陵病院	下小山田町 1401	○	
	町田脳神経外科	根岸町 1009-4		○
	町田病院	木曾東 4-21-43	○	
	鶴川サナトリウム病院	真光寺町 197	○	
	鶴川記念病院	三輪町 1059-1		○
	町田胃腸病院	旭町 1-17-21	○	
	あけぼの病院	中町 1-23-3		○
震災時医療拠点	相原小学校	相原町 1673		○
	成瀬台小学校	成瀬台 2-5-2		○
	大蔵小学校	大蔵町 286		○

※上記の災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近傍（敷地内）には、主に軽症者の手当て等を行う緊急医療救護所が設置される。

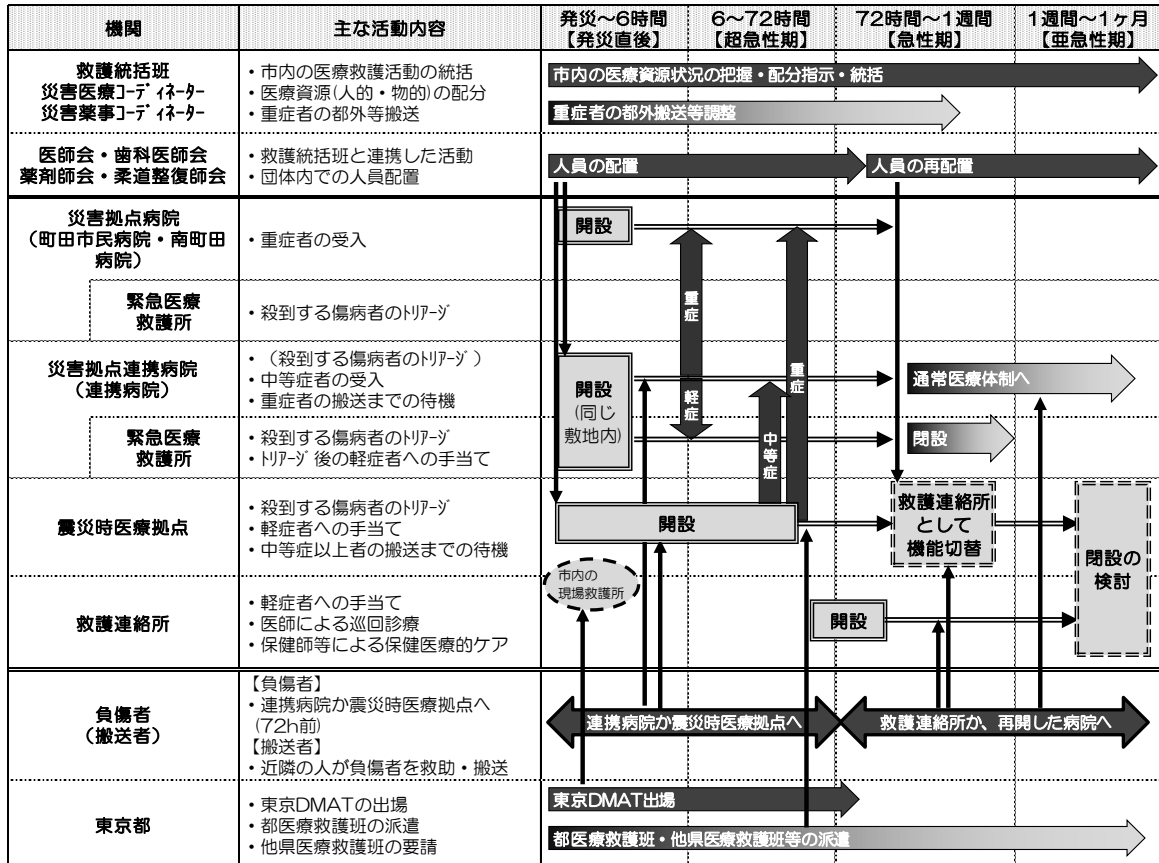
※本表には、東京都の定める災害拠点連携病院のほか、同病院が果たす役割と同様の役割を担う災害時医療の拠点として、町田市が、町田市医師会との協議のもと、独自に定める病院も含む。

## 2 救護活動

### (1) 救護活動

初動期の救護活動は、負傷者が多数発生した災害現場等の現場救護所及び負傷者が殺到する災害拠点連携病院での活動を中心とし、そのあとは、避難施設等における救護連絡所の活動を中心とする。

■主な災害時医療救護活動の流れ



第3章 地震災害応急対策  
第7節 災害時の医療救護・保健

時期	状況	活動内容
発災～6時間 【発災直後】	建物の倒壊や火災等の発生により、負傷者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、市災害医療コーディネーターの統括のもと、災害拠点連携病院や医師会等の関係機関と早急に連絡体制を確立する。</li> <li>○ 医療は、主として災害により現場で負傷したものを対象とし、救助・救出に伴う現場救護所での医療救護活動を行う。</li> <li>○ 救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて消防機関及び東京DMATと連携して行う。</li> <li>○ 多数の負傷者がいる場合はトリアージを行い、応急措置は原則として必要最小限にとどめ、重症者は、災害拠点病院への搬送に努める。</li> <li>○ 医薬品・医療資機材等は、主に外傷の対応とする。</li> </ul>
6～72時間 【超急性期】	救助された多数の負傷者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶している状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師会等は、事前の参集計画等に従って、災害拠点連携病院へと医師等のチームを派遣する。</li> <li>○ 災害拠点連携病院に緊急医療救護所を設置し、傷病人に対してトリアージを実施する。重症者は災害拠点病院（市民病院・南町田病院・他県拠点病院等）への搬送、中等症の者は災害拠点連携病院内での治療を受ける。軽症者は、緊急医療救護所で応急手当や症状に応じた処方を受ける。</li> <li>○ 歯科医療救護活動を同時に実施する。</li> <li>○ 市内の医療救護活動体制を把握した上で、災害医療コーディネーターの判断のもと救護連絡所を準備、設置する。</li> <li>○ 市は、開設した救護連絡所について、市民へ広報する。</li> </ul>
72時間～1週間程度 【急性期】	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点連携病院での混雑状況が緩和されてきた場合、医師会等は順次救護連絡所へと医療チームをシフトさせる。</li> <li>○ 開設された救護連絡所では、医師による巡回診療による軽症者の手当てを行う。中等症以上で継続的な治療が必要な者は、災害拠点連携病院へ搬送等により向かう。</li> </ul>
1週間～1ヶ月程度 【亜急性期】	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害拠点連携病院は、通常医療体制へと徐々に移行できるよう目指す。</li> <li>○ 市と医師会等は協力して、避難施設等における定点・巡回診療の実施を検討する。</li> <li>○ 市と医師会は、慢性疾患等により専門医療が必要な者に対し、災害医療支援病院等における治療が提供できるよう、調整する。</li> </ul>

■トリアージの実施基準

分類	優先順位	識別票	症状の状態等
無呼吸群／死亡群	第4	黒	既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの。または、気道を確保しても呼吸がないもの。
最優先治療群 (重症群)	第1	赤	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。
待機的治療群 (中等症群)	第2	黄	ア 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの。 イ 基本的には、バイタルサイン*が安定しているもの。
保留群 (軽症群)	第3	緑	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないものなど。

※ バイタルサインとは…体温、意識、呼吸、脈拍など、生きている基本的兆候

(2) 搬送手段の要請

救護統括班は、災害拠点連携病院等からの負傷者の搬送が、市だけでは対応できない場合、東京都地域災害医療コーディネーター及び都（保健医療局）に搬送手段を要請する。

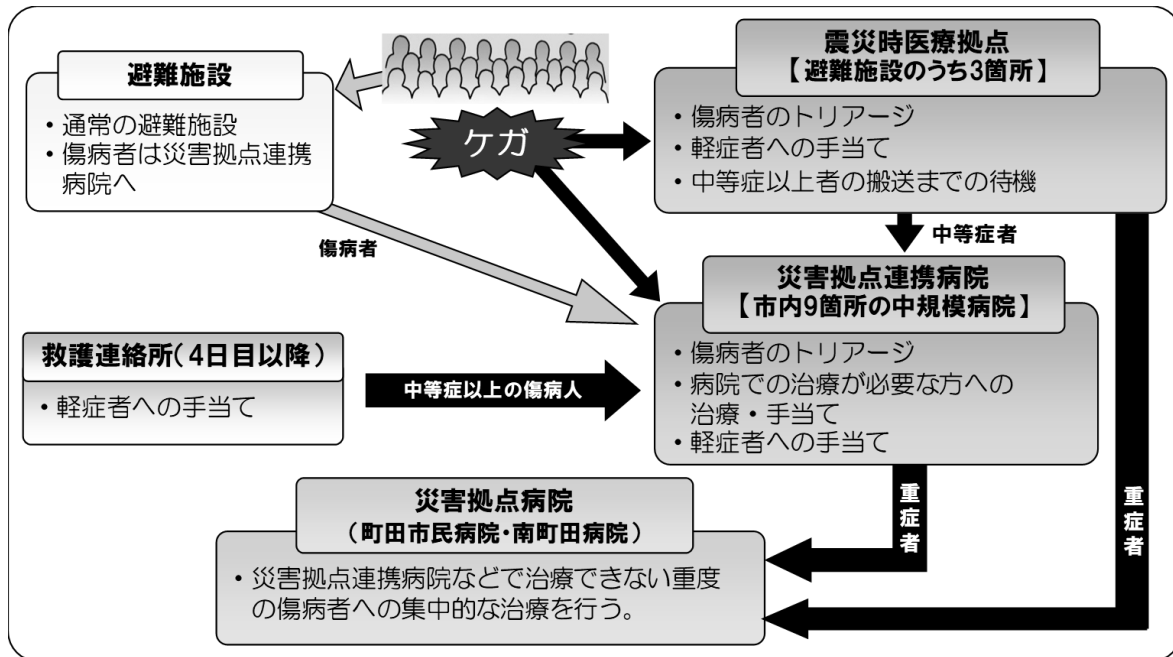
3 助産所の設置・活動

病院医療班は、助産所を助産施設のある市民病院内または、市内産科医療施設内に設け、災害のため助産の途を失った者に対し、介助等必要な救護を行う。

- |                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分娩の介助</li> <li>○ 分娩前及び分娩後の処置</li> <li>○ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 災害時医療救護

<災害時医療救護活動の流れ（超急性期（72時間以内））>



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

## 第5 災害拠点連携病院等からの搬送態勢の確立

（救護統括班、消防署、調達輸送班、警察署、災害統括班）

### 1 災害拠点連携病院等からの搬送態勢

救護統括班は、市内の救急告示医療機関、その他病院の被災状況、稼働状況及び収容可能ベッド数を速やかに把握し、被災地・医療救護所及び災害拠点連携病院等からの負傷者・重傷者等の搬送態勢を確保する。

市内の病院で対応できない場合、救護統括班は、東京都地域災害医療コーディネーターに南多摩二次保健医療圏及び隣接二次保健医療圏の他医療施設へ転送を要請する。また、東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに被災地外・他県等の医療施設への転送を要請する。

※資料編 参照

### 2 被災地外・他県等の医療施設への搬送

救護統括班は、災害拠点連携病院の医師の判断により負傷者、医療制約者等のうち被災地外・他県等の医療施設に収容する必要のある者が生じた場合、消防署に搬送を要請する。

消防署で対応できない場合、救護統括班は、東京都地域災害医療コーディネーターに搬送手段を要請するほか、民間患者等搬送車の要請や調達輸送班の管理する緊急通行車両等による搬送を要請する。

【搬送手段】	【救急隊の支援】
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療救護チームの車両の使用</li><li>○ 東京消防庁への搬送の要請</li><li>○ ヘリコプターによる搬送の要請</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 傷病者の収容先医療機関の選定</li><li>○ 災害拠点病院等への搬送</li><li>○ 傷病者の応急処置</li></ul>

### 3 災害医療に関わる人及び医薬品等の搬送

救護統括班は、被災地及び災害拠点連携病院・震災時医療拠点・救護連絡所等への災害医療に関わる人及び必要な医薬品等の搬送について、必要に応じて調達輸送班と調整する。搬送にあたっては、市所有の車両の他、すでに締結している関係機関との協定に基づき、バス等による搬送を活用する。

市による搬送が対応できない場合は、都に応援を要請する。

## 第6 市民病院の活動（病院管理班、病院医療班）

病院管理班は、市民病院内の被災状況、稼働状況及び収容可能ベッド数を速やかに把握し、他の災害拠点連携病院等から搬送される重傷病者の災害拠点病院としての態勢を確保する。

なお、市外の災害拠点病院への転送が必要な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに近隣市町村の医療機関での救護を要請する。

知事の要請があり、かつ市内の状況を踏まえて対応が可能な場合、傷病者の受入及び医療救護チームの派遣等、災害拠点病院としての必要な医療救護活動を行う。

## 特殊医療

### 第7 特殊医療（救護統括班、保健班、病院管理班、病院医療班）

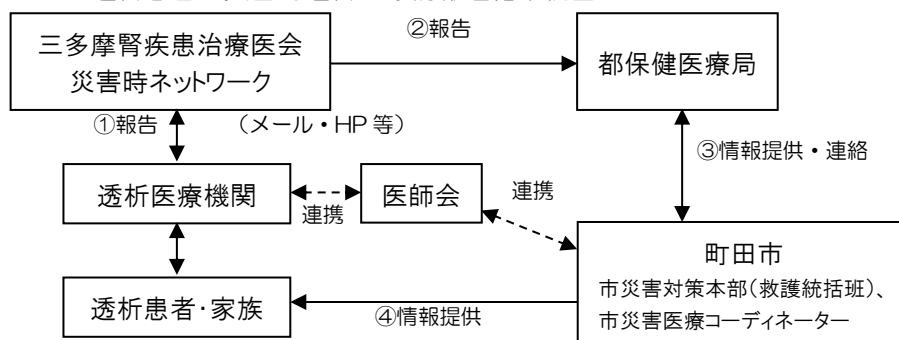
#### 1 人工透析患者への対応

人工透析患者は、その多くが一回2時間以上を要する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも、透析医療の確保が必要である。透析医療機関と患者で検討されている災害時行動が円滑にとれるよう、市は適切な情報提供を行う。東京都保健医療局や三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークからの情報を収集し、患者や家族からの問い合わせに対応する。

医療機関から透析医療用の水道水の要請があったときは、災害統括班が避難施設・応急給水応援班と調整し、必要な水の確保を行う。確保が困難な場合は、都に支援を要請する。

保健班は、避難施設運営を担当する各班と連携して、避難施設において透析が必要な患者を把握する。

＜人工透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図＞



#### ■市内の透析医療機関

○市民病院	○南町田病院	○あけぼの病院
○町田慶泉病院	○ふれあい町田ホスピタル	○鶴川駅前クリニック
○成瀬腎クリニック	○グランハート透析クリニック	

#### 2 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には要配慮者として医療施設などに救護する必要がある。

このため、保健班は関係する班と連携し、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成する個別支援計画で定めた方法等により、在宅難病患者の療養継続のための支援、また必要に応じて搬送及び救護を行う。

## 被災者への保健対策（医療ケア）

### 第8 保健活動の実施（保健班）

保健班は、巡回健康相談チームを編成し、避難施設における健康相談や巡回健康相談を行う。また、市の編成では不足する場合は、都へ巡回健康相談チームの派遣を要請する。また、巡回健康相談チームは、東京 DPAT（第9参照）や医療機関等と連携し、次のような対応を行う。

- 健康・栄養相談の実施
- 保健活動の実施・評価
- 避難者への健康維持・増進活動についての支援
- 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア
- 歯科疾患や誤嚥性肺炎の予防を目的とした口腔ケアの啓発
- 健康調査の実施
- 避難施設や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- 避難者、在宅生活者や車中泊の被災者の健康・栄養相談の支援
- 避難施設等における栄養管理の支援
- 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- 保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設に対し、必要な情報の提供
- 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動の実施
- 災害関連死や二次的健康被害の予防活動の実施

### 第9 精神保健医療（保健班）

保健班は、知的・精神障がい者や大規模な災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等への精神科医療の提供について、市内の医療資源が不足している場合、救護統括班（市災害医療コーディネーター）を通じて東京都地域災害医療コーディネーターに東京 DPAT の派遣を要請し連携を図りながら対応する。

なお、東京 DPAT は、福祉局等と連携し、次の項目の活動を実施する。また、東京 DPAT の活動は巡回健康相談チームや DMAT 等と連携を図りながら行う。

#### <東京 DPAT の活動内容>

- 被災精神科病院の患者搬送等の支援
- 避難所等での急性増悪患者等の対応
- 避難所等での精神保健相談
- 仮設住宅等でのアウトリーチ活動
- 被災地域のニーズに応じたメンタルヘルスに関する普及啓発

## 第8節 危険物等対策

概 要	危険物・有毒物の取扱施設において、災害によって誘発される爆発、有毒ガスの漏えいを防止する必要がある。また、これらの危険から従業員・周辺住民等の安全を確保するために施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 本節では、災害発生時に危険物を取り扱う各機関が行うべき活動を定める。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目	活動項目	初 動	応 急	復 旧	担 当
対策活動	第1 石油等危険物施設の応急措置	●	●		消防署、災害統括班、各施設
	第2 液化石油ガス消費施設の応急措置	●	●		災害統括班、都環境局、各施設
	第3 火薬類保管施設の応急措置	●	●		災害統括班、都環境局、関東東北産業保安監督部、各施設
	第4 高圧ガス取扱施設の応急措置	●	●		災害統括班、都総務局・環境局、警察署、消防署、関東東北産業保安監督部、各施設、東京都高圧ガス地域防災協議会、防災事業所
	第5 毒物・劇物取扱施設の応急措置	●	●		災害統括班、救護統括班、都保健医療局・下水道局・教育庁、警察署、消防署、各施設
	第6 化学物質関連施設の応急措置	●	●		災害統括班、生活環境班、都環境局、各施設
	第7 石綿含有建築物等の応急対策	●	●		生活環境班、災害統括班、都環境局、建築物所有者等
	第8 危険物輸送車両の応急対策	●	●		災害統括班、都環境局、警察署、消防署、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、各施設、JR 貨物
	第9 危険動物の逸走時対策	●	●		衛生班、都総務局・保健医療局・産業労働局・建設局、警察署、消防署



**対策活動**

**第1 石油等危険物施設の応急措置（災害統括班、消防署、各施設）**

石油等危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、火災、爆発等のおそれがある場合、市、各関係機関の対策は次のとおりとする。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ次の措置を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
消防署等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導</li> <li>○ 必要に応じ、応急措置命令等の実施</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関への通報等</li> <li>○ 応急措置</li> </ul>

**第2 液化石油ガス消費施設の応急措置（災害統括班、都環境局、各施設）**

液化石油ガス消費施設等が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合、市、各関係機関の対策は次のとおりとする。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ次の措置を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示</li> <li>○ 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告</li> <li>○ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請</li> <li>○ 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を指示</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関への通報等</li> <li>○ 応急措置</li> </ul>

**第3 火薬類保管施設の応急措置（災害統括班、都環境局、  
 関東東北産業保安監督部、各施設）**

火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態となった場合、または危険が予想される場合、市、各関係機関の対策は次のとおりとする。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ次の措置を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> </ul> </li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul>
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者に対して、危険防止措置を指導</li> <li>○ 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告</li> <li>○ 必要に応じて緊急措置命令等の実施</li> </ul>
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の保安責任者に対する危険防止措置の監督又は指導</li> <li>○ 必要に応じて緊急措置命令等の実施</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関への通報等</li> <li>○ 応急措置</li> </ul>

#### 第4 高圧ガス取扱施設の応急措置

(災害統括班、都総務局・環境局、警察署、消防署、関東東北産業保安監督部、各施設、東京都高圧ガス地域防災協議会、防災事業所)

高圧ガス貯蔵施設等が被害を受け、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、市、各関係機関は直ちに都環境局に通報し対策にあたる。なお、高圧ガスの輸送中の事故についても同様に行う。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じ次の措置を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
都総務局	○ 都区市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示</li> <li>○ 被害情報の収集、関東東北産業保安監督部への報告</li> <li>○ 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所への出動要請</li> <li>○ 安全維持等のため必要な場合は、事業所に緊急措置を命令</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報</li> <li>○ 市長からの要求等により避難の指示</li> <li>○ 避難区域内への車両の交通規制</li> <li>○ 避難路の確保及び避難誘導</li> </ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示等及びその後の市への通報</li> <li>○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>○ 災害応急対策の実施</li> </ul>
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との情報連絡</li> <li>○ 都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を指導</li> </ul>
事業所等	○ 関係機関への通報等                      ○ 応急措置
東京都高圧ガス地域防災協議会	○ 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	○ 出動要請を受けて応援出動

**第5 毒物・劇物取扱施設の応急措置（災害統括班、救護統括班、  
 都保健医療局・下水道局・教育庁、警察署、消防署、各施設）**

毒物・劇物を保有する事業所等が危険な状態になった場合、又は危険が予想される場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>○ 必要に応じ次の措置を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
都保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示</li> <li>○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示</li> <li>○ 災害情報の収集、伝達</li> </ul>
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導</li> <li>○ 災害情報の収集、伝達</li> </ul>
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報</li> <li>○ 市長からの要求等により、避難を指示</li> <li>○ 避難区域内への車両の交通規制</li> <li>○ 避難路の確保及び避難誘導</li> </ul>
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> <li>○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示等及びその後の市への通報</li> <li>○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> <li>○ 災害応急対策の実施</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関への通報等</li> <li>○ 応急措置</li> </ul>

## 第6 化学物質関連施設の応急措置（災害統括班、生活環境班、都環境局、各施設）

有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学物質対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報収集</li> <li>・ 必要に応じて、適正管理化学物質取扱事業者に対して応急措置の指示</li> <li>・ 関係機関への情報提供</li> </ul> </li> </ul>
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化学物質対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市と連絡調整</li> <li>・ 必要に応じて関係機関に情報提供</li> </ul> </li> <li>○ PCB 対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市との連絡調整、PCB 保管事業者に関する情報収集</li> <li>・ 環境省環境再生・資源循環局へ報告</li> <li>・ PCB 保管事業者等から事故に関する情報収集</li> <li>・ 必要に応じて、PCB 保管事業者等に対して、破損、漏えいしている機器の調査・確認、応急措置の実施、PCB 汚染状況の表示を指示</li> </ul> </li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関への通報等</li> <li>○ 応急措置</li> </ul>

## 第7 石綿含有建築物等の応急対策

（生活環境班、災害統括班、都環境局、建築物所有者等）

災害時に建築物等が損壊してアスベスト含有建材が外部に露出することによるアスベスト飛散等がおきた場合、各機関は連携し、適切な飛散防止対策を講じる。

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施</li> <li>○ 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起</li> <li>○ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施</li> <li>○ 必要に応じ次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul> </li> </ul>
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関との情報連携</li> <li>○ 緊急措置命令の実施</li> <li>○ 関係機関への要請</li> </ul>
建築物所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施</li> </ul>

**第8 危険物輸送車両等の応急対策（災害統括班、都環境局、警察署、消防署、  
 関東東北産業保安監督部、関東運輸局、各施設、JR貨物）**

危険物等輸送車両の事故等がおきた場合、各機関は連携し出火防止・事故の拡大防止対策を講じる。

市	○ 必要に応じ次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul>
都環境局	○ 関係機関との情報連携 ○ 防災事業所への応援出動要請 ○ 緊急措置命令の実施
警察署	○ 事故の状況把握、市民等への広報 ○ 施設管理者等に対する被害拡大等防止の応急措置の指示 ○ 警戒区域の設定、避難誘導 ○ 交通規制
消防署	○ 関係機関との情報連絡 ○ 災害応急対策
関東東北産業保安監督部	○ 関係機関との情報連携 ○ 高圧ガス輸送者に対する移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	○ 危険物輸送に関する対策の推進
事業所等	○ 関係機関への通報等 ○ 応急措置
JR貨物	○ 消火、火気厳禁、立入禁止等の措置 ○ 関係機関への通報

**第9 危険動物の逸走時対策（衛生班、都総務局・保健医療局・産業労働局・建設局、警察署、消防署）**

住民が飼育している特定動物等（特定動物及びその他、人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走時における対策は、次のとおりとする。

市	○ 危険動物等逸走の通報受理及び都保健医療局への通報 ○ 必要に応じ次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の指示</li> <li>・ 避難施設の開設</li> <li>・ 情報提供</li> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 避難住民の保護</li> <li>・ 関係機関との連絡</li> </ul>
都総務局	○ 情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都保健医療局	○ 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関係局（庁）との連絡調整
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導
都建設局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

## 第9節 災害時の警備対策

概要	<p>大規模災害時には、要請後すぐに救援が得られるとは限らず、個人自らが自分の身を守ることが必要となる。また、災害による危険の外、社会的混乱に乗じた各種犯罪が誘発される可能性がある。</p> <p>本節では、災害発生時の「警備・防犯」「秩序維持」について定める。</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
警備・防犯	第1 被災地の警備・防犯	●	●		警察署、災害統括班、道路班
秩序維持	第2 秩序維持・犯罪の抑止		●		警察署

### 警備・防犯

#### 第1 被災地の警備・防犯（警察署、災害統括班、道路班）

##### 1 警察署の警備態勢

警察署長は、警察署に現場警備本部を設置して指揮態勢をとり、警備態勢を確立する。

また、最高警備本部長または方面警備本部長から特に命令のない限り、警察署長は管内の災害に対し、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、被災地の警備に当たる。

##### 2 協力態勢

警察署は、町内会・自治会等と連携・協力し、犯罪防止のための巡回パトロールを行う。なお、災害統括班は、被災地の防犯啓発活動を行う。

また、関係各対策部は、その所管する施設や業務に基づき必要な「警備・防犯」活動の協力を行う。

##### 3 街路灯等の調査・復旧

道路班は、それぞれの所管に基づき、地震により被災した街路灯等の調査を行うとともに、道路管理者・関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講ずる。

## 秩序維持

### 第2 秩序維持・犯罪の抑止（警察署）

警察署は、大規模災害の発生後に予想される被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難施設におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難施設等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

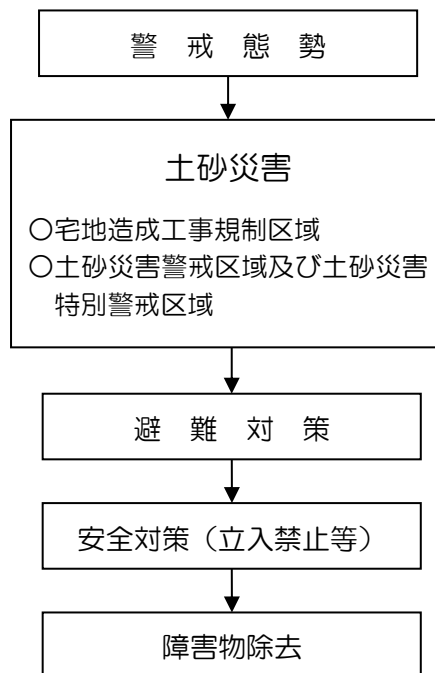
市民に対しては、義援金詐欺等の震災便乗犯罪への注意喚起など、犯罪の発生状況に応じた迅速な広報を実施する。



## 第10節 土砂災害警戒区域等対策

概要	<p>地震後の降雨により、斜面崩壊や土石流発生の危険がある。</p> <p>本節では、土砂災害警戒区域等における二次災害を防止するために、避難対策、立入禁止等の措置等について定める。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
土砂災害警戒区域等対策	第1 避難対策	●			住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団
	第2 安全対策		●		住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団
	第3 土砂・竹木等の除去		●		道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班



## 土砂災害警戒区域等対策

### 第1 避難対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、警察署、消防署、消防団）

危険区域の市民に対しては、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び誘導を行う。なお、これらについては、第12節「避難対策」を参照のこと。

### 第2 安全対策（住宅都市復興班、下水道応急復旧班、消防署、消防団）

各関係機関は、土砂災害警戒区域等の安全確保するために、斜面の亀裂や変状等が確認された場合、必要に応じて次のような措置を行う。

対象地域・箇所	措 置
○ 宅地造成工事規制区域 ○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安全に留意した監視の実施</li><li>・ 立入禁止の措置</li><li>・ 安全が確認されるまで避難の指示の継続</li><li>・ 落石防止、降雨対策のためのシートによる保護、応急排水路の設置</li></ul>

### 第3 土砂・竹木等の除去（道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班）

災害により発生した土砂・竹木等については、次のとおり除去する。（町田市災害廃棄物処理計画参照）

#### 1 住居

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次のとおり行う。

##### (1) 実施の決定

災害救助法に基づき知事が障害物の除去に着手したときは、市は補助機関として実施に協力する。また、知事から委任された場合は、市が除去する。

ただし、災害の事態が急迫し、災害救助法に基づく（知事による）実施を待つことができないときは、市が除去に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

##### (2) 対象者

障害物の除去の対象者は、次の基準に該当するものとする。

- |                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 除去の方法

災害救助法による障害物の除去については、都に実施を依頼するが、都から委任された場合や市が着手するものについては、次のとおり行う。なお、除去費用は災害救助法の限度内を基準とする。

- 除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告する。
- 市内建設業者等と協力して対象となる土石・竹木等を仮置場へ撤去する。
- 障害物の搬出・仮置場の運用等に当たっては、第20節の第6「一般建物の解体・撤去」と整合させる。

※資料編 参照

2 道路・道路施設等

道路班は、倒壊や崩壊により道路及び橋・トンネル等の敷地内に入り込んだ、早急に除去する必要がある障害物について、市内建設業者等と協力し次のとおり除去作業を行う。

- 除去する障害物は、道路・道路施設内で応急対策活動上早急に除去が必要なもの

3 仮置場の設置及び管理・運営（共通：第20節 第6「一般建物の解体・撤去」参照）

除去した土砂・竹木等の仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。道路啓開や家屋等の解体・撤去等により、がれき等が大量に発生することが予想される場合には、道路班は仮置場の設置について清掃総務班と調整する。

企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。

清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。

大規模災害に伴いがれき等の処理が滞った場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

4 応援協力

市の有する除去能力を上回る場合は、都を通じて、広域的応援体制の確立及び派遣を要請する。また、国、関係団体等に広く協力をもとめる。

## 第11節 帰宅困難者対策

概要	大規模災害時には、鉄道等が運行を休止し、駅周辺では多数の帰宅困難者が発生することが予想される。 本節では、災害発生時の「帰宅困難者対策」について定める。
----	---------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
帰宅困難者の推計等	第1 帰宅困難者の推計等				災害統括班
滞留者の保護及び誘導	第2 情報収集と判断	●	●		災害統括班、被害調査班、都総務局、各施設所管部、各事業所
	第3 滞留者の安全確保及び誘導	●	●		被害調査班、各施設所管部、各事業所
	第4 一時滞在施設の開設・運営	●	●		情報統括班、被害調査班、各施設所管部、各事業所
帰宅支援	第5 帰宅困難者の帰宅支援	●	●		災害統括班、都総務局、各施設所管部、各事業所

### 帰宅困難者の推計等

#### 第1 帰宅困難者の推計等（災害統括班）

##### (1) 算定基準

東京都防災会議が、2022年（令和4年）5月に見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」においては、「地震発生時の電車等公共交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくも帰宅できない人」を「帰宅困難者」と定義し、次により算定している。

- |                                                                |
|----------------------------------------------------------------|
| ① 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員「帰宅可能」とする。                             |
| ② 自宅までの帰宅距離が10km～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ「帰宅可能」者が逡減するものとする。 |
| ③ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員「帰宅困難」とする。                             |

##### (2) 定義

滞留者数	ある時間に地震が起こった際に市内に滞留している人数
屋外滞留者数	滞留者数のうち、職場や学校などの所属場所がないために、発災時に屋外で滞留する人数
帰宅困難者数	地震発生時の電車等公共交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくても帰宅できない人の数

##### (3) 帰宅困難者の推計

滞留者（人）	354,376
滞留者の内帰宅困難者（人）	42,406

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定）

(4) 町田駅における滞留者数

駅周辺滞留者			待機人口				滞留場所不明人口	計
屋内滞留者	屋外滞留者	計	自宅	移動無し	移動開始前	計		
31,538	6,066	37,604	5,317	7,939	20,377	33,633	2,406	73,643

(出典：首都直下地震等による東京の被害想定)

※屋内滞留者＝滞留目的が業務、学校で、発災時に屋内にいると考えられる人の総数

※屋外滞留者＝滞留目的が私用、不明で、発災時に屋外にいると考えられる人の総数

※待機人口＝滞留目的が自宅及びその周辺の人の総数

※滞留場所不明人口＝発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人の総数

(5) 予想される事態

【地震発生直後】

- 公共交通機関が広域的に運行を停止し、帰宅困難者が多数発生する。勤務先や通学先、宿泊先等へ移動しようとする人々や、そうした滞在先が近くにないため、徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする人々で道路が混雑するとともに、滞在先のない多くの人が屋外に滞留する。
- 自宅や滞在先等へ移動しようとする人々や屋外に滞留する人々で道路上が混雑し、救命・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等に著しい支障が生じる。
- 余震による広告等の看板の落下や、延焼火災、群集雪崩等の二次災害に帰宅困難者が巻き込まれる。
- 携帯電話の基地局の被災や通信の輻輳などにより、通話はすぐにできなくなり、さらに時間とともに、携帯電話のメールなども機能しづらくなり、安否確認等が困難になる。
- 電気や水道などのライフラインの途絶により、一時滞在施設で滞在を継続することが困難となる場合がある。
- 公共交通機関の運休等により、保護者が保育園等に子どもを迎えに行くことが困難となる。

【1日後】

- 公共交通機関が復旧しないため、引き続き、徒歩による帰宅が困難となり、通勤・通学先や一時滞在施設等への滞在を余儀なくされる。
- ライフラインの停止が継続した場合、勤務先、通学先や一時滞在施設的环境によっては、滞在を継続することは徐々に困難となってくる。
- 携帯電話の基地局の非常用電源が枯渇し、帰宅困難者が携帯電話等を使用できなくなる地域が拡大する。
- 深夜から早朝の時間帯や休日等、多くの人々が自宅にいる時間帯に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等への従業員の出勤が困難となる。
- 保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できずに留まり続けることになる。

【数日後】

- 道路や公共交通機関の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設での滞在期間が長期化する。
- 運行を再開した鉄道区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到する。
- 公共交通機関が復旧しないため、深夜から早朝の時間帯や休日等、多くの人々が自宅にいる時間帯に発災した場合は、事業所等に十分な数の従業員等が出勤できない状態が1週間以上継続し、業務継続が困難となる可能性がある。

## 滞留者の保護及び誘導

各事業所等は、都、市及び交通機関等からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

被害調査班及び各施設所管部は、駅周辺で発生することが予想される多数の屋外滞留者に対し、必要に応じて駅周辺の施設を利用して一時的保護を行う。また、事業者及び警察署と連携して駅周辺の混乱防止に努める。

なお、対策の実施は、鉄道等が運行を休止し、復旧の目途がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であると判断される場合とする。

## 第2 情報収集と判断（災害統括班、被害調査班、都総務局、各施設所管部、各事業所）

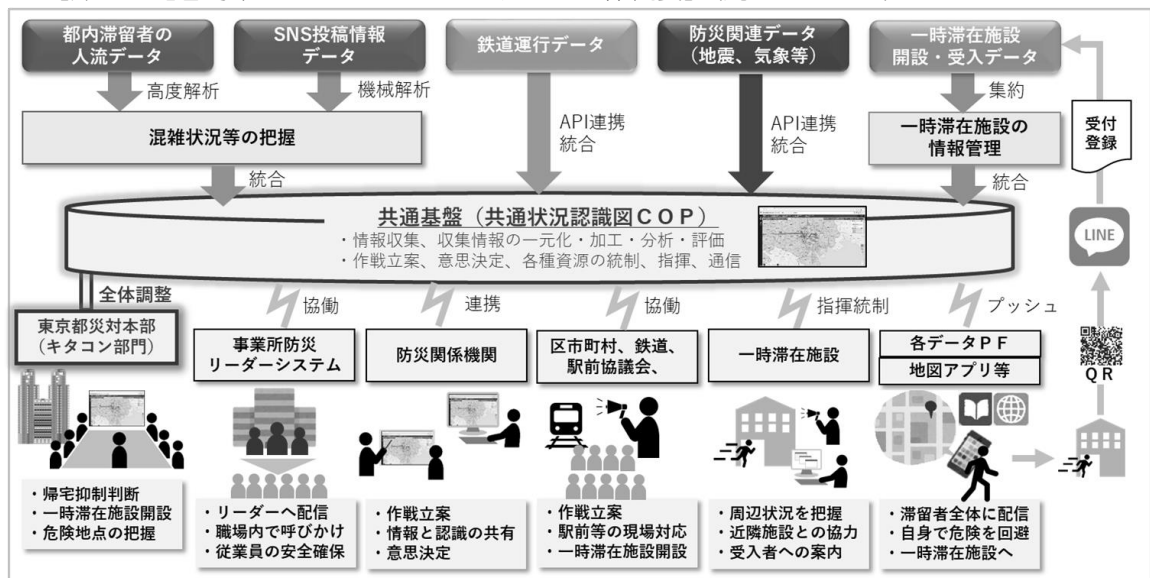
都及び市は、発災直後から、市内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。

また、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、被害調査班は混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況について情報収集し、各施設所管部は一時滞在施設の安全確認等の把握し、適宜共有する。

災害統括班は、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについて、利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信する。

【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】（完成イメージ）



（出典：東京都地域防災計画（震災編））

### 第3 滞留者の安全確保及び誘導（被害調査班、各施設所管部、各事業所）

#### 1 事業所等における安全確保

事業所及び施設の管理者は、チェックリストにより施設の安全を確認する。また、国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げるものではない。来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

建物や周辺が安全でない場合は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

事業所及び施設の管理者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

事業所及び施設の管理者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、市は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

#### 2 学校等における帰宅困難者対策

学校等は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が一斉帰宅抑制に伴い企業等に留まることで帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、学校等は、災害時における保護者との連絡方法について、あらかじめ保護者に確認しておく。

#### 3 駅周辺の混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

##### (1) 駅周辺の混乱防止

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、あらかじめ市、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、「町田駅周辺帰宅困難者対策協議会」を設置している。災害時には協議会で策定された混乱防止対策に係る計画、マニュアル等に基づき、市、警察署、消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等の協力のもと、駅周辺滞留者の保護・誘導・一時滞在施設での受入等の対策を実施する。

市及び事業者等は、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

第3章 地震災害応急対策  
第11節 帰宅困難者対策

(2) 集客施設及び駅等における利用者保護

《国、都、市》

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようなシステムを構築していく。

《集客施設及び駅等の事業者》

- 施設の安全性の確認
  - ・ 施設の安全の確認  
事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
  - ・ 施設の周囲の安全の確認  
国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
  - ・ 利用者の保護  
安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。  
なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応  
建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- 要配慮者への対応  
利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。
- 利用者に対する情報提供  
事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。  
例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《鉄道事業者》

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。



## 第4 一時滞在施設の開設・運営（情報統括班、被害調査班、 各施設所管部、各事業所）

### 1 一時滞在施設での滞留者保護

駅周辺に屋外滞留者が殺到した場合や、被災した施設から屋内滞留者の避難が必要になる場合などは、混乱が生じることを防止するため、駅周辺の状況を把握した被害調査班は、災害統括班との協議のうえ、帰宅困難者向けに一時滞在施設の開設を決定し、滞留者の保護を図る。避難誘導、一時滞在施設の開設及び運営は、財務対策部から施設を所管する対策部へ協力を依頼し、施設管理者及び施設職員と被害調査班が協力して開設運営を実施する。開設する一時滞在施設は、各駅において以下の施設を充てるものとする。

なお、町田駅以外の駅周辺の一時滞在施設については、各駅周辺の状況に応じて、施設管理者が空室を開放する。被害調査班は、各駅周辺を調査及び情報収集し、必要な職員を派遣する。

施設の開放順は、原則として、市の一時滞在施設を最初に開放し、市の一時滞在施設のみで帰宅困難者を収容できないことが見込まれる場合に民間一時滞在施設の開放を要請する。ただし、これらの施設の開放順は、施設の被災状況や発災時の利用状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

#### ■一時滞在施設一覧

相原駅	○堺市民センター
多摩境駅	○小山市民センター
町田駅 ※○数字は開放順	①市施設 町田市民ホール、町田市立中央図書館、町田市生涯学習センター（まちだ中央公民館）、町田市民フォーラム、町田市文化交流センター、町田市民文学館、健康福祉会館、子どもセンターまあち ②民間一時滞在施設 レンブラントホテル東京町田、河合塾町田校、メガロス町田
鶴川駅	○和光大学ポプリホール鶴川
玉川学園前駅	○玉川学園コミュニティセンター
成瀬駅	○なるせ駅前市民センター
つくし野駅	○つくし野コミュニティセンター
南町田グランベリーパーク駅	○グランベリーパーク

また、駅周辺の事業者は、交通機関・市・他の事業者・関係機関と連携し、開放された一時滞在施設の情報提供・当該施設内での待機にかかる案内・安全な場所への誘導・その他屋内滞留者の保護のために必要な措置を講じるよう努める。

## 2 備蓄食料等

### (1) 供給対象者

食料等の供給対象者は次のとおりである。

- 帰宅困難者で他に食料を得る手段のない人

### (2) 配給基準

1人あたり配給数量は、主食1食分、飲料水1本を基準とする。

### (3) 需要の把握

情報統括班は、被害調査班、各対策部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

- 各一時滞在施設の所管課職員と協力し、各施設の食料等の需要について調査する。
- 食料等の需給状況を取りまとめ、本部へ報告を行う。

## 帰宅支援

### 第5 帰宅困難者の帰宅支援（災害統括班、都総務局、各施設所管部、各事業所）

市、都及び関係機関は、帰宅困難者の徒歩による帰宅において、次の支援を行う。

#### 1 帰宅困難者の帰宅支援

市の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市で開設した避難施設において、徒歩での帰宅者に対して、水、食料、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。</li> <li>○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援する。</li> </ul>
都の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 混乱収拾後、徒歩帰宅者に対し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供等、沿道支援体制に基づく支援を展開する。（東京都とコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等民間企業との協定により、各種店舗等が徒歩帰宅者への支援を実施する）</li> <li>○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。</li> <li>○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。</li> </ul>
警察署の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施する。</li> <li>○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供する。</li> </ul>
消防署の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市に対しての災害情報の提供及び駅周辺の二次的災害防止に係る支援を行う。</li> </ul>
郵便局の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集配郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。</li> </ul>
東京電力グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首都中枢並びに人命尊重等を最優先にした電力供給と自治体等と連携した早期復旧に努める。</li> </ul>
東京ガスグループの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガス保安の確保、早期復旧、供給継続が担保できることを前提として「災害時帰宅支援ステーション」に準じた対応を行う。（水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する）</li> </ul>

事業者や施設管理者は、従業員等を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。

## 2 帰宅困難者への情報提供

被害調査班は、施設管理者及び鉄道会社、バス会社等の各事業者と協力して、一時的な休憩場所等に交通機関の運行状況等を掲示し、帰宅困難者へ帰りの交通手段の情報提供を行う。

- 駅前及び駅周辺の一時滞在施設に交通機関の運行状況等を掲示する。
- 周辺市町村への案内マップを作成・配布する。
- 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報について、駅でアナウンスを行う。

※災害時帰宅支援ステーションとは、徒歩帰宅者を支援する都立施設あるいは店舗のこと。都立学校のほか、コンビニエンスストアやガソリンスタンドも、東京都との協定に基づいて支援を実施する。災害時帰宅支援ステーションでは、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を可能な範囲で行う。

### 【帰宅困難者に伝える情報例】

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（災害時帰宅支援ステーションの場所、一時滞在施設の開設状況等）

## 第12節 避難対策

概要	<p>災害発生時あるいは発生するおそれのある場合、市民及び市域内にいる全ての人々（以下、「市民等」という）の身体・生命の安全を図るため、適切な避難対策活動が必要である。また、避難施設では、避難者の把握、生活物資等の供給、良好な衛生状態の確保、要配慮者への対応等の対策が必要である。</p> <p>本節では、「避難誘導」「避難施設の開設・運営・閉鎖」「動物救護対策」「避難施設の感染症対策」について定める。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
避難誘導	第1 避難の指示、警戒区域の設定等の実施	●			市、警察署、消防署、消防団
	第2 避難誘導	●			警察署、消防署、消防団
避難施設の開設・運営・閉鎖	第3 避難施設の開設・避難者の受け入れ	●			福祉班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校
	第4 避難施設の運営	●	●	●	福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、市立小中学校
	第5 避難者への配慮	●	●	●	保健班、衛生班、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校
	第6 避難施設の統合・閉鎖			●	福祉班
動物救護対策	第7 動物救護対策	●	●	●	衛生班、都保健医療局
避難施設の感染症対策	第8 避難施設の感染症対策	●	●	●	防災安全部、保健所、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、各避難施設

## 避難誘導

### 第1 避難の指示、警戒区域の設定等の実施（市、警察署、消防署、消防団）

#### 1 避難の指示

市長（本部長）は災害が発生し、または発生のおそれがある場合、市民の身体・生命に危険が及びと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難情報を発令して避難の指示を行う。なお、被災等により市が事務を行えない場合、都が避難の指示を代行する。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長またはその命を受けた職員が行うことができる。

市は、避難情報を発令した場合には、当該地区の近くに避難施設を開設し、避難者の誘導と受け入れを行う。

警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等が取るべき行動等
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>その他の人も必要に応じ、避難の準備をする。</li> <li>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難施設等へ自主的に立退き避難する。</li> </ul>
4	避難指示	災害のおそれが高い	<p>【危険な場所から全員退避】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>予想される災害に対応した避難施設等へ速やかに立退き避難する。</li> <li>または、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自ら判断する場合には、上階への移動や高層階に留まる等（屋内安全確保）の行動を取る。</li> </ul>
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	<p>【命の危険 直ちに安全確保！】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>避難施設等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。（ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）</li> </ul>

※警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等）とを関連付けるものである。（警戒レベル1・2は風水害時に該当）

(1) 高齢者等避難

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第56条	

(2) 避難指示

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
(水防管理者)	水災	水防法第29条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	被災等により市が事務を行なえない場合に代行
知事 その命を受けた職員	水災	水防法第29条	
	地すべり	地すべり等防止法第25条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがないとき
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいらないとき

(3) 緊急安全確保

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事 (都災害対策本部 (総務局))	災害全般	災害対策基本法第60条	被災等により市が事務を行なえない場合に代行
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合または市長が避難の指示をするいとまがないとき

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

実施者	災害種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
水防団長、水防団員、 消防機関に属する者	水災	水防法第21条	
消防署長 消防吏員、消防団員	水災以外の災害	消防法第23条の2 消防法第36条において 準用する消防法第28条	第23条の2：火災警戒区域 第28条：消防警戒区域 第36条：消防警戒区域として 水災を除く他の災害 に準用
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合または市長（委任を受けた職員を含む）がその場にいらないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官がその場にいらないとき

### 3 避難の指示・警戒区域の設定の基準

避難の指示・警戒区域の設定の主な基準は、次のとおりである。

- 建物の倒壊及びそれに準ずる被害が、相当数発生したとき。
- 火災発生時において、周辺に拡大するおそれがあるとき。
- 周囲の状況から判断して危険が予想されるとき
- 地震後の降雨の継続や台風の襲来により、土砂災害及び水害等の二次災害の発生が予想されるとき

### 4 避難の指示・警戒区域の設定の伝達

#### (1) 伝達事項

避難情報を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は、当該地区の居住者及び滞在者等その他の者に対し、次の事項を通知する。

- ① 発令者
- ② 避難情報の発令、警戒区域の設定の理由
- ③ 避難の日時、避難先及び避難経路

#### (2) 伝達方法

避難の指示及び警戒区域の設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

##### 【災害統括班・広報広聴班】

- 市防災行政無線
- 市のホームページ
- 市のSNS
- 緊急速報メール
- 災害情報共有システム（Lアラート）
- 協定機関（ラジオ・テレビ）による報道
- 町田市防災WEBポータル
- メール配信サービス
- 防災行政無線フリーダイヤル

##### 【警察官及び現地対応職員（道路班・住宅都市復興班・下水道応急復旧班）・消防団】

- 警察官による戸別訪問（口頭）
- サイレン・警鐘・スピーカー
- ※ 現地対応職員及び消防団は、警察官及び消防吏員の対応の補助にあたる。

### 5 避難の指示者または警戒区域設定者の措置

避難の指示または警戒区域の設定を行った者は、その旨を関係機関（都・市・警察署・消防署・消防団）に通知する。

## 第2 避難誘導（警察署、消防署、消防団）

### 1 危険地域における避難誘導

建物等の倒壊が多数発生した地域、及び火災による延焼の恐れがある地域から避難させる場合、または避難施設が危険となり他の施設等に再避難させる場合、避難誘導者は、町内会・自治会単位等で集団避難を促し、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。



- 警察官、消防吏員、消防団員は、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。
- 避難誘導の実施者は、次の事項にも留意する。
  - ・市への避難情報発令の必要性や安全な方向等の通報
  - ・人命危険が著しく切迫し、市へ通報するいとまが無い場合の関係機関と連携した避難の指示
  - ・市が発令した避難情報は、余力に応じ、広報車等により周知を実施
- 施設の管理者は、学校、幼稚園、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導を行う。

※資料編 参照

## 2 避難者への周知事項

避難誘導者は、避難誘導に際し市民等に以下の事項を周知する。

- 警戒区域と避難の要否
- 徒歩による避難
- 非常持出品の携行
  - 【携帯品】
    - ・ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
    - ・ 食料と飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、マスク（感染症流行時）等
    - ・ 動きやすい服装、着替え、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
    - ・ その他必要と判断されるもの（紙おむつ、メガネ等）
- 二次災害の防止（危険建物の使用の自粛）
- 避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカの遮断

## 3 避難の誘導方法

避難誘導者は、次に示す事項に留意して誘導を行う。

- 避難誘導に当たっては、町内会・自治会単位等の集団避難を促し、「2 避難者への周知事項」に留意・周知する。
- 状況が許す限り、指示者はあらかじめ経路の安全を確認する。
- 傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して避難を行うとともに、障がいやそれぞれの特性・住環境、言語の違いなどを踏まえ、関係機関と連携した避難を行う。

## 避難施設の開設・運営・閉鎖

避難施設は、避難施設運営担当の各班が指定職員、施設管理者及び自主防災組織（地域住民）と協力して設置する。

### ■避難施設の開設・運営の原則

避難施設は、開設及びその後の運営にあたって非常に多くの事務や対応が求められ、市職員のみでは対応が追いつかないと想定される。避難施設においては、自主防災組織等の地域住民が力を合わせ、市・施設・地域の協働で開設及び運営に携わるよう、各者とも努める。

また、運営に当たっては、事前に避難施設関係者連絡会等において避難施設ごとに策定している避難施設開設・運営マニュアルの内容に基づき、行う。

⇒資料編・避難施設開設・運営マニュアル

## 第3 避難施設の開設・避難者の受け入れ（福祉班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校）

### 1 開設の担当

- 開設は、指定職員が行う。ただし、指定職員が開設を担当する避難施設に到着するいとまがない場合は、協力者としての施設管理者または、自主防災組織等が開設を担う。
- 施設管理者は指定職員が避難施設を開設する際にも協力する。

※資料編 参照

### ■避難施設の施設管理者

区分	管理者
学校	学校長（教職員）
指定管理者管理施設	指定管理者
市の直営施設	担当課所長（職員）

## 2 開設の手順

開設担当者は、次の手順で避難施設の開設を行う。

開設手順	行う内容	市	施設	自主防災組織（市民）
①施設の門の開錠	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者数及び施設周辺の被害状況等の確認</li> <li>避難者の施設敷地内への誘導</li> </ul>	↓	↓	↓
②施設の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が利用可能かどうか確認</li> </ul>			
③避難者の受入れ準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設（体育館等）の開錠</li> <li>施設内の片づけ・掃除</li> <li>収容スペースの確保・割り当て（要配慮者への配慮、避難生活に必要な共用スペースの区画）</li> </ul>			
④避難者の誘導受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>収容スペースへの避難者の誘導</li> </ul>			
⑤避難施設内の事務所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所の開設</li> </ul>			

開設手順の初期は、平日日中⇒施設、夜間帯や休日⇒市といったように、施設に早く参集できる者が主となって手順を進める。その際、施設の安全確認や受入れ準備等、人手が必要な部分については自主防災組織（市民）も協働して開設作業を進めていく。特に、専門的な知識（建築関係等）を持つ市民がいた場合、その協力を仰ぐよう求める。

## 3 避難施設内事務所の開設

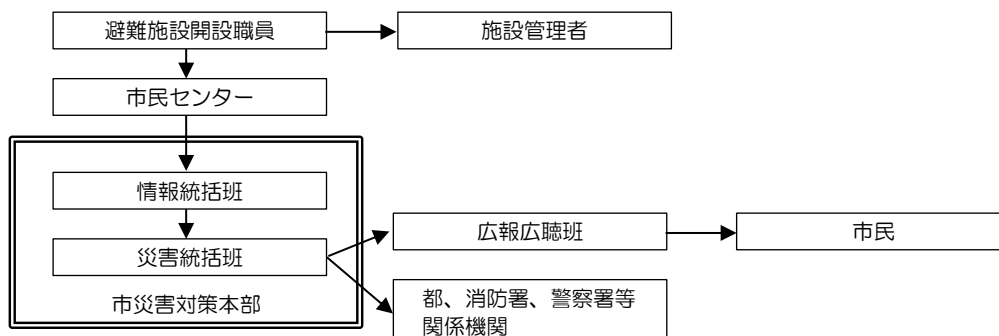
開設の担当者（第4「避難施設の運営」参照）は、避難施設内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難施設運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者名簿、事務用品等を準備する。

## 4 避難施設開設の報告

開設の担当者は、情報拠点である市民センターへ対し、市防災行政無線（移動系）、町田市防災システム、伝令等の方法をもって、以下の事項を報告する。市民センターがない地区については、情報統括班へ直接報告する。

- (1) 開設日時
- (2) 避難者数及びその被害状況
- (3) その他必要事項

< 避難施設開設の報告の流れ >



## 5 避難者の受け入れ

避難施設では、開設の担当者（指定職員）と施設管理者、地域住民の三者が協力し、避難住民を受け入れる。

### (1) 収容スペース

収容スペースとして使用する場所は、避難施設開設運営マニュアルに従う。マニュアルで定めた場所の使用に支障がある場合、開設の担当者は施設管理者と協議する。なお、避難施設が学校の場合、避難者の収容スペースは、体育館を第一優先とする。更に、避難者の増加等、避難の状況を勘案して受入施設が必要な場合は、体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。

なお、市は、避難施設等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

### (2) 居住区域の割振り

避難施設に収容する者は、被害を受け、または受けるおそれがある者（避難の指示を受けた者）とし、次のように居住区域を割振る。

- 居住区域の割振りは、できるだけ地域地区（町内会・自治会等）ごとに設定する。
- 各居住区域は、避難者の人数に応じて編成し、代表者（班長）を選出する。
- スペース指定の表示は床面に色テープ、掲示等わかりやすいものにする。

### (3) 避難施設の入居スペースの基準

避難施設の入居スペースの基準は、次のとおりである。

なお、避難の長期化に伴い、この基準での生活が困難となることが想定されることから、避難施設責任者は、次の段階で避難者への帰宅を促し、避難者数の状況に応じて、適宜一人当たりのスペースを拡張していくものとする。

- 避難施設の入居スペースの基準：居室 3.3㎡あたり2人  
※ ただし、感染症対策を特に行うべきと市が判断した場合については、「第8 避難施設の感染症対策」により対応するものとする。
- 避難者への帰宅を促す段階
  - ・ 災害の危険性が去った段階
  - ・ 交通機関等が復旧した段階
  - ・ 住宅等の応急危険度判定が終了した段階
  - ・ ライフラインが復旧した段階

## 6 避難施設の設置・維持の適否の検討

避難施設の被災状況、避難施設のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合、災害統括班は当該地域に避難施設を設置・維持することの適否を検討する。

## 7 避難施設が不足・受け入れ困難な場合

### (1) 野外受け入れ施設の開設

避難施設が不足する場合、福祉班は災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント、広場等）の開設を行う。

野外受け入れ施設の受け入れ期間は、新たな避難施設の開設または応急仮設住宅が完成するまでの間とし、次の点に留意する。

- 野外受け入れ施設の開設・運営・閉鎖については、避難施設に準ずる。
- 開設エリアの衛生管理・火災防止等への配慮
- 野外施設資材（テント等）の不足する場合、対策本部は都に調達を依頼する。
- 開設した場合、対策本部は、都及び関係機関にその旨を報告する。

### (2) 被災者の他地区への移送

市長は、市の避難施設に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地）への移送について協議を行う。また、隣接県への移送など県境を越える移送については、知事に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

- 職員の中から避難施設の運営担当者を選任し、移送先の市区町村に派遣し避難施設の運営を行う。
- 移送時には、引率者を添乗させる。

## 第4 避難施設の運営（福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、市立小中学校）

### 1 運営の担当者

- 避難施設開設直後の運営は、市の指定職員が行う。
- 施設管理者または自主防災組織等は、指定職員による避難施設の運営に協力する。ただし、避難施設開設直後に、指定職員が避難施設に到着していない場合は、施設管理者または自主防災組織等が代わりとなって初期の運営を実施する。
- 避難施設の運営にあたっては、開設の担当者（指定職員）、施設管理者、地域住民の三者が協力して行う。
- 円滑な避難施設運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携を図る。
- 応急期以降は、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班が派遣する「避難施設責任者」と「避難施設担当者（2～3人）」により行う。
- その後、状況が落ち着いたら、役割分担等を定め、自主防災組織、町内会・自治会、ボランティア等を中心として組織する「避難施設運営委員会」による自主運営を目指す。
- 避難施設運営委員会の委員は、避難者（市民）、施設管理者、市職員（指定職員若しくは交替した避難施設運営を担当する班）で構成する。
- 避難施設運営委員会の委員は、避難施設の「運営責任者」として運営に取り組む。
- 避難施設運営委員会には、女性の委員を配置するなど女性の参画を推進し、意見を積極的に取り入れるとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行う。
- 避難施設運営委員会の委員及び避難者から、衛生管理を担当する者を選任する。担当者は、衛生班の指導等を受けながら、避難施設の衛生管理に努める。
- 避難施設運営委員会の委員及び避難者から、防火を担当するものを選任し、防火安全対策を講じる。

## 2 運営の手順

- |                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 避難者名簿・台帳の作成</li><li>② 居住区域ごとに代表者を選出（第4の3参照）</li><li>③ 飲料水、生活用水、食料、生活必需品の請求、受取、配布（第18節参照）</li><li>④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (1) 避難者名簿・台帳の作成

避難施設責任者は、避難施設を開設した際、「避難者名簿」用紙を配り世帯単位に記入するよう指示する。「避難者台帳」は、集まった「避難者名簿」を基にして作成し、保管するとともに福祉班へ報告する。

### (2) 運営状況の報告及び運営記録の作成

- |                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難施設責任者は、避難施設の運営状況について1日に1回福祉班へ「避難施設状況報告書」を提出する。</li><li>○ また、傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。</li></ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※資料編 参照

## 3 居住区域の代表の選出及び役割

避難施設責任者は、町内会・自治会等区域を考慮し、居住区域ごとに代表を選出するよう避難者に指示する。

選出された代表は、避難施設運営委員会に委員として加わり、運営に必要な役割分担及びルールづくりを行う。

- |                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難生活のルールづくり</li><li>○ 公的機関・避難施設責任者からの避難者への指示・伝達事項の周知</li><li>○ 物資の配布活動等の補助</li><li>○ 居住区域の避難者の要望等のとりまとめ</li><li>○ 防疫活動等への協力</li><li>○ 施設の保全管理</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4 要配慮者等の要望の把握と支援

避難施設責任者は、避難施設の運営にあたっては、妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて、二次避難施設（要配慮者専用避難施設）への移動を実施する。（第13節「要配慮者対策」を参照）

二次避難施設が満員の場合、災害統括班は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、協定を結んでいる旅館・ホテル等を避難施設として借り上げる等、多様な避難施設の確保に努める。

**第5 避難者への配慮（保健班、衛生班、福祉班、避難施設応援班、  
避難施設・応急給水応援班、学校教育班、市立小中学校）**

**1 避難生活の長期化**

保健班、衛生班及び避難施設の運営を担当する班（福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班）は、協力して、避難生活の長期化、災害関連死\*の抑制のため、応急仮設住宅が建設されるまでの1ヶ月程度を目安に、次の対策を実施する。施設管理者は、施設管理面での協力を図る。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難施設の早期解消に努めることを基本とする。

※ 災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

対策	配慮する事項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 床敷マット、布団、入浴施設、冷房器具、暖房器具、洗濯機等の調達</li> <li>○ 段ボールベッド等の協定機関からの支援物資の活用</li> <li>○ プライバシー確保のための間仕切りの設置</li> <li>○ 報道機関等の取材、資器材持込、立入の制限</li> <li>○ 被災者の精神安定</li> <li>○ パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難施設における防犯及び安全性の確保</li> <li>○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）</li> <li>○ 食料の確保や配食等の状況等の避難施設の衛生状態等の把握に努める。</li> <li>○ オムツ替えスペース（乳児・高齢者用）を生活スペースと別に配置し、プライバシー及び衛生面に配慮する。</li> <li>○ 体調の優れない人、病人、妊産婦等のためのスペース（別室）等の確保</li> <li>○ 郵便・市ホームページ・SNS等、複数の情報伝達手段による避難者への情報提供</li> <li>○ 立入禁止区域、土足禁止区域、禁煙（分煙）区域の設定</li> <li>○ 「運営に関わらない一般の車両の出入禁止」や「禁酒」など、避難施設ルールの明確化と周知</li> <li>○ 空きスペースの状況を勘察し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保</li> <li>○ 物資ニーズの把握と集約（生活の長期化に伴い変化するニーズへの対応）</li> <li>○ 避難者のための通信手段確保（災害時用公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fi環境等の手配）</li> <li>○ 車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者への配慮</li> </ul>

第3章 地震災害応急対策  
第12節 避難対策

対策	配慮する事項
男女のニーズの違い、性的マイノリティへの対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人暮らしの女性、妊産婦や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースを確保</li> <li>○ 仮設トイレの設置にあたり、特に女性の安全・安心に配慮して、男性用とは離れた場所を確保。夜間照明などにも配慮する。</li> <li>○ 男女別の更衣（又は化粧）スペースを用意</li> <li>○ 男女別の洗濯物の洗い場・干し場を確保</li> <li>○ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペース用としての別室を確保</li> <li>○ 巡回相談等による、女性向け相談の受けやすい体制の検討</li> <li>○ 地域の自主防災組織等から女性の運営メンバーを加える等して、女性ならではのニーズが避難施設運営に活かされるような体制を構築する。</li> </ul>
要配慮者対策	第13節第2「避難施設等における応急支援対策」、第3「福祉避難所等の確保と移送」を参照
動物救護対策	第12節第7「動物救護対策」を参照

## 2 避難施設以外で生活している避難者への配慮

避難施設以外の空地等で生活している避難者や、避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者、車中泊など避難施設に滞在することができないと判断した被災者については、自主防災組織や消防団等の地域組織が、生活している場所、その状況及び要望等を把握し、福祉班に報告する。

福祉班は、状況に応じてその対応について検討し、在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

特に、車中泊等の狭いスペースで生活している避難者については、「エコノミークラス症候群<sup>\*</sup>」になる危険性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

※ 長時間、座席に同じ姿勢で座ったままであることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

## 第6 避難施設の統合・閉鎖（福祉班）

福祉班は、災害の復旧状況や避難施設の人数の減少状況を鑑み、関係部署との調整を図り、本部と協議しながら避難施設の統合及び閉鎖を行う。



## 動物救護対策

### 第7 動物救護対策（衛生班、都保健医療局）

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。しかし、放し飼い状態になる動物又はこれらが負傷する場合が多数生じると同時に、多くの飼育動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが予想される。市は、動物愛護及び危害防止の観点から、都及び獣医師会、ボランティア団体等関係団体と協力して、これら飼育動物の保護や避難施設での対策を行う。

※ ここで、飼育動物とは、人に飼育されている犬や猫、小型の哺乳類や鳥類とする（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第2条に規定する特定動物及び、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令第1条に規定する外来生物は除く）。

#### 1 逸走した動物の保護

逸走した動物については、衛生班が獣医師会に要請し「臨時動物保護所」を開設し、その保護にあたる。

「臨時動物保護所」は、市が指定する施設等の場所に設置し、獣医師会及びボランティアの協力において運営する。

衛生班は、「災害時動物情報管理窓口」を設置し、検索情報・保護情報の集約、関係機関との連絡を行い、飼育者のもとに速やかに戻るようにする。

逸走した動物が発生した場合は、市民の協力により「臨時動物保護所」に保護する。市民による確保ができない場合は、衛生班が確保を行うが、確保や保護が困難な場合は都保健医療局と協議して対応する。逸走動物が負傷している場合は、応急手当を施す。

#### 2 避難施設での動物救護対策

避難施設での動物救護の対策は、下記のとおりとする。衛生班は、獣医師会等と協力し、避難施設に同行避難した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、避難施設における適正飼養について周知する。

また、衛生班は避難施設における動物の飼養状況の把握に努め、都・関係団体への情報提供を行う。

- 避難施設の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- 飼育動物の避難場所は、原則、人の居住スペースとは別とし（盲導犬・聴導犬・介助犬は除く）、飼い主及び避難施設へ周知・徹底する。
- 特定動物及び特定外来生物は、避難施設へ持ち込めないものとする。
- 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
- 飼育動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
- 飼育動物の避難場所に、運営上、適正管理・公衆衛生上の問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求めるものとする。

## 避難施設の感染症対策

### 第8 避難施設の感染症対策

(防災安全部、保健所、福祉班、避難施設応援班、避難施設・応急給水応援班、子ども生活班、学校教育班、各避難施設)

避難施設開設・運営に当たっては、原則、第3章12節第3から第7までの対応を行うが、感染症対策を特に行うべきと市が判断した場合については、下記にて対応する。

#### 1 事前準備

- 防災安全部は、保健所と連携し、発災時における、体調不良者や感染者、感染の可能性が高い者（以下、体調不良者等という）が避難してきた場合の対応について、事前に定めておく。
- 防災安全部は、避難施設の開設・運営に必要な感染症対策物資を整備する。
- 避難施設の開設・運営を担当する職員は、業務従事前後に体調の確認を行う。
- 施設管理者は、避難施設での「密閉空間、密集場所、密接場面」を避けるため、極力多くのスペースを開放するよう協力する。
- 避難者は、避難に際し、マスクや体温計、手指消毒液など、感染症対策に必要な物資を携行するよう努める。

#### 2 施設の開設・運営

- 体調不良者等については、一般の避難者と避難スペースや動線、トイレを分ける。
- 避難施設の入居スペースは、原則1世帯あたり4㎡とし、通路は少なくとも1m確保する。
- 避難者の受け入れに際しては、受付を2段階に分けるなど、体調不良者等を専用の避難スペースへ誘導する。
- 避難施設では、定期的に消毒・換気を行う。
- 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。
- 避難施設内で生じたごみについて、体調不良者等のスペースから生じたものについては、その他一般のごみとは分けて管理する。
- 避難者は、マスクの着用やこまめな手洗いなど、感染症対策を行う。
- 体調不良者等が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで必要に応じて避難施設から市（保健班）に連絡する。市（保健班）は、必要に応じて、医療機関への受診について調整を行う。

#### 3 施設の閉鎖

- 避難施設内の、特に体調不良者等が使用したスペースのドアノブや手すりを中心に消毒を行う。

## 第13節 要配慮者対策

概要	<p>要配慮者は、災害が起こった時、自分の身体・生命・財産を守る対応能力が不足していたり、言葉の障がいから迅速、的確な行動がとりにくいため、災害時は被害を受ける場合が多い。</p> <p>このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
要配慮者対策	第1 要配慮者の安全確保・安否確認	●			福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設
	第2 避難施設等における応急支援対策	●			保健班、福祉班、高齢者福祉班
	第3 福祉避難所等の指定と移送		●		福祉班、高齢者福祉班、調達輸送班、社会福祉施設等
	第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置		●		福祉班、高齢者福祉班、保健班、広報広聴班、該当班
	第5 要配慮者向け応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策			●	福祉班、高齢者福祉班、保健班

## 要配慮者対策

### 第1 要配慮者の安全確保・安否確認（福祉班、高齢者福祉班、保健班、子ども生活班、社会福祉施設）

要配慮者は、災害発生時または災害発生の恐れがある場合に、災害情報の把握及び避難に時間を要することが想定される。

このため、市は地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、プライバシー、個人情報等の取扱いに配慮した上で、平時より要配慮者に関する情報の把握に努める。災害発生時には、これらの情報に基づき迅速に安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

〈要配慮者への支援〉

高齢者 障がい者 難病患者 妊産婦 医療ケアを必要とする児（者）	病気や衰弱による災害関連死を防止し、避難施設等において、健康的な生活を営み、適切な医療処置を受けられるよう支援に努める。	福祉班 高齢者福祉班 保健班
乳幼児	保護者が不明な乳幼児の保護・養育を行う。	子ども生活班

#### 1 要配慮者への情報の伝達

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時または災害発生の恐れがある場合、要配慮者及び社会福祉施設等の利用者が、早めに避難準備及び避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

また、要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、早い段階での避難行動を促進できるよう、情報伝達においてわかりやすい表現、高齢者や障がい者にも適した情報伝達、多様な手段の活用による情報伝達を実施する。

#### 2 避難行動要支援者の安全確保

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、地域や社会福祉施設等における避難支援等関係者による避難支援及び安全確保を実施する。

〈〈避難支援等関係者が避難支援を実施するにあたっての安全確保指針〉〉

- 避難支援等は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ったうえで行う。
- 災害時の避難行動支援は可能な範囲で行う。

※ 平時から避難支援等関係者に周知を図る。

##### (1) 地域における安全確保

地域組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署等に協力し、事前に把握している情報をもとに避難支援を行う。

そのため、市は特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿情報を提供するほか、避難支援等関係者は個別避難計画等の情報を活用し、避難支援を行う。

避難支援にあたり避難支援等関係者は、避難施設での登録手続きまで行うものとする。

(2) 社会福祉施設等における安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施する。

施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の地域組織、社会福祉関係団体、警察署、消防署、福祉班及び高齢者福祉班または子ども生活班等に協力を要請する。

### 3 所在・安否の確認

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設責任者、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、要配慮者の所在及び安否の確認を行う。

(1) 避難施設での所在確認

福祉班及び高齢者福祉班は、避難者名簿に基づき要配慮者を把握する。

(2) 在宅している要配慮者の安否確認

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している要配慮者の安否確認に努める。

(3) 避難施設及び居宅で所在・安否が確認できない場合

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設及び居宅で所在及び安否が確認できない場合、情報統括班に安否不明者として報告する。

## 第2 避難施設等における応急支援対策（保健班、福祉班、高齢者福祉班）

### 1 避難施設における応急支援

(1) 応急介助支援措置実施のためのリスト作成

福祉班及び高齢者福祉班は応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して作成する。なお、個人情報の取扱いには十分留意するものとする。

- 避難施設単位で作成する。
- 必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に作成する。  
その他車椅子・つえ等介助用具、手話通訳者、点字広報紙等の要否を把握する。
- 二次避難施設、または特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握する。

(2) 応急支援の実施

要配慮者の避難施設における生活を支援するに当たり、福祉班、高齢者福祉班及び避難施設責任者は、以下の応急支援を実施する。

① 必要な設備及び生活スペース等の確保

【設備】

- 段差の解消及び手すり等の設置、専用トイレの整備（仮設トイレ、ポータブルトイレ等）、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・つえ等の介助用具の確保、マットレスや畳部屋等の確保、入浴の確保、授乳場所の確保 妊産婦用のマットや組立式ベッド等

【生活スペースの確保における配慮】

- スペースの割り当て（区画スペースの提供）、冷暖房等の配慮（適切な室内温度の調節）、プライバシー・トイレの配慮、付添い人への配慮 等

② 必要物資の配給

【飲料水・食料】

- 初動活動期：飲料水及び食料（おかゆ、粉ミルク等）の優先的な配給
- 応急活動期：炊き出し等による要配慮者の状態を考慮した食料の配給（塩分、たんぱく質、野菜不足、温かい食事、軟らかい食事、特殊栄養食品（妊産婦用）等）

【生活物資】

- 紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等の確保

③ ボランティア等の配置

- 手助けが必要な人及びその状況を把握し、町田市災害ボランティアセンターや職能団体を通じて介護・介助、手話等必要な人員を確保し配置する。

④ その他避難施設での配慮

- 健康状態のチェック、健康相談
- 聴覚障がい者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供
- 避難施設での生活が困難な人の二次避難施設への移送
- 精神保健対策の実施
- 避難施設で生活する要配慮者ニーズの把握のための巡回ケアサービスの実施
- 要配慮者に対する必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用
- その他、生活支援・福祉サービスの提供

2 社会福祉施設等における生活救援物資等の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、福祉対策部及び健康対策部に協力を要請する。

3 在宅している要配慮者の応急支援

福祉班及び高齢者福祉班は、地域組織及び福祉団体の報告等により、避難施設等での受け入れが望ましい在宅している要配慮者が把握された場合、その状況に応じて避難施設、二次避難施設、または医療機関等の受け入れ先及び移送手段を確保する。

在宅する要配慮者に対しては、以下の応急支援を実施する。

- 住宅及び居住者の安全確認
- 情報サービスの提供
- 精神的な不安の排除（声かけの実施）
- ホームヘルプサービスの提供
- 入浴サービスの提供
- 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣
- 配食サービス・日用品・補装具等の提供
- 保健・医療の提供

### 第3 福祉避難所等の指定と移送（福祉班、高齢者福祉班、 調達輸送班、社会福祉施設等）

#### 1 福祉避難所等の指定

##### (1) 福祉避難所の指定

- 福祉避難所：発災時に要配慮者が直接避難することができる公共施設や社会福祉施設等で、市が指定する。

なお、上記福祉避難所のほか、要配慮者の避難先として以下がある。

- 二次避難施設：一般の避難施設で生活することが困難になった要配慮者が利用する。市と施設はあらかじめ二次避難施設設置に関する協定を締結し、必要に応じて福祉避難所として指定する。発災時は市と施設が調整を行った上で二次避難施設を開設する。基本的に直接避難は行わない。
- 社会福祉施設等：発災時に要配慮者が滞在し、実質的に福祉避難所としての機能を果たした社会福祉施設等。実質的に福祉避難所としての機能を果たした施設については、後日であっても遡って福祉避難所として指定することができる。

##### (2) 福祉避難所等の開設

- ① 直接避難することができる福祉避難所に指定された施設は、施設の被害状況や職員の配置状況等を鑑み、施設の判断において開設する。
- ② 福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設からの要配慮者支援要請に対して、要配慮者専用の二次避難施設を開設する。

【二次避難施設】

- 協定締結福祉施設     都立町田の丘学園

##### (3) 二次避難施設では対応できない場合

福祉班及び高齢者福祉班は、要配慮者の二次避難施設での受け入れが困難な場合、または二次避難施設での介助等の措置ができない場合は、以下のように受け入れの先を確保する。

- 市内の特別養護老人ホーム等への緊急入所の周知
- 市内の病院等への特別受け入れ要請
- 都への他市町村社会福祉施設への特別受け入れ要請
- 都(日本赤十字、医師会等)へ市外老人ホーム・病院への特別受け入れ要請
- 民間アパート、家庭での受け入れ募集、あっ旋

## 2 要配慮者の移送

福祉班及び高齢者福祉班は、一般の避難施設から二次避難施設に要配慮者を移送する際には、調達輸送班及び関係機関に要請して、随時要配慮者を移送する。主に次の方法で実施する。

- 調達輸送班による移送措置（食料等必要な物資も同時に輸送するよう努める）
- 町田市災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障がい者支援組織等による移送措置
- 避難施設入所者の協力支援による移送措置
- 市内バス会社、高齢者・障がい者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

なお、被災した要配慮者は、精神的に不安になることが多い。そのため、心の頼りとなる家族等の同伴による入所を検討する。

## 3 福祉避難所等の運営支援

### (1) 生活救援物資等の供給

市は、福祉避難所等からの要請があった場合、以下に示すような物資をはじめとする必要物資の配給を行う。

また、市が要配慮者を移送する場合は、できる限り物資の輸送を同時に行う。

- 飲料水
- 食料
- 生活必需品（毛布、マット、オムツ）
- 等

### (2) 福祉専門職員の確保

福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

## 第4 巡回ケア・広報・相談窓口の設置（福祉班、高齢者福祉班、保健班、 広報広聴班、該当班）

### 1 巡回ケアサービス

福祉班及び高齢者福祉班は、避難施設及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設において、要配慮者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。主に次のことを行う。

- 各要配慮者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務
- 医師会（医療救護班を中心として）等との連携・協力による健康チェック
- ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助
- 障がい者施設職員等の協力による「生活環境チェック」サービス

### 2 相談業務

福祉班、高齢者福祉班及び保健班は、町田市庁舎及び市民センターの開設された相談窓口（第18節第6「被災者総合相談窓口業務」参照）において、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者やその家族に対し総合的な相談に応じる。



### 3 広報活動の要配慮者への配慮

広報広聴班の広報活動（第4節「災害時の広報」参照）、並びに町田市庁舎及び市民センターに開設された相談窓口は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら行う。

- 放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう聴覚障がい者向け伝達手段の併用（戸別訪問、拡大文字による情報提供、点字情報等）
- 周囲の市民に理解を得られるような配慮

## 第5 要配慮者向け応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策

（福祉班、高齢者福祉班、保健班）

### 1 要配慮者向け住宅の供給計画案の作成等

要配慮者向け応急仮設住宅の供給は、第20節第8「建設型応急住宅の用地確保及び建設」により行うが、福祉班及び高齢者福祉班は、住宅供給班に協力し、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう、次の点に留意する。

- 要配慮者の住宅仕様別のニーズを把握する。
- 巡回ケア対策を実施しながら、要配慮者が優先的に入所できるよう配慮する。

### 2 復旧期ケア対策の実施

福祉班、高齢者福祉班及び保健班は、関係各対策部及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策を、おおむね次のとおり行う。

- 要配慮者向け応急仮設住宅地等への24時間スタッフの派遣
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・精神保健医療対策
- ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施
- グループホーム入所者への支援措置

### 3 復旧期ケア対策に関する広報並びに相談受付業務

被災者総合相談窓口設置期間中は、第18節第6「被災者総合相談窓口業務」により行う。

また、被災者総合相談窓口閉鎖後は、福祉対策部が窓口となり関係各対策部、関係機関・団体等の協力のもと実施する。

## 第14節 外国人支援対策

概要	言語、生活習慣が異なる外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、支援体制を確立し、外国人の安全確保を図る。
----	---------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
外国人支援対策	第1 情報提供・広報活動	●	●		避難施設応援班
	第2 避難施設生活		●		避難施設応援班

### 外国人支援対策

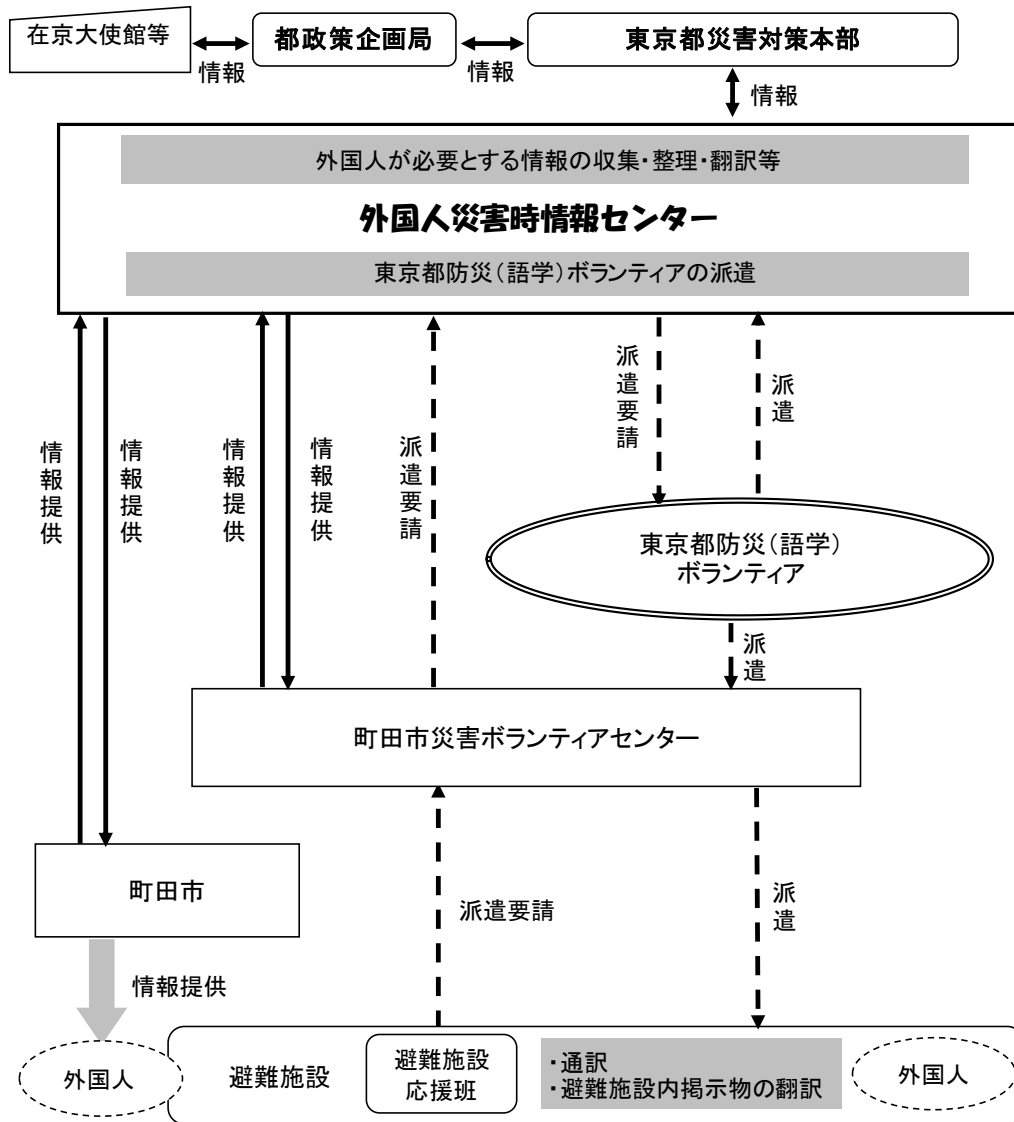
#### 第1 情報提供・広報活動（避難施設応援班）

災害発生時には、避難施設応援班及び各避難施設は、町田市災害ボランティアセンターに通訳等のボランティアを要請し、外国人に対する適切な情報提供が行われるよう、調整を図る。

都生活文化スポーツ局は、災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して次の業務を実施する。

- 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等
- 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣

<都と連携した外国人支援の流れ>



## 第2 避難施設生活（避難施設応援班）

避難施設生活をする言葉の不自由な外国人に対し、ボランティア等の協力を得て、広報内容や生活ルールの周知に努める。

## 第15節 緊急輸送対策

概要	災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。 本節では、災害発生時の「交通対策」、「輸送対策」について定める。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
交通対策	第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保	●			道路班、住宅都市復興班、広報広聴班
	第2 交通の規制	●			警察署、自衛隊、道路班、住宅都市復興班
輸送対策	第3 緊急通行（輸送）車両等の届出	●			調達輸送班、災害統括班
	第4 緊急輸送の実施	●			調達輸送班、災害統括班
	第5 臨時ヘリポートの開設	●			企画班、災害統括班
	第6 物資集積所の設置	●	●		調達輸送班、産業班

## 交通対策

### 第1 緊急輸送路及び緊急交通路の確保（道路班、住宅都市復興班、広報広聴班）

地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送路の被害状況の把握と必要な道路啓開措置を行う。

なお、警視庁は緊急輸送の実効性を担保するため、交通規制を実施し、緊急交通路を確保する。

#### 1 被害状況の把握

道路班、住宅都市復興班は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次の要領で緊急輸送路を確保する。

- 警察署、各道路管理者と協力し、道路の被害状況を調査し、情報を収集する。
- 緊急輸送路は、次の基準により第1順位、第2順位道路を中心として指定し、確保する。

・被災地域と非被災地域を結ぶ主要路線
・市内の避難施設、救護所、医療機関、各防災関係機関、物資輸送拠点に通じる路線
- 各道路管理者へ緊急輸送路の被害状況を通報するとともに、道路・橋梁等の復旧要請を行う。
- 警察署へ緊急輸送路の被害状況を連絡するとともに、交通を規制する必要があるときは、都公安委員会に通知し、緊急交通路での緊急車両以外の車両に対する交通規制を要請する。
- 広報広聴班と協力し、緊急輸送路線及び交通規制について市民や運転者等に周知徹底する。

※資料編 参照

#### 2 啓開作業

道路班、住宅都市復興班は、警察署、各道路管理者、建設業団体と協力し、第1順位道路、第2順位道路を中心に順次、2車線の車両走行帯を確保するよう努める。

なお、啓開作業により発生したがれき等の撤去は、第20節の第6「一般建物の解体・撤去」を準用して実施する。

##### ■主な啓開措置

- 倒壊物・落下物等については、人力・牽引・重機等により道路端（やむを得ない場合は他人の土地など）へ移動し、交通路を確保する。
- 路面の陥没・亀裂等及び橋梁取付部の段差等については、車両走行に支障のない程度で応急復旧する。
- がけ崩れ等による道路遮断については、う回路を設定する。適当なう回路がない場合は、通行に必要な最小限の除去作業を行う。
- 落橋、土砂崩壊等のおそれがある箇所は、警察署等関係機関に連絡の上、交通規制の表示等必要な措置を講じる。

### 3 放置自動車等の移動

道路班、住宅都市復興班は、市が管理する道路において、車両の通行が停止又は著しく停滞し、放置自動車等が緊急通行車両等の通行の妨害となる場合等は、災害対策基本法（第76条の6）の権限により、区間を指定して車両の運転者等に移動の命令を行う。運転者の不在時等は、人力・牽引・重機等により道路端（やむを得ない場合は他人の土地など）へ移動し、交通路を確保する。

車両等の移動は、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き（2014年（平成26年）11月）」に基づき実施する。

#### (1) 道路区間の指定

放置自動車等の移動を含む啓開作業を行う道路区間指定は、地震規模や被害状況を総合的に判断し、災害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。

##### <指定実施の判断例>

放置自動車や立ち往生車両によって、緊急通行車両等が通行する最低限の空間、例えば、一車線すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確保する必要がある場合 等

なお、区間指定の際は、関係する道路管理者間で、情報収集、道路啓開に関する調整や指示等について連携を図る。

#### (2) 放置自動車等の移動

##### ① 運転者等への命令による移動

- 道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、移動先を指示の上車両等を移動させる。
- 車両等の移動先は、道路外もしくは道路の左端を想定するが、現場の状況に応じて適宜判断する。
- 数多くの運転者等に命令を伝える場合には、拡声器等で各運転者に伝達する。
- 命令の実施方法は、書面の提示や口頭等、現場の状況に応じて適宜判断する。

##### ② 道路管理者自らによる車両の移動

- 次のケースに該当する場合は、道路管理者自らによる車両の移動を行う。
  - ・車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合（タイヤのパンク、燃料切れ、その他）
  - ・運転者等が不在で、運転者による車両等の移動ができない場合
  - ・前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむをえない場合
- 車両等の移動の際には、現場の判断でやむをえない限度で車両等を破損させることができる。
- 運転者等が不在で、道路管理者自らによる車両の移動を行う場合は、移動した車両、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等に、移動理由及び移動した道路管理者名を掲示する。
- 車両等の移動にあたり、建設業者、レッカー業者等の民間事業者と連携を図る。

##### ③ 土地の一時使用

- 車両等の移動において、道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地などが無い場合、現場の判断で、沿道の民地を一時的に使用するものとする。
- 一時使用を行う場合、民地の所有者及び使用者が現場で見つかる場合は、道路啓開のために使用することを説明する。ただし、民地の所有者及び使用者が現場で見つからない場合も、

同意を得なくとも民地の使用やそれに伴う竹木の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由、使用した道路管理者を掲示する。

④ その他

- 車両等の移動及び土地の使用の際は、事後の補償も鑑み、車両等及び土地の啓開作業前後の写真やビデオ等により記録する。

## 第2 交通の規制（警察署、自衛隊、道路班、住宅都市復興班）

### 1 交通規制

警察官、自衛官等は、次のような状況において、交通規制を実施する。

道路班、住宅都市復興班は、市道の被害状況について警察署に通報し、危険箇所の交通規制を行う。

実施機関等	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法 第4条
	都内または近接する県に災害が発生し、または発生の恐れがある場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法 第5条又は第114条の3
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法 第6条又は第75条の3
自衛官及び消防吏員 (警察官がその場にい ない場合に限る)	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両等の通行の妨害となるとき	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者 (国道・都道・市道・ 高速道路)	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ・規制標識の設置(区間を定めての通行禁止、制限、理由、回り道等) ・道路標識の設置	道路法 第45条1項 及び第46条1項

### 2 交通規制情報の収集・周知

道路班、住宅都市復興班は、警察署から、交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ車両を用いる班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部へ連絡し、広報広聴班は直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努める。

## 輸送対策

### 第3 緊急通行（輸送）車両の届出（調達輸送班、災害統括班）

#### 1 緊急通行（輸送）車両の運行に必要な事前手続き（災害発生前）

調達輸送班は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため使用する緊急通行（輸送）車両について、警視庁の「緊急通行（輸送）車両の確認申出要領」に基づき公安委員会（警察署）に対して事前に確認申出を行い、標章・証明書の交付を受けておくものとする。

なお、「大規模災害時における緊急交通路の交通規制に係る緊急通行車両の確認について（通知）」（平成25年6月28日付 府政防第589号・消防災第255号）に基づき、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けている車両も同様に、可能な限り事前に確認申出を行い、標章・証明書の交付を受けておくものとする。

※資料編 参照

#### 2 緊急通行（輸送）車両の運行および手続き（災害発生後）

##### (1) 緊急通行（輸送）車両確認申出済の車両

事前に交付された標章を車両に掲示、証明書を携行し緊急交通路を通行する。検問所等で停止を求められた際は、車両に掲示している標章の確認を受ける。

##### (2) 緊急通行（輸送）車両確認申出を行っていない車両

警視庁の「緊急通行（輸送）車両の確認申出要領」に基づき確認申出を行い、標章・証明書の交付を受ける。

この場合の申請先は、警視庁本部（交通規制課）、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署、緊急交通路上の交通検問所である。

##### (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両

緊急通行車両等事前届出済証を提示し、「緊急通行車両確認申出書」を記載して、標章・証明書の交付を受ける。申請先は(2)と同様である。



## 第4 緊急輸送の実施（調達輸送班、災害統括班）

### 1 協定先からの車両、燃料の調達

調達輸送班は、市内及び協定先の輸送車両、燃料の調達を行う。

調達先	調達物
町田市	車 両
東京ハイヤー・タクシー協会	
神奈中バス町田営業所	車両（バス）
小田急バス新百合ヶ丘営業所	
日本通運	車両（トラック）
福山通運	
佐川急便	
ヤマト運輸	
西濃運輸	
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	
（一社）東京都トラック協会多摩支部 第7地区	
東京都石油商業組合町田支部	燃 料

### 2 市・協定先で車両を調達できない場合

災害統括班は、市・協定先で車両を調達できない場合や、道路の途絶や渋滞によって陸上輸送が不可能な場合は、都本部に、次の事項を明示して依頼する。

- 輸送を必要とする人員または物資の品名、数量（重量）
- 車両等の種類及び台数
- 輸送を必要とする区間及び借り上げ期間
- 集結場所及び日時

### 3 配車計画

#### (1) 配車手続き等

調達輸送班は各対策部で所有する車両、応援派遣された車両を総合的に調整し配分する。  
なお、配車手続き等は、次のとおり行う。

- 各班において、車両等を必要とするときは、町田市車両管理規程に基づき、調達輸送班に要請する。
  - ・ 車両配車手続きは、平常時と同じ手続きをとることとする。
  - ・ 配車申請書に基づき、配車の可否を検討の上配車する。
- 車両の運行に必要な人員は、原則として使用する各班の要員をあてる。
- 防災関係機関から要請があったときは、待機車両等を活用し可能な限り協力する。

#### (2) 料金等及び負担者

災害対策用車両等の料金及び負担者は、次のとおりである。

- 災害対策用車両等の使用料金は、原則として平常時の契約料金とし、その他特別のものについては別に定める（待機車両を含む）
- 料金等は、市が負担する。
- 車両用燃料の単価については、原則として契約料金とする。

第3章 地震災害応急対策  
第15節 緊急輸送対策

(3) 輸送の優先対象

輸送車両は次の対象を優先して行う。

輸 送 対 象	参 照
① 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、資機材	第6節
② 被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資機材	第6節、第7節
③ 被災者の避難のための対策要員、資機材	第12節
④ その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資	各 節
⑤ 災害拠点病院等へ搬送する傷病者等	第7節
⑥ 拠点施設の応急復旧のための要員及び資機材	第16節
⑦ 飲料水、食料等生命維持に必要な物資	第18節
⑧ 救助物資、生活必需品等	第18節
⑨ 遺体の捜索及び処理のための物資及び遺体	第17節
⑩ 埋火葬のための物資	第17節
⑪ その他災害対策に必要な要員及び物資	各 節

## 第5 臨時ヘリポートの開設（企画班、災害統括班）

市は、ヘリコプター輸送の必要を認めるときは、適宜、ヘリコプター臨時離着陸場（以下、「臨時ヘリポート」という）を開設し、航空輸送の確保を図る。

### 1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの開設場所の選定は企画班が行い、災害統括班に報告する。

市長（本部長）は、企画班に対して、臨時ヘリポートの開設と運営を指示するとともに、都知事を通じ、国土交通省へ管制権の設定など、安全の措置を要請する。

#### (1) 救助・救急の搬送

救助・救急の搬送のための臨時ヘリポートは、東京消防庁で協定を結んでいる次の場所のうちいずれか、あるいは全ての施設とする。

○町田市民球場	○日本大学第三高等学校運動場	○法政大学プレイグラウンド
○鶴見川クリーンセンター	○町田G I O Nスタジアム（町田市立陸上競技場）	
○木曽山崎公園	○鶴間公園広場	○その他

※資料編 参照

#### (2) 物資輸送

物資輸送のための臨時ヘリポートは、調整の上、必要に応じて開設する。自衛隊宿営候補地も対象となる。

### 2 臨時ヘリポートの開設・運営

企画班は、市長（本部長）からの指示があった場合、臨時ヘリポートを開設し、その運営にあたる。

## 第6 物資集積所の設置（調達輸送班、産業班）

調達輸送班は、調達物資及び他縣市町村等からの応援物資の受入・保管、配布するための仕分けを行うため、総合体育館を物資集積所とし、協定機関や外部の支援団体等からの物資の受け入れ及び分配を行う。

物資集積所の開設は産業班が行い、管理・運営は産業班と調達輸送班が協力して行う。また、必要に応じ、運送業を営む協定機関等による、輸送用資機材・役務及び物資集積所内での仕分け作業等の支援を、災害統括班を通じて要請する。

なお、総合体育館が施設容量的に不足する場合は、企画班に調整を依頼し、郵便局や協力農地等を活用する。

### ■物資集積所の運営にあたっての事務

- 物資の在庫総括・出入管理・仕分け
  - － 食料・飲料・生活必需品等の項目ごとに分類して、仕分ける  
(分類種別は第18節を参照のこと)
- 避難施設の物資ニーズ集約
  - － 上記同様、ニーズを分類して集約する
- 避難施設への配送計画作成
  - － 在庫とニーズとをマッチングし、各避難施設でのニーズに応じ比例配分する
- 調達物資・救援物資の受入れ
  - － 協定機関や、各種支援団体・企業からの物資提供に応じる
- 協定機関への物資要請
  - － 協定機関へ追加的な物資供給を要請する場合、調達輸送班を通じて行う

※資料編 参照

なお、備蓄物資及び調達物資等によってもなお物資に不足を生じる場合には、報道機関等を通じた、企業・団体等への支援の要請を検討する。要請する場合、報道機関等への周知伝達は、広報聴班を通じて行う。

ただし、報道機関を通じた要請は、均一でない物資の増加が円滑な受入れ・配送の妨げる恐れもあるため、呼びかけにあたっては物資の提供・梱包に際しての留意事項について、併せて周知を行う。また、災害発生直後における個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、これも同時に広報周知する。

なお、都が定める陸上輸送基地、航空輸送基地、並びに自衛隊施設のうち、最寄りのものは次のとおりである。

区分	施設名称	所管
陸上輸送基地	立川地域防災センター	都総務局
	多摩広域防災倉庫	
航空輸送基地	東京国際空港（羽田）	東京航空局
	東京都調布飛行場	都港湾局
	東京都東京ヘリポート	
輸送拠点（その他）	多摩ニュータウン市場	都中央卸売市場
陸上自衛隊	立川駐屯地	自衛隊

第3章 地震災害応急対策  
第15節 緊急輸送対策

物資ごとの調達・供給方法の詳細は、  
第18節第2「食料・生活必需品等の確保・供給」  
第18節第4「義援物資、義援金の受け入れ・配分」を参照のこと。

## 第16節 ライフライン・都市公共施設の応急対策

概要	<p>災害発生時には、ライフライン施設や道路・鉄道などの都市公共施設にも大きな被害が予想される。生活関連施設の早期回復及び代替供給の提供を迅速に行うことは、応急活動、復旧活動を進める上で重要になってくる。</p> <p>本節では、上下水道、電気、電話、ガスの復旧及び二次災害の防止、都市公共施設（市の施設やその他の公共施設、道路・橋梁、河川・指定地、鉄道）の応急復旧対策の手順を定める。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
ライフライン対策	第1 大規模地震発生時の緊急対策				下水道対策部、都水道局、東京電力グループ、NTT、東京ガスグループ、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯、災害統括班
	第2 水道の応急、復旧対策	●	●	●	災害統括班、都水道局
	第3 下水道の応急、復旧対策	●	●	●	下水道対策部
	第4 電気の応急・復旧対策	●	●	●	東京電力グループ
	第5 電話の応急、復旧対策	●	●	●	NTT
	第6 ガスの応急、復旧対策	●	●	●	東京ガスグループ、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯
都市公共施設対策	第7 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策	●	●	●	各施設所管部
	第8 道路・橋梁の応急、復旧対策	●	●	●	道路班、公園管理班、中日本高速道路、南多摩東部建設事務所、NTT、東京電力グループ、東京ガスグループ、交通機関
	第9 河川管理施設の応急、復旧対策	●	●	●	下水道応急復旧班、消防団、道路班
	第10 鉄道の応急、復旧対策	●	●	●	JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄

## ライフライン対策

### 第1 大規模地震発生時の緊急対策

(下水道対策部、都水道局、東京電力グループ、NTT、東京ガスグループ、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯、災害統括班)

市域を大規模地震が襲った場合における「ライフライン」の応急対策の実施に当たっては、次の6点を基本指針とする。

- 1 被害拡大要因となり得る「電気・ガス」については、ガスは地震発生直後に、また電気は消防・警察等の要請により、それぞれ被害甚大地域への供給停止措置をとる。通報・消火活動に必要な「電話・水道」については、震災後も可能な範囲で供給を継続し、早期復旧に努める。
- 2 あらかじめ調査地域分担を定め、「被災概要」の早期把握に努める。
- 3 市、都等行政機関並びに各ライフライン機関は、連携・協力して代替供給を行う。特に、医療機関等の生命に係る施設については、最優先して代替供給の確保を図る。
- 4 各ライフラインの復旧は、「供給・処理」施設から「需要・末端」施設へ向けて行う。また、病院、避難施設、学校などの社会的な重要度の高い施設から優先的に復旧するとともに、各ライフライン機関が相互に連携・協力して行う。
- 5 道路下の共同溝など、複数のライフラインが埋設されている場所で応急・復旧対策を行う場合は、関係する事業者同士で調整し、効率的に実施する。
- 6 市は、復旧が円滑に実施できるよう復旧活動に必要なスペースの確保に努める。

### 第2 水道の応急、復旧対策（災害統括班、都水道局）

水道施設が被災し、機能停止した場合は災害統括班から、東京都水道局に対し次のような機能回復作業を要請する。

#### 1 応急対策

##### ■被害調査

- 配水管の被害調査 ① 主要幹線系統、② 連絡管系統、③ 災害時給水ステーション
- 緊急配水調整として、① 配水池、② 配水設備、③ 連絡管の調査

#### 2 復旧対策

##### (1) 災害時の広報

災害統括班は、都水道局からの破損箇所、注意事項、復旧作業等の情報の市民への周知を広報広聴班に依頼する。

(2) 各復旧対策

- 施設：①取水・導水・浄水施設及び給水施設、②送水・配水施設
  - 管：①送水管、②配水管、③給水装置
    - ・ 配水管：①災害拠点病院等への管路、②送水管及び広大な区域を持つ配水本管、③配水本管及び配水小管（φ400未満）の骨格となる路線、④震災対策用応急給水施設、避難施設等へ至る管路
    - ・ 給水装置：①配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、②主要道路で発生した路上漏水、③建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの
- ※ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、都水道局が応急措置を実施する。

### 第3 下水道の応急、復旧対策（下水道対策部）

下水道施設が被災し、機能停止した場合は次のような機能回復作業を行う。

#### 1 応急対策

(1) 被害調査

被災後、下水道対策部は直ちに施設の被害調査を行う。

(2) 応急対策活動

応急対策活動は、次の要領で実施する。

- 汚水管渠には、流下の疎通に支障のないよう移動式ポンプを配置する。
- 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水管渠・終末処理場等の施設が破損し流出が生じた場合には、土のう等により流出を阻止し破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

#### 2 復旧対策

(1) 資機材、車両、要員の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。

工事施工中の箇所は、工事請負人に被害を最小にとどめるよう状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(2) 災害時の広報

破損箇所、排水禁止区域、下水道使用自粛（節水の呼びかけ、水洗トイレの使用自粛など）の広報を広報広聴班に依頼し、市民への周知を図る。

(3) 都流域下水道本部との連絡調整

「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」に基づき、都流域下水道本部と災害時支援に関する連絡調整を行う。

## 第4 電気の応急、復旧対策（東京電力グループ）

災害により電気の供給が停止したり、または停止するおそれがあるときは、東京電力グループは、電力供給に関する次の応急・復旧対策の措置を講ずる。

### 1 応急対策

東京電力グループは、多摩総支社、町田事務所、相模原支社（小山・相原地区）内に災害対策の支部を設置し、応急対策活動に当たる。このとき、復旧対策の中核となる公共施設その他重要施設に対しては、優先的に送電するとともに、医療機関については最優先で電力供給に努める。

### 2 復旧対策

#### (1) 災害時の広報

市民に対し、切れた電線等による感電の防止、漏電等による出火の防止（電気ブレーカを切る等）、被害の状況、復旧の見通し等の広報を行う。

#### (2) 復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し、電力供給の復旧に当たる。

- 復旧応援チームの必要の有無及び復旧作業チームの配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（送電設備、変電設備、通信設備、配電設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 応援者の宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

## 第5 電話の応急、復旧対策（NTT）

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、NTTが応急、復旧対策の措置を講ずる。

### 1 応急対策

NTT東日本東京西支店内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動に当たる。

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 臨時回線の作成
- 非常通話、緊急通話の優先
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの提供
- 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
- 最小限の通信の確保
- 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の開設
- 通信の利用制限
- 公衆電話の無料化

### 2 復旧対策

次のような復旧計画を策定し復旧に当たる。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線復旧
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線復旧
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線復旧



## 第6 ガスの応急、復旧対策 (東京ガスグループ、LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯)

### 1 都市ガス

#### (1) 応急対策

##### ① 情報の収集

災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況及び復旧状況を迅速・的確に把握する。

##### ② 災害時における応急工事

非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。

##### ③ 危険予防措置

ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

#### (2) 復旧対策

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、被害状況に応じて次の復旧作業を組み合わせて行う。

##### ① 高・中圧導管の復旧作業

1 区間遮断	2 漏えい調査
3 漏えい箇所の修理	4 ガス開通

##### ② 低圧導管の復旧作業

1 閉栓作業	2 復旧ブロック内巡回調査
3 被災地域の復旧ブロック化	4 復旧ブロック内の漏えい検査
5 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理	
6 本支管混入空気除去	7 灯内内管の漏えい検査及び修理
8 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）	9 開栓

##### ③ 広報

各家庭でガス漏れ等の異常が無ければ、マイコンメーターの簡単な復帰操作でガスを使用できる旨、広報する。

### 2 LPガス

各家庭等のLPガス設備には、震度5以上の地震やガス漏れが発生した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターをはじめとする安全設備が設置され、屋内配管やガス器具等に異常が無い場合には、速やかな使用再開が可能である。

#### (1) LPガス業者による顧客施設被害の把握及び使用再開

LPガス協会、アストモスリテイリング、日本瓦斯は、大地震が発生したときは、できる限り速やかに顧客の被害状況を把握し、余震発生等の可能性に注意して、連絡が取れた所から順にLPガス施設の点検及び使用再開に努める。

(2) 協定に基づく避難施設等への支援

市から応急対策への協力要請があったLPガス協定業者は、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき、避難施設での炊き出しに必要なLPガス、また必要に応じて炊き出し釜を供給する。

## 都市公共施設対策

### 第7 市の施設並びにその他の公共施設の応急、復旧対策（各施設所管部）

災害が発生した場合、市庁舎、市民センター、公民館、図書館等の市公共施設、社会福祉施設の管理者は、即座に施設の被害状況を把握し、利用者の安全確保と二次災害の防止のため、次のような応急措置を講ずる。

#### 1 施設利用者・入所者の安全確保の方針

- 施設管理者は、その場で即座に施設の被害状況を判断し、必要に応じて職員による利用者の避難誘導を指示し、混乱防止に努める。
- 施設利用者・入所者の人命救助及び確認を行う。
- 避難対策で講じた応急措置のあらましを、災害対策本部へ速やかに報告する。

#### 2 市有施設保全の方針

##### (1) 応急措置

市有施設については、防災活動の拠点となる施設を重点的に、まずは施設管理者による目視判断により、応急活動へ利用できるよう、体制を整える。初動期には住宅都市復興班による応急判定により、施設の利用に支障が生じないように、必要に応じた保全措置を講じる。

- 壊れたガラスや散乱したものを取り除き、清掃する。
- ブルーシート、ダンボール、ベニヤ板等による応急修理。
- 電気、ガス機器等の点検
- 水の確保（受水槽の確認）

##### (2) その他の留意事項

- 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
- 電気の復旧による火災の防止、ガス漏れによる事故の防止
- 危険箇所への立入禁止の表示
- 市民センターは、情報収集拠点になることを想定する。
- 社会福祉施設は、「要配慮者」のための専用避難施設となることを想定する。
- その他の市の施設も災害対策のため、他の目的で供用されることを想定する。
- 避難者がきた場合は、避難施設へ誘導する。

## 第8 道路・橋梁の応急、復旧対策（道路班、公園管理班、中日本高速道路、南多摩東部建設事務所、NTT、東京電力グループ、東京ガスグループ、交通機関）

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

○ 高速自動車国道	……………	中日本高速道路株式会社
○ 国道、都道	……………	国土交通省、東京都（南多摩東部建設事務所）
○ 市道、街路樹	……………	町田市（道路班、公園管理班）
○ 電柱、架線、地下埋設物	……………	NTT、東京電力グループ、東京ガスグループ、 交通機関

### 1 応急対策

#### (1) 被害状況の調査・把握

道路班は災害が発生した場合、道路パトロールや市民からの通報等により被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を道路対策部を通じて災害対策本部に報告する。また、関係機関から道路に関する情報を収集する。

#### (2) 道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。また、道路各占用施設（水道・下水道、電気、ガス、電話等）の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。

#### (3) 交通規制

通行が危険な路線・区間については、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。また、周知措置等、市民の安全確保のための措置をとる。

### 2 復旧対策

#### (1) 道路の応急復旧

道路班は、被害を受けた市道について、市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

また、道路の応急復旧が困難な場合は、知事、自衛隊に対し応援を求める。

#### (2) 仮設道路の設置

道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

## 第9 河川管理施設の応急、復旧対策（下水道応急復旧班、消防団、道路班）

地震、洪水等により、河川及び水路の堤防・護岸・水門・排水場等の施設が被害を受けた場合は、各施設を所管する機関と協力して、応急復旧に努め、排水に全力を尽くす。

- |                                             |
|---------------------------------------------|
| <input type="radio"/> 1・2級河川 …………… 東京都・神奈川県 |
| <input type="radio"/> 水路 …………… 町田市          |

### 1 応急対策

#### (1) 施設の巡視

下水道応急復旧班、消防団は、災害が発生した場合に水防活動と並行して巡視し、その状況を災害統括班を通じて本部長、都に報告する。また、必要に応じて、道路班に応援を要請する。

#### 重点巡視箇所

- |                            |                             |                              |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 管内施設 | <input type="radio"/> 工事中箇所 | <input type="radio"/> 重要水防箇所 |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|

※資料編 参照

#### (2) 被害発生時の措置

下水道応急復旧班、消防団は、災害によって堤防、護岸、水門等の河川管理施設に被害が発生した場合は、直ちに都へ報告し、次の措置を行う。また、必要に応じて、道路班に応援を要請する。

- |                                      |                               |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="radio"/> 移動式排水ポンプ車の派遣要請 | <input type="radio"/> 排水作業    |
| <input type="radio"/> 内水被害の拡大防止      | <input type="radio"/> 技術指導の要請 |

### 2 復旧対策

下水道応急復旧班、消防団は、堤防、護岸、水門等の河川管理施設の被害について調査し、速やかに都に応急復旧を要請する。

## 第10 鉄道の応急、復旧対策（JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

JR東日本、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄は、災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合には、（現地）災害対策本部を設置し応急措置を行う。また、復旧状況、列車の運行状況について市及び都、その他関係機関に連絡する。

- 災害発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に努める。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護チームを編成し救急救護に当たる。救護は、障がい者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。
- 重要度の高い施設から仮復旧を行う。

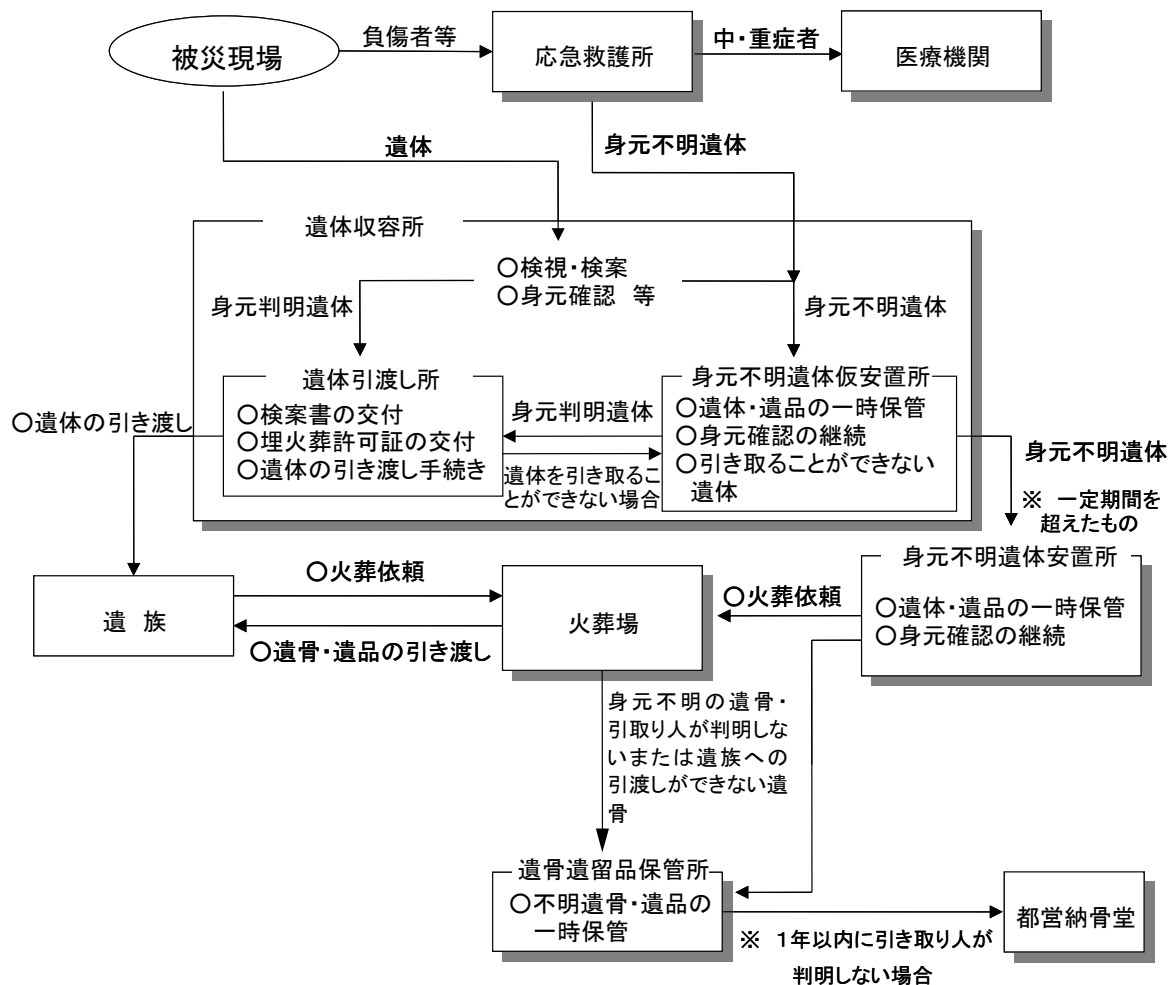
## 第17節 遺体の収容・埋火葬等

概要	<p>大規模災害が発生し、多数の死者が発生した場合には、遺体の腐乱を防止するため、遺体の捜索・収容、検視・検案、埋火葬等の作業を迅速に行う必要がある。</p> <p>本節では、遺体の処置の流れを示すとともに、遺体安置所の開設や遺体の処置に要する人員・資材の確保等について定める。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
遺体の収容・埋火葬	第1 遺体の収容所・安置所の開設	●	●		市民班、警察署
	第2 遺体の収容等	●	●		市民班、警察署
	第3 埋火葬の相談と埋火葬許可証の発行		●	●	市民班
	第4 身元不明遺体の対応		●	●	市民班、生活環境班
	第5 死亡者に関する広報		●	●	市民班、広報広聴班

### ＜遺体の収容・埋火葬の流れ＞

遺体の収容・埋火葬は、次のフローにしたがって実施する。



## 遺体の収容・埋火葬等

### 第1 遺体の収容所・安置所の開設（市民班、警察署）

災害により多数の死者がでた場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容所・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は警察署と協議し、被害状況を考慮して、市内の公共施設（サン町田旭体育館・小山市民センター）等で遺体の収容・安置に適切な場所を選定し、開設する。なお適切な既存建物が確保できない場合は、テント等で代用する。

- 遺体収容所・安置所の開設は、市民班と警察署が協力して行う。
- 安置所に必要な納棺用品、葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、協定事業者や市内葬儀業者等の協力を得て行う。
- 安置所を開設した場合、市は、遺体が速やかに搬送されるよう広報に努める。

### 第2 遺体の収容等（市民班、警察署）

#### 1 遺体の収容等

発見された遺体は、収容所に搬送し、死体取扱規則（1958年（昭和33年）国家公安委員会規則）等の規定により検視・検案を行う。検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

#### ■遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

- ① 遺体収容所への搬送  
遺体の搬送は遺族が行い、搬送が困難な場合は警察署、自主防災組織、調達輸送班の応援を得て、検視・検案を受けるために、指定された遺体を収容所に搬送する。
- ② 遺体収容の受付  
受付は、市民班、警察署が協力して行う。発見状況の聴取、検視カード・検視一覧表の作成、一連番号の付与。
- ③ 検視・検案
  - 検視：警察署より派遣された検視班等（警察官）は、遺体の検視及びこれに必要な措置を行う。
  - 検案：都（監察医務院）より派遣された検案班（監察医等）は、遺体の検案、死体検案書及びその他必要な措置を行う。
- ④ 遺体の安置  
検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。なお、安置した遺体については、必要に応じてドライアイス等を使用し、遺体の腐敗防止に努める。
- ⑤ 遺体の引渡し  
市民班は、安置所に引渡所を設け、遺族が判明している場合は検案書を交付し、遺留品と共に遺体を引き渡す。

※資料編 参照

#### 2 身元不明遺体の身元確認等

身元の分からない遺体（以下、「身元不明遺体」という）については、警察署、自主防災組織、歯科医師会等の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。

### 第3 埋火葬の相談と埋火葬許可証の発行（市民班）

#### 1 埋火葬等に関する相談窓口の開設

遺体の引渡しを受けた遺族等のため安置所には、埋火葬等に関する相談窓口を開設し、埋火葬手続きなどの相談に応じる。

また、遺族等が埋火葬を執行することが困難な場合は、災害救助法の適用の範囲内で身元不明遺体に準じて市が代行する。特に、東京都が広域火葬体制を取った場合は、その旨を住民へ周知するとともに、都保健医療局は広域火葬体制の整備として各火葬場での受け入れに係る調整を実施し、市民班はその窓口として対応する。

#### 2 埋火葬許可証の発行

埋火葬許可証の発行は、市民班が行う。発行にあたっては、検案書をもとにその場で容易に発行できるよう、体制を整える。

#### 3 埋火葬許可の特例

埋火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな埋火葬に努める。

### 第4 身元不明遺体の対応（市民班、生活環境班）

#### 1 身元不明遺体の埋火葬

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が埋火葬を行う。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 身元引受人が見つからない遺体については、本部長を身元引受人として適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した後、市民班が死体埋火葬許可証の発行手続きをとる。</li><li>② 遺体が多数若しくは、その他やむを得ない事情のため、市の火葬場で火葬できない場合は、都に連絡し、広域火葬の応援・協力を要請する。</li><li>③ 市民班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、埋火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。</li></ol> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※資料編 参照

#### 2 埋火葬後の対応

安置所の閉鎖に伴い、身元不明の遺骨・遺留品は、生活環境班に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、1年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者取り扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

埋火葬に関する支出費用は、災害救助法を基準とする。

### 第5 死亡者に関する広報（市民班、広報広聴班）

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。



## 第18節 生活救援対策

概 要	<p>災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者の自立復興を促すためにも、飲料水、食料、生活必需品等の供給及び罹災証明書等の交付が必要である。</p> <p>また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する必要がある。</p> <p>なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分な配慮が必要である。</p> <p>この節は、災害発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法について「飲料水」「生活用水」の給水、「食料」、「生活必需品」及び「義援物資」に分けて定めたものである。また、被災者の生活支援を行う上での「被災者総合相談窓口」開設の要領、「金融対策」「罹災証明書」等の交付の手続きについても記した。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目	活動項目	初 動	応 急	復 旧	担 当
給 水	第1 飲料水、生活用水の給水	●	●		下水道総務・応急給水編成班、避難施設・応急給水応援班、調達輸送班、福祉班、災害統括班、都水道局
食料・ 生活必需 品等	第2 食料・生活必需品等の確保・供給	●	●		福祉班、調達輸送班、情報統括班、災害統括班
	第3 炊き出しの実施		●		福祉班、調達輸送班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班
義援物資	第4 義援物資、義援金の受け入れ・配分		●	●	福祉班、調達輸送班
災害相談	第5 被災者総合相談窓口業務		●		広報広聴班、各対策部、関係機関
金 融	第6 金融対策		●		会計班、災害統括班
罹災証明書	第7 罹災証明書等の交付		●	●	被害調査班

## 給 水

### 第1 飲料水、生活用水の給水（下水道総務・応急給水編成班、 避難施設・応急給水応援班、調達輸送班、 福祉班、災害統括班、都水道局）

#### 1 応急給水の必要量

災害から2～3日以内は、飲料水、それ以後は飲料水と生活用水を給水する。

発災直後～2、3日	1人1日 3リットル（飲料水）
-----------	-----------------

#### 2 需要の把握及び給水計画

災害統括班は、住民の避難状況、東京都水道局が震災情報システム等により迅速かつ的確に把握した給水状況及び水道施設の復旧状況等必要な情報を把握する。

災害統括班は東京都水道局給水対策本部と具体的に定めた応急給水計画に基づく応急給水方法、災害時給水ステーション（給水拠点）開設の要否等連絡調整を行う。

災害統括班は、東京都水道局多摩給水管理事務所等と災害時給水ステーション開設及び応急給水活動実施について協力調整を行う。

#### 3 給水活動に必要な資器材等の確保

浄水所・給水所及び応急給水槽における仮設給水栓等応急給水用資器材は東京都が確保する。町田市での備蓄している大容量ポリタンク及び飲料水袋も活用する。

車載水槽、給水タンク等応急給水用資器材を活用した避難施設等への飲料水輸送車両は、町田市災害対策本部及び町田市管工事協同組合が協力して確保する。

#### 4 給水活動

##### (1) 災害時給水ステーションの開設

東京都水道局多摩給水管理事務所等及び町田市災害対策本部は応急給水活動に関して連絡調整を行う。連絡調整の結果、災害時給水ステーションにおける応急給水実施が決定した場合、都及び市の役割分担により、災害統括班は下水道総務・応急給水編成班に避難施設・応急給水応援班編成に関する指示を行うとともに、町田市管工事協同組合に協力要請を行う。

指示を受けた下水道総務・応急給水編成班は、避難施設・応急給水応援班に災害時給水ステーション開設に伴う要員配備を指示する。

##### (2) 給水活動の実施

① 災害時給水ステーション（給水拠点（応急給水槽・浄水所及び給水所））を開設し応急給水を行う。

- ・応急給水槽においては、避難施設・応急給水応援班が応急給水用資器材等の設置及び市民等への応急給水を行う。
- ・浄水所・給水所においては、東京都水道局が応急給水に必要な応急給水資器材等の設置を行い、避難施設・応急給水応援班が市民等への応急給水を行う。

② 避難施設での給水

- ・避難施設を開設・運営する担当者は、地域住民、施設管理者と協力の上、備蓄物資、応急給水栓等を活用し、応急給水を行う。

③ 町田市管工事協同組合の協力

- 町田市から協力要請を受けた町田市管工事協同組合は、あらかじめ参集を指定している災害時給水ステーションに組合協力者の参集を行う。参集した町田市管工事協同組合協力者は、避難施設・応急給水応援班と協力して、応急給水資器材の設置及び応急給水活動を行う。
- また、飲料水が不足する避難施設には、組合協力員及び避難施設・応急給水応援班は協力して、町田市管工事協同組合の提供する車両に、災害備蓄倉庫に保管された給水タンク等を搭載して災害時給水ステーションにおいて飲料水を注水した上で、車両輸送を実施する。

(3) 車両輸送による応急給水活動

① 医療施設等への応急給水

医療施設及び重症心身障害児（者）施設等の福祉施設については、町田市から都本部を通じ緊急要請を受けた東京都水道局が車両輸送による応急給水を行う。

- ② 臨時応急給水所（災害時給水ステーションから概ね2キロメートル以上離れた避難施設、医療施設及び福祉施設等）は、町田市災害対策本部から東京都災害対策本部を通じ給水対策本部（多摩給水管理事務所）に車両輸送による応急給水を要請する。なお、給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難施設」の対応順位で、応急給水が行われる。

また、避難施設・応急給水応援班は臨時応急給水所に備蓄してある応急給水用ペットボトルによる市民等への飲料水配布を行う。さらに、学校内の受水槽を活用した応急給水を図る。

- 小山田桜台地域 小山田南小学校

- ③ 避難施設又は避難広場で、町田市災害対策本部から東京都災害対策本部を通じ車両輸送による応急給水の要請があり、東京都水道局が車両輸送する必要があると認める場合は、東京都水道局が町田市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、避難施設運営担当者が市民等への応急給水を行う。

(4) 災害時給水ステーション等の設置

災害時給水ステーション	給水方法	実施者
①浄水所、給水所、配水所	災害時給水ステーションの開設を行い、市民への応急給水体制を整える。 ○ 応急給水柱の設置 ○ 搬送用水袋の配布	都 避難施設・応急給水応援班
②応急給水槽	災害時給水ステーションの開設を行い、市民への応急給水体制を整える。 ○ 応急給水柱の設置 ○ 搬送用水袋の配布	避難施設・応急給水応援班 町田市管工事協同組合
③臨時応急給水所	浄水所等の施設が近くにない地域の避難施設、医療施設及び福祉施設は、タンク車等による給水所を設置する。 また、次の地域では、備蓄ペットボトルによる配布や近隣施設の受水槽の活用も図る。 ○ 小山田桜台周辺地域：小山田南小学校	避難施設・応急給水応援班

※資料編 参照

第3章 地震災害応急対策  
第18節 生活救援対策

(5) 応援要請

① 応援要請

災害統括班は、下水道総務・応急給水編成班からの要請に応じ、都水道局、協定機関等に応援を要請する。また、必要に応じて災害統括班は、自衛隊に応援を要請する。

② 協定井戸

災害時協力井戸の所有者は、協定に基づき、井戸水を生活用水として、近隣住民へ提供する。

5 周知

下水道総務・応急給水編成班は、災害時給水ステーションを設置し応急給水を始めたとき、広報広聴班に給水に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

設置場所

給水時間

給水方法

**食料・生活必需品等**

**第2 食料・生活必需品等の確保・供給（福祉班、調達輸送班、  
情報統括班、災害統括班）**

災害発生の影響により、流通は混乱状態となることが予想されるため、災害により食料・生活必需品等を確保できない被災者に対して速やかに供給が可能となるよう、平常時から災害用食料・生活必需品等を備蓄するほか、協定等の締結により緊急時に調達し得る措置を講じておき、食料・生活必需品等の確保に努める。

**1 備蓄食料の整備について**

＜備蓄食料基準＞

基準	：避難施設避難者数（38,941人）×1.2倍＝46,730人
必要食数	：46,730人×1日3食×3日分＝420,570食

2022年に公表された新たな被害想定を踏まえ、避難者数58,411人\*1のうち、避難施設に避難する避難者数38,941人に係数1.2倍\*2をかけた3食3日分を基準とする。現在備蓄されている備蓄食料の賞味期限を勘案し、2023年度から2027年度までの5か年計画で、次のとおり整備をおこなうものとする。

- ※1 被害が想定される多摩東部直下地震で、死者数及び避難者数が最も大きくなる発災時期（冬の夕方・風速8m）の予想避難者数値  
 ※2 阪神・淡路大震災の実績による数値により在宅避難の方など、避難施設に避難する方以外の需要

(1) アルファー化米

五目	：420,570食×(3/3)×50%＝約210,285食…炊出し
白飯	：420,570食×(3/3)×30%＝約126,171食…個食
わかめ	：420,570食×(3/3)×20%＝約84,114食…個食

3食3日分の備蓄目標食数の全数をアルファー化米で備蓄する。また、在宅避難の方等の避難施設に避難する方以外の需要を考慮し、個食化を進める。

(2) ビスケット

一般用（ビスケット）	：420,570食×(1/3)×81.0%＝約113,554食
高齢者用（クリームビスケット）	：420,570食×(1/3)×15.8%＝約22,150食
小児用（クリームビスケット）	：420,570食×(1/3)×3.2%＝約4,486食

上記アルファー化米に加え、補完食として1日1食相当分のビスケットを備蓄する。町田市2023年4月1日時点の年齢別人口から割合を算出し、15.8%を高齢者用に、3.2%を小児用としてクリームビスケットを備蓄する。

(3) 粉ミルク・液体ミルク

全	体：約210.0kg（100%）
通	常：約172.6kg（82.2%）＝575缶（300g/缶）
	アレルギー対応：約37.4kg（17.8%）＝47缶（800g/缶）

第3章 地震災害応急対策  
第18節 生活救援対策

粉ミルクについては人口割合における0～1歳児と避難施設避難者数および対象人口割合から避難施設乳児数および必要数量を以下のとおり算出。

- ・乳児数 4,934 人×10.9%≒避難乳児数 538 人
- ・避難乳児数 538 人×1 回 26g×5 回×3 日≒約 210 kg
- ・このうち全都調査から約 17.8%を要アレルギー対応として数量を算出

液体ミルクについては、保管スペースや使用期限等の課題がある一方、水などが不自由な災害時には有用であることも鑑み、引き続きその備蓄について検討していくものとする。

(4) 飲料水

避難施設避難者数（38,941 人）×1.2 倍=46,730 人×1000ml×3 日 ≒約 140,190ℓ（500ml ペットボトル約 280,380 本）
--------------------------------------------------------------------------------------

その他、各避難施設の応急給水栓からの給水や15か所の給水拠点での給水をもって災害時の飲料水とする。

2 需要の把握

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は次のとおりである。

- |                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難の指示に基づき、避難施設に収容された人</li><li>○ 住家が被害（全焼、全壊、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受け、炊事の不可能な人</li><li>○ 供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人</li><li>○ 災害応急対策活動の従事者</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 配給基準

① 食料供給基準及び供給品目

大規模災害が発生した場合、発生から2～3日以内の食料は、住民の非常持出し食料、備蓄食料、協定団体・協力業者からの調達品でまかなうものとする。

1人あたり配給数量（1食あたり 200g）に、知事が必要と認める受給者の数及び日数を乗じた数量を基準とする。また市長は、特に必要があるときは加配できる。

■配給食料の目安

- |                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 発災後～3日目：備蓄食料</li><li>② // 4日目以降：都・他市町村の応援物資や炊き出しによる配給</li><li>※ 乳幼児：粉ミルク等を供給する。</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

② 生活必需品供給基準及び供給品目

生活必需品の供給は、災害救助法の供給、貸与の基準の範囲で行う。

※資料編 参照

<生活必需品の供給品目>

生活必需品の供給内容は、次のとおりとする。

供給対象	供給品目
個人	○ 寝 具 …… 就寝に必要な最小限度の毛布等 ○ 衣 類 …… 上着、下着等 ○ 身回り品 …… タオル、手拭い、運動靴、傘等 ○ その他 …… 女性用下着、生理用品等
個人・共用	○ 日 用 品 …… 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨等
共用	○ 炊事用具 …… 鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等 ○ 光熱材料 …… マッチ、ロウソク ○ その他 …… 懐中電灯、ラジオ等

※ ただし、救助作業に従事するものを除く。

※ 生活必需品等の備蓄数量については、資料編参照

(3) 需要の把握方法

情報統括班は、福祉班、各対策部と連携し、次の方法で食料の需要を把握する。

- |                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 避難施設の必要数は、物資調達・輸送調整等支援システム<sup>※</sup>で管理する。</p> <p>② 災害応急対策活動の従事者の必要数は、各対策部が調査する。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 物資調達・輸送調整等支援システムとは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。

3 調達・輸送

(1) 食料の調達

調達輸送班は、把握された必要量に基づき備蓄食料のほか、必要に応じて災害時協力協定店等から食料・生活必需品等を調達する。

調達が困難な場合、調達輸送班は、具体的な物資の必要量を把握の上、都及び他市区町村からの食料の応援を災害統括班を通じて要請する（プル型支援）。なお、都への食料の応援要請は、災害救助法適用後、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。または、カウンターパート団体決定後は、同団体と直接調整を行う。

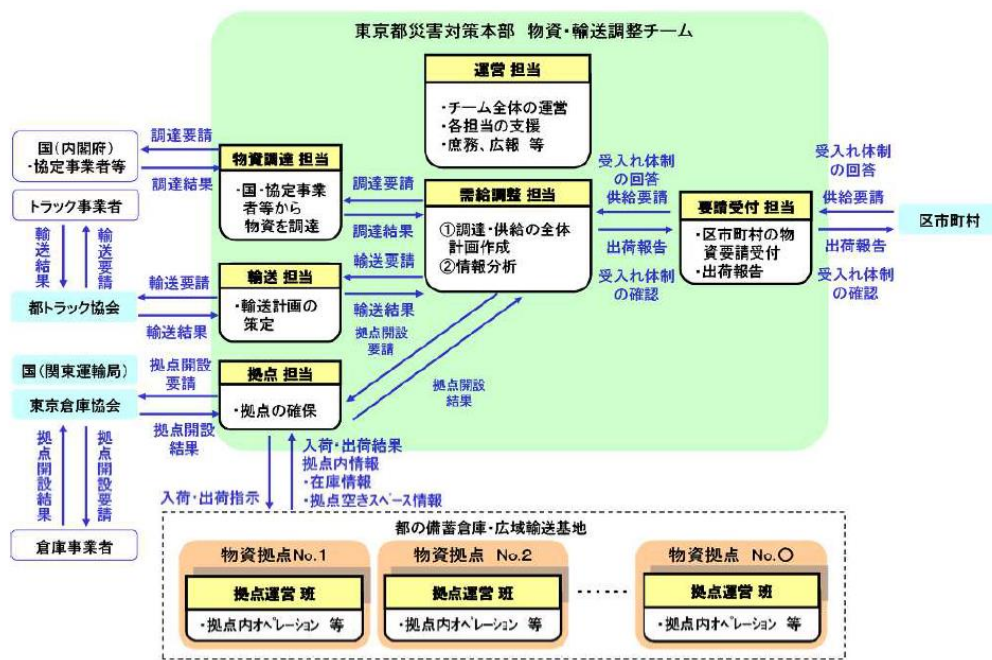
また、市で正確な食料需要の把握が困難な場合、都は必要に応じて、市からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する（プッシュ型支援）。

第3章 地震災害応急対策  
第18節 生活救援対策

■食品、飲料水、生活必需品等の災害時協力協定店

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| ○ オダキューOX（玉川学園店等） | ○ 小田急百貨店（町田店）              |
| ○ 西友（町田店等）        | ○ 相鉄ローゼン（成瀬店）              |
| ○ ダイエーグルメシティ（町田店） | ○ 東急ストア                    |
| ○ 町田市農業協同組合       | ○ 三和                       |
| ○ 東急百貨店           | ○ ミスターマックス                 |
| ○ コカ・コーラボトラーズジャパン | ○ 伊藤園                      |
| ○ カインズ            | ○ NPO法人コメリ災害対策センター         |
| ○ コストコホールセールジャパン  | ○ ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク     |
| ○ 東日本ダンボール工業組合    | ○ 「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会 |

■国、東京等との災害時における物資等の基本的な流れ



(出典：東京都救援物資供給マニュアル（令和5年3月）)

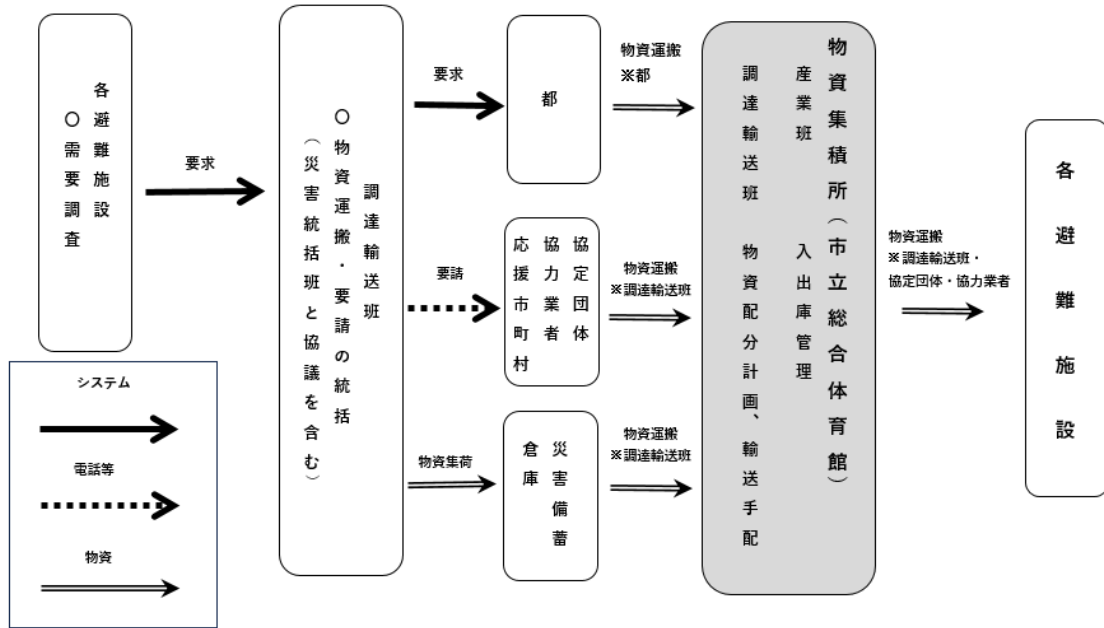
■プッシュ型支援とプル型支援物資供給

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

「支援物資供給の手引き（平成25年9月）」国土交通省 国土交通政策研究所より



■プル型支援物資供給の流れ



(2) 食料・生活必需品等の輸送

食料・生活必需品等の供給に関する輸送業務は、供給を依頼した先の協定団体・業者等が行うが、必要な場合は調達輸送班が行う。

調達輸送班は、市で調達した食料・生活必需品等及び都等から支給を受けた食料・生活必需品等の輸送を総括する。

4 被災者への食料・生活必需品等の供給

被災者への食料・生活必需品等の供給は、原則として避難施設に供給拠点を設置して行う。供給拠点における供給は、福祉班及び避難施設の開設運営を担当する班が避難施設責任者及びボランティア等の協力を得て行う。

また、福祉班は、各供給拠点における供給状況を把握・総括する。

被災地で求められる食料・生活必需品等は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども、乳児など避難者の特性によって必要となる食料・生活必需品は異なる。

市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

5 救急告示医療機関等への食料の供給

調達輸送班は、救急告示医療機関等から食料の配給要請があった場合は、優先的に食料を調達・供給する。

6 災害応急対策活動の従事者の食料について

情報統括班は、各対策部からの食料の需要調査を行い、必要数を各対策部に供給する。なお、庁外への輸送については、調達輸送班が配送する。

## 7 周知

福祉班は、供給拠点を設置し食料・生活必需品等の供給を始めたとき、広報広聴班に食料・生活必需品等の供給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

○ 設置場所

○ 供給時間

○ 供給方法

## 第3 炊き出しの実施（福祉班、調達輸送班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班）

道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、福祉班及び避難施設の開設運営を担当する班は、避難者、当該地域の自主防災組織、ボランティア等が実施する、各避難施設における被災者への炊き出しに協力する。必要な原材料、燃料等備蓄品で不足するものは、福祉班が集約し、調達輸送班へ調達を依頼する。

## 義援物資

## 第4 義援物資、義援金の受け入れ・配分（福祉班、調達輸送班）

義援物資、義援金の受け入れ・配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。

義援金については、被害が他市区町村にわたるなど都が義援金を募集することを決定した場合は、東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」とする）を設置し、災害義援金の募集、配分を行う。

また、災害発生直後における個人からの義援物資は、仕分け等の対応が困難であることから受け入れしないこととし、報道機関等を通じその旨を広報する。

### 1 義援物資

#### (1) 義援物資の受け入れ

義援物資や調達輸送班が調達した物資等の受入れ確認は、福祉班が行う。

#### (2) 義援物資の保管・仕分け・輸送

義援物資の保管・仕分け・輸送は、物資集積所である総合体育館を拠点として行う（第15節 第6）。このうち、保管・仕分けは福祉班が、輸送は調達輸送班が担当し、それぞれボランティア等の協力を得て行う。

#### (3) 義援物資の配布

市災害対策本部は、協議の上配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して行う。

### 2 義援金

#### (1) 義援金の受け入れ

義援金の受付に際しては、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、市指定金融機関に口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。また、福祉班が受付記録

を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を発行する。ただし、上記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代える。

また、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、義援金の受付状況について随時都委員会に報告し、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。

※資料編 参照

■東京都義援金配分委員会の構成

<input type="checkbox"/> 都	<input type="checkbox"/> 市区町村	<input type="checkbox"/> 日本赤十字社東京都支部	<input type="checkbox"/> その他関係機関
----------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------

(2) 義援金の保管

義援金の保管は、都委員会に送金するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。都委員会から送金された義援金についても、被災者に配分するまでの間、同様に保管する。

(3) 義援金の配分・配布

市災害対策本部は、必要に応じて町田市義援金配分委員会を設立する。都委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、市の委員会で協議の上配分を決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。

■町田市義援金配分委員会の構成案

<input type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 市議会	<input type="checkbox"/> 日本赤十字社	<input type="checkbox"/> その他関係機関
----------------------------	------------------------------	---------------------------------	----------------------------------

## 災害相談

### 第5 被災者総合相談窓口業務（広報広聴班、各対策部、関係機関）

#### 1 開設

広報広聴班は、市域に大規模な災害が発生した場合、並びにその他必要と認める場合には、直ちに町田市庁舎内、市民センターに被災者総合相談窓口を開設し、相談員を派遣する。また、各相談窓口には、各種資料・申請用紙を用意するとともに、専門分野の相談員を配置するよう努める。更に、女性の相談員や女性専用相談窓口の設置や電話その他による受付等、女性や外国人等が相談しやすいよう、配慮する。

#### 2 設置概要

被災者総合相談窓口の設置概要は、次のとおりとする。外国人からの相談については、相談内容に応じて、担当部署へ案内する。また、保留した相談内容については、次のとおり分担して後日回答する。

事項	留意事項その他	
設置場所	町田市庁舎1階、市民センター（6ヶ所）	
開設・調整業務	広報広聴班	
相談業務従事者	市委託の相談員、市職員	
保留 相談 内容 の 分 担	財務対策部	罹災証明の判定結果・再調査の申請 罹災証明書・被害届出証明書の交付、税の減免
	政策経営対策部	広報、登録ボランティア・専門ボランティア その他分掌の明らかでない事項に関する相談
	市民対策部	遺体の埋火葬・許可
	文化スポーツ振興対策部	外国人（他部署にて対応が保留となったもの）
	福祉対策部	福祉全般、一般のボランティア、義援金、救助物資全般
	健康対策部	医療・健康、国民年金、国民健康保険、保健相談
	経済観光対策部	農業・商工業相談全般
	環境資源対策部	環境保全、環境衛生
	下水道対策部	下水道
	学校教育対策部 子ども生活対策部	教育相談、保育相談
	道路対策部 都市づくり対策部	道路、建物危険度判定、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、 建築指導事務、災害復興計画、都市計画
	病院対策部	医療全般
カウンセリング	ボランティアの協力を得て行う。	

※ 可能な限り、都・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請する。

#### 3 避難施設等での相談

広報広聴班は、必要と認める場合は、各避難施設等に相談員を派遣し、被災した市民の相談、要望などの聴き取りに努める。

また、必要に応じて、市ホームページ、電子メール、電話等による相談受付も検討する。

#### 4 警察署、消防署、防災関係機関による災害相談

##### (1) 警察署

警察署は、警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。女性が暴力等の被害を受けた際に相談をしやすいよう、状況に応じて女性警察官の巡回等を含めた手段を検討する。

##### (2) 消防署

消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

被災者に対して、出火防止として指導を行い、被災者からの申請により、市と連携して罹災証明書を交付する。

##### (3) その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対して、市の被災者総合相談窓口等への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

## 金融

### 第6 金融対策（会計班、災害統括班）

本部長は大規模災害時において市民生活の安定を図るため、東京都地域防災計画に基づく通貨の円滑な供給及び迅速かつ適切な調整が行われるよう、都に要請する。

#### 1 市内の金融機関の情報収集

会計班は、市内の金融機関の被災状況及び被災者に対する臨時措置の実施状況を把握し、極力通常営業を行うよう要請する。

また、把握した情報は、広報広聴班を通じて市民に広報する。

#### 2 災害時における公金事務

会計班は、災害対策事務に支障をきたさないよう公金事務処理を実施する。

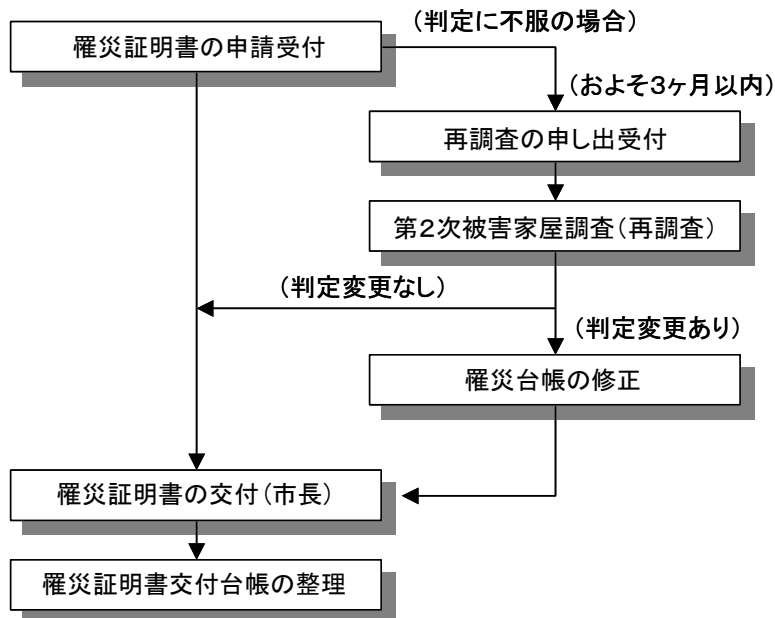
#### 3 郵便局の窓口業務の維持

災害時、郵便局では被害地における窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講ずる。なお、災害救助法が適用された地域の郵便局においては、郵便貯金等の非常取扱等を開始する。

## 罹災証明書

### 第7 罹災証明書等の交付（被害調査班）

#### 1 罹災証明書の交付



※ 「住家被害認定調査」は、「第20節 第4 住家被害認定調査」を参照のこと。

#### (1) 対象

被害調査班は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の「罹災証明」を行う。

全壊、流失、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

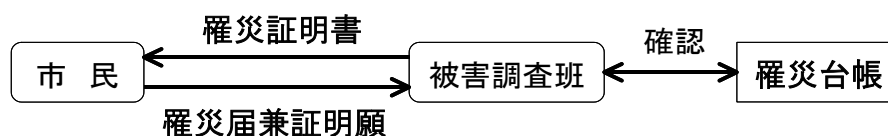
#### (2) 実施者

罹災証明は市長（被害調査班）が行う。

#### (3) 証明書の様式

被害調査班は、「罹災台帳」に基づき、被災者の「罹災届兼証明願」による「罹災証明書」の交付申請に対し、罹災台帳で確認の上で交付する。なお、証明手数料は徴収しない。

※資料編 参照



#### (4) 判定結果に関する相談・再調査の受付

被害調査班は、罹災証明書の申請窓口と、判定に不服がある場合の再調査等を受け付ける相談窓口を設置して、被災者に対応する。

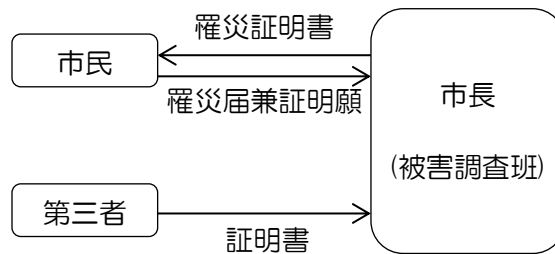
また、被災者は、①罹災証明の判定結果に不服がある場合、②第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生からおおよそ3ヶ月以内の期間に限り再調査を申し出ることができる。

なお、再調査の申し出があった家屋に対しては、被害調査班が迅速に再調査を実施し、調査後、被害調査班は判定結果を被災者へ連絡し、罹災証明書を交付する。

(5) 未確認・期限切れの受付

被害調査班は、市が調査確認できず、期限内に所定の手続きをしなかったものについては、原則として証明書の交付は行わないが、写真や第三者（町内会・自治会等）の「証明書」によって罹災を証明することが可能で、かつ市長が認めた場合に限り証明書の交付手続きを行う。

※資料編 参照



(6) 迅速な罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付するよう努める。罹災証明書の迅速な交付体制を確立に当たっては、被害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化、応援職員との連携を行う。また、交付窓口等についても、必要に応じて様々な場所で設置できないか検討する。

2 火災による罹災証明書の交付

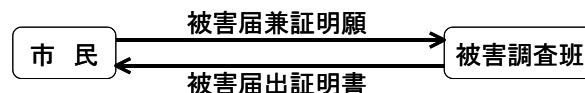
消防署長は、火災による損害状況調査などの結果に基づき、火災による罹災証明書を交付する。また、市等と、被害状況調査・窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携し調整を図る。

※資料編 参照

3 被害届出証明書の交付

被害調査班は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、罹災証明の対象以外の被害について、必要に応じて「被害届出証明書」を交付する。

※資料編 参照



## 第19節 災害時の環境・衛生対策

概要	<p>災害発生時には、ライフライン等の機能低下により、衛生状況が悪化し、感染症や食中毒、その他健康への悪影響の発生が懸念される。</p> <p>本節では、被災地の環境・衛生を維持するために「衛生・防疫対策」「し尿処理対策」「災害廃棄物対策」「清掃対策」について定める。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
衛生・防疫対策	第1 被災地の衛生・防疫		●	●	衛生班、清掃収集班
	第2 避難施設の衛生・防疫		●	●	保健班、衛生班、救護統括班、市薬剤師会
し尿処理対策	第3 仮設トイレの配置		●	●	下水道応急復旧班、福祉班、調達輸送班
	第4 し尿の処理		●	●	下水道応急復旧班
災害廃棄物対策	第5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策		●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、生活環境班、企画班、財政班、福祉班、下水道総務・応急給水編成班、下水道応急復旧班、道路班、公園管理班、衛生班
清掃対策	第6 生活ごみの処理		●	●	清掃総務班、資源循環班、清掃収集班

### 衛生・防疫対策

#### 第1 被災地の衛生・防疫（衛生班、清掃収集班）

##### 1 防疫活動

衛生班は、公衆衛生の確保のため、不衛生な場所について消毒の実施及び指導を行う。薬剤・資機材は、市が保有するものを使用し、不足する場合は都及び薬剤師会等に調達を要請する。また、必要に応じ、環境整備の支援及び適切な助言を行う。

##### 2 食中毒の予防

衛生班は、被災地における炊飯所、弁当・給食調理場、食品集積所、その他食品営業施設等に対し、食品の衛生確保と食中毒の防止措置を指導する。また、被災地の市民へ食品の取り扱いについて注意を呼びかける。

##### 3 水の安全確保

衛生班は、飲み水の安全確保について、安全の確認された水を飲用するよう周知し、また、消毒方法及びその効果の確認方法について指導を行う。

##### 4 へい死動物の処理

清掃収集班は、災害時にへい死した動物について、所有者が不明または所有者が被災者であって自力で処理できない場合に、へい死動物の処理を行う。

※ 動物救護対策は、「第12節 第7 動物救護対策」を参照のこと。



## 第2 避難施設の衛生・防疫（保健班、衛生班、救護統括班、市薬剤師会）

### 1 環境衛生指導

衛生班は、避難施設責任者と協力し、避難施設の良い生活環境を確保するため、指導等を行う。

### 2 防疫活動

#### (1) 防疫活動

衛生班は、公衆衛生の確保のため、不衛生な場所について消毒の実施及び指導を行う。  
また、必要に応じ、環境整備の支援及び適切な助言を行う。

#### (2) 保健指導等

保健班は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため、感染症患者の感染症指定医療機関への入院措置、患者の移送・搬送、及び保健指導等を行う。  
また、市だけで対応が不足する場合は、都に派遣を要請する。

#### (3) 資材調達

救護統括班は、防疫活動に使用する消毒薬・うがい薬等の薬剤の確保・調達を行う。不足する場合は、市薬剤師会、または都へ調達を要請し、搬送の手配を行う。

### 3 食品の安全確保

衛生班は避難施設責任者と協力して、避難施設での食品の安全を確保するため次の対策を実施する。

- 物資集積所（産業班）、避難施設（指定職員または、福祉班、避難施設応援班、子ども生活班、避難施設・応急給水応援班、学校教育班）から、食品取扱管理者を指名し、搬入された食品の消費期限、保管方法、残飯の処理等について管理・指導する
- 避難住民へ、手洗いによる消毒、食品・食器の取扱い、残飯等の処理について適正な措置をとるよう周知する
- 避難施設への巡回指導を行う。

### 4 水の安全確保

衛生班は、備蓄水や給水車の水以外を飲用しなければならない場合、避難施設での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。また、消毒方法及び消毒の確認方法を避難住民に指導する。

ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

## し尿処理対策

### 第3 仮設トイレの配置（下水道応急復旧班、福祉班、調達輸送班）

#### 1 被害状況の把握及び配置計画

下水道応急復旧班は、下水道施設の被害状況を把握し、情報統括班に報告する。

下水道応急復旧班は、水道及び下水道施設の被害状況を踏まえて、仮設トイレの配置計画を策定する。

#### 2 仮設トイレの設置

##### (1) 避難施設における設置

下水道が使用できない地域の避難施設では、市が備蓄しているポータブルトイレ及び仮設トイレを避難施設責任者と避難者が協力して設置する。

また、マンホールトイレシステムが導入されている避難施設については、備蓄のマンホールトイレを設置し、使用する。

なお、状況に応じて、備蓄している携帯トイレを使用する。

##### (2) 避難施設以外における設置

下水道応急復旧班は、配置計画に基づき水道・下水道が被害を受けてトイレが使用できない地域に仮設トイレを設置する。

また、応急仮設住宅の供給計画等が策定された場合は、その計画と整合をとりながら仮設トイレの配置を指示する。

なお、仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子ども等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定等を実施する。

設置予定場所	<input type="radio"/> 災害対策活動拠点	<input type="radio"/> 病院・福祉施設等
	<input type="radio"/> 応急仮設住宅地	<input type="radio"/> その他

##### (3) 仮設トイレが不足する場合

福祉班は、避難施設において仮設トイレが不足した場合、水道・下水道が被災していない地域の避難施設等に備蓄されている仮設トイレの移送を調達輸送班に要請する（なお、東京都地域防災計画では、災害用トイレを約50人当たり1基確保するよう努めることと定めている）。

下水道応急復旧班は、避難施設以外で仮設トイレが不足した場合、福祉班に市で備蓄している仮設トイレの設置状況を確認し、余裕があるときは調達輸送班に移送を依頼する。

市で調達できない場合は、災害統括班に協定市町村や都・他自治体、協力団体への簡易・仮設トイレの調達を要請する。

#### 3 設置された仮設トイレの把握及び報告

福祉班は、避難施設に設置した仮設トイレ等の数量及び使用状況を把握し、下水道応急復旧班に報告する。

下水道応急復旧班は、避難施設以外の地域に設置した仮設トイレ等の数量及び使用状況を把握する。

下水道応急復旧班は、避難施設及び避難施設以外の地域に設置されている仮設トイレの状況等について、情報統括班に報告する。

## 第4 し尿の処理（下水道応急復旧班）

下水道応急復旧班は、し尿の収集・処理体制を確立し、し尿処理を実施する。

### 1 し尿処理体制の確立

下水道応急復旧班は、被害の状況に応じたし尿処理実施のため、次の準備を行う。

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 排出し尿量   | 1人1日あたり1.7リットルを想定 |
| 仮設トイレ容量 | 1基あたり350リットルを想定   |
- 下水処理施設等の被害状況及び当面の収集処理能力を把握する。
  - 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し、し尿処理計画を作成する。
  - 収集業者等に協力を依頼するとともに、バキュームカーを確保する。
  - 都への広域的応援体制の要請、し尿処理能力に余裕がある他市町村等への応援処理を要請する。
  - 市民・事業所等へ、収集方式、仮設トイレの利用方法、平常時処理体制への復旧見通し等について広報する。

### 2 実施方法

し尿の収集・運搬は次のように実施する。

- 避難施設及び災害拠点病院等を優先する。
- 貯留槽の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の使用を可能にする。
- 被災地における防疫面から、不用となった便槽のし尿についても収集する。

## 災害廃棄物対策

### 第5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策

(清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、生活環境班、企画班、  
 財政班、福祉班、下水道総務・応急給水編成班、  
 下水道応急復旧班、道路班、公園管理班、衛生班)

市は、大規模災害時、環境大臣が定める指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針と町田市災害廃棄物処理計画に基づいて廃棄物処理を行う。環境資源対策部は、災害対策本部を通じ、都に対して廃棄物処理施設等の被害状況及び災害廃棄物発生量を報告する。

#### 1 災害廃棄物処理体制の確立

##### (1) 災害廃棄物処理体制

発災時の災害廃棄物処理に係る体制は以下のとおりである。災害廃棄物処理は、環境資源対策部が中心となつて行う。災害時には、環境資源対策部内で臨時体制を組織するとともに、関連する対策部と連携し、各業務を円滑に遂行する。

対策部名	班名	所掌事務
災害対策本部付	災害統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関する事</li> <li>国、自衛隊、及び都との調整に関する事</li> <li>警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関する事</li> <li>各対策部への情報伝達に関する事</li> <li>他の自治体等との相互協力に関する事</li> </ul>
政策経営対策部	企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき・ごみの仮置場及び応急仮設住宅建設用地等としての利用に関する調整</li> <li>各種支援団体の受入に関する事</li> </ul>
財務対策部	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物及び宅地の被害調査に関する事</li> <li>罹災台帳の作成及び罹災証明書の発行に関する事</li> </ul>
福祉対策部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難施設の開設及び運営に関する事</li> <li>ボランティアに関する事</li> </ul>
健康対策部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関する事</li> </ul>
環境資源対策部	清掃総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみ及び災害廃棄物の収集及び処理に係る総合調整に関する事</li> </ul>
	生活環境班	<ul style="list-style-type: none"> <li>身元不明遺骨及び遺留品等の引継ぎ及び管理に関する事</li> <li>毒物及びアスベスト等の有害化学物質の飛散及び流出防止に関する事</li> </ul>
	資源循環班	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃施設の応急復旧に関する事</li> <li>災害廃棄物の仮置場の開設運営に関する事</li> <li>生活ごみ及び災害廃棄物の処理に関する事</li> </ul>
	清掃収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみの収集に関する事</li> <li>災害廃棄物の収集体制の確保に関する事</li> <li>ごみの分別指導及び周知に関する事</li> </ul>

対策部名	班名	所掌事務
道路対策部	道路班	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開に関すること</li> <li>重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること</li> <li>応急対策用資機材の調達に関すること</li> <li>がれきその他の障害物の除去に関すること</li> <li>災害廃棄物の仮置場の開設運営に関すること</li> <li>建設業団体等との連絡調整に関すること</li> <li>都市復興に関すること</li> </ul>
都市づくり対策部	住宅都市復興班	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間住宅等の応急危険度判定の実施に関すること</li> </ul>
	公園緑地班	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路班への応援に関すること</li> <li>公園緑地等の利用に関すること</li> <li>重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること</li> </ul>
下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害状況の把握と広報に関すること</li> </ul>
	下水道応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿の緊急収集及び運搬に関すること</li> <li>下水道施設及び水路の応急復旧に関すること</li> <li>仮設トイレの設置及び管理に関すること</li> </ul>

(出典：町田市災害廃棄物処理計画)

(2) 対象とする廃棄物の種類

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害時に発生 する廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）</li> <li>被災家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物）</li> <li>道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li> <li>避難施設等の仮設トイレからのし尿</li> <li>その他、災害に起因する廃棄物</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。）</li> <li>避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）</li> </ul>
	生活ごみ、 し尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から排出される生活ごみ及びし尿</li> </ul>
	事業系一般 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く）</li> </ul>
	産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物</li> </ul>

(出典：東京都災害廃棄物処理計画)

2 情報収集

(1) 被害状況の把握

清掃総務班は各班が取りまとめる建物の被災状況、道路等の被害状況、市及び委託業者等のごみ処理施設、車両、機材等の被害状況について情報収集し、被災状況の全体像の把握に努める。

(2) 市民への広報

清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、下水道総務・応急給水編成班、下水道応急復旧班

### 第3章 地震災害応急対策

#### 第19節 災害時の環境・衛生対策

は市民・事業所、ボランティア等に対して、災害廃棄物と生活ごみの分別の広報、排出場所、収集日程等の見通しや仮置場の設置状況、し尿の処理状況等について広報する。

### 3 応援

清掃総務班は大規模災害によって大量の災害廃棄物が発生した時など市の有する処理能力を上回る場合、災害対策本部を通じて、都に広域応援体制の確立を要請する。また、国や都、他市町村、一部事務組合、民間事業者の協力を広く求める。

### 4 災害廃棄物処理

#### (1) 仮置場の設置・管理・運営

- 災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合には、仮置場を設置する。
- 仮置場では大量に発生した廃棄物の仮置きを行い、分別や積み替えを行う。また必要に応じて、選別・破碎などの中間処理を行う。
- 仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。企画班は災害廃棄物発生状況を勘察し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。
- 清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。
- 大規模災害に伴い災害廃棄物の処理が滞った場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

#### (2) 災害廃棄物処理に関する調整

災害廃棄物処理方法等に関して協議や調整を行うべき事項が生じた場合は、清掃総務班は関係各班に協力を要請して調整にあたる。

#### (3) 分別・処理・再資源化

仮置場では分別を徹底し、破碎・選別により可能な限り、再利用・再資源化を推進する。再利用・市資源化が不可能なものについては、減量化・減容化に努め、最終処分を行う。

### 5 実行計画策定

清掃総務班、資源循環班、清掃収集班、下水道応急復旧班は災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

### 6 事務の委託及び事務の代替

市単独で災害廃棄物を処理することが困難であると本部長が認める場合は、都への協力要請及び広域処理について検討する。また、環境大臣により廃棄物処理特例地域の指定があった場合は、都と協議の上で国に処理の代行を要請する。

## 清掃対策

### 第6 生活ごみの処理（清掃総務班、資源循環班、清掃収集班）

#### 1 ごみ処理体制の確立

清掃総務班、資源循環班、清掃収集班は、被害の状況に応じたごみ処理実施のため、次の準備を行う。

- 市及び委託業者等のごみ処理施設・機材等の被害状況及び当面の収集処理能力を把握するとともに、被災施設の応急復旧措置を講じる。
- 地区別の被害状況、避難施設・災害対策活動拠点の設置状況に応じて段階的なごみ収集・処理を実施する。
  - ・生活ごみの種類に応じて、（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ等）効率的な収集体制を構築する。
  - ・生活ごみは原則、平時の収集運搬体制とし、災害廃棄物と分けて収集する。
- 生活ごみの収集処理能力が不足する場合には、都や他市町村、廃棄物事業者等への応援処理を要請する。
- 市民・事業所等へ、収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、地域単位のごみの集積を呼びかける。

## 第20節 災害時の建物対策

概要	<p>地震発生後には余震等による二次災害防止のため、早急に被災建物の危険度を判定する必要がある。また、住家が損壊した被災者へは、住宅の応急修理や応急仮設住宅等の供与、被災建物の解体・撤去、応急修理の実施などの対策が必要である。</p> <p>本節では、災害時の建物対策として、「市有施設の応急措置」「被災建築物の応急措置」「住宅の確保」について定めたものである。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
市有施設の 応急措置	第1 市有施設の応急措置	●			住宅供給班、学校教育班、施設管理者
被災建築物 の応急措置	第2 被災建築物の応急危険度判定の実施	●	●		住宅都市復興班
	第3 被災宅地危険度判定の実施	●	●		住宅都市復興班
	第4 住家被害認定調査		●		災害統括班、被害調査班、広報広聴班
	第5 被災住宅の応急修理		●		福祉班
	第6 一般建物の解体・撤去		●		道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班
住宅の確保	第7 応急仮設住宅の需要の把握		●		住宅供給班、福祉班、広報広聴班
	第8 建設型応急住宅の用地確保及び建設		●		住宅供給班、公園管理班
	第9 公営・民間住宅の確保・供給			●	住宅供給班
	第10 応急仮設住宅の入居者の募集・選定			●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班
	第11 公営・民間住宅の入居者の募集・選定・管理			●	住宅供給班、福祉班、広報広聴班



## 市有施設の応急措置

### 第1 市有施設の応急措置（住宅供給班、学校教育班、施設管理者）

#### 1 市有施設の点検

災害対策本部が市有施設の点検を指示した場合、住宅供給班、学校教育班及び各施設管理者は、災害時の拠点・避難施設となる市の施設を中心に、二次災害を防止するため、早急に点検作業を行い、その安全性を判断する。

点検に当たり該当班は、施設の被害区分（一部損壊、半壊、全壊）が判るよう点検を行うものとする。

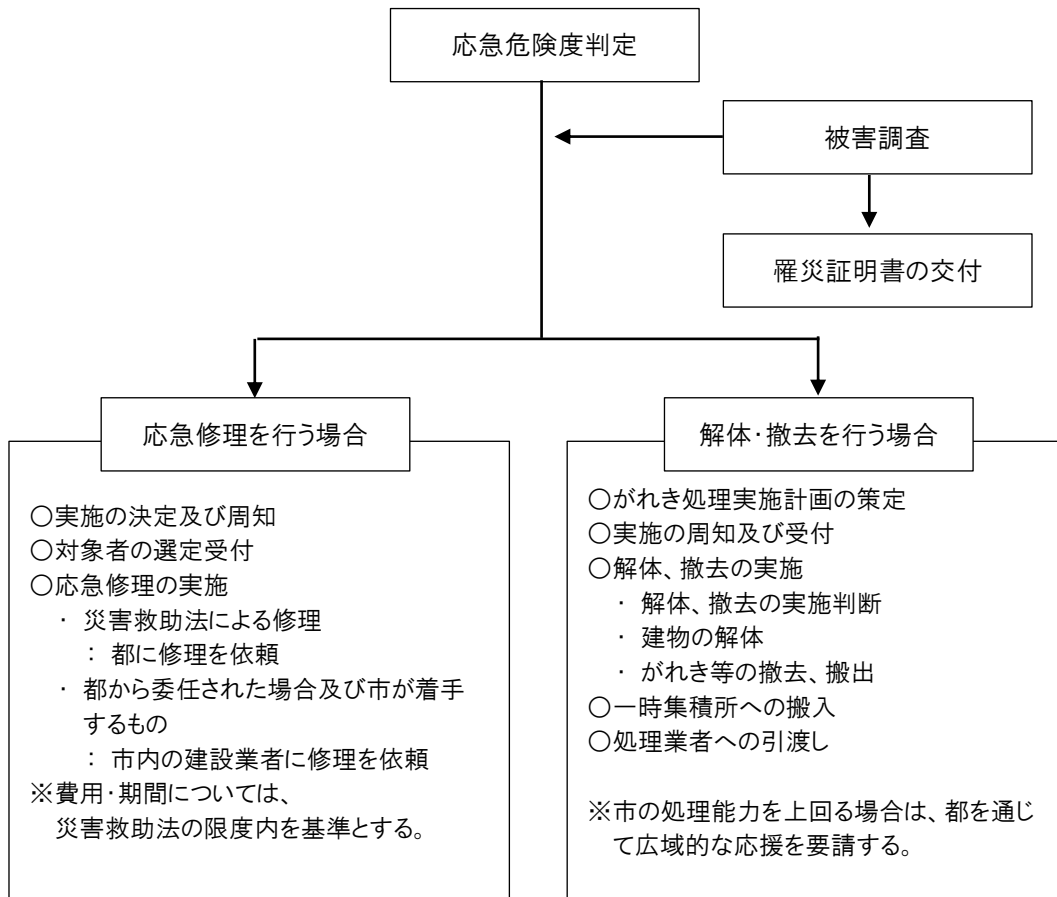
応急点検対象施設	担当班
① 町田市庁舎	市庁舎管理班
② 以下の各施設 ・各市民センター及びコミュニティセンター ・町田市保健所 ・健康福祉会館 ・町田市バイオエネルギーセンター ・土木・公園サービスセンター ・成瀬クリーンセンター ・鶴見川クリーンセンター ・教育センター ・町田市民病院	施設管理班 各施設管理者 市民班 生活支援班 市民センター班
③ 避難施設予定施設（小中学校等）	学校教育班
④ 要配慮者利用施設	施設管理班 福祉班 高齢者福祉班
⑤ 物資集積所（総合体育館）	調達輸送班 産業班
⑥ その他、応急対策に活用する施設	施設管理班

#### 2 市有施設の閉鎖

施設管理者は、点検結果により施設を使用できないと判断した場合は、安全措置を講じた上で施設を閉鎖する。また、その旨を情報統括班に報告する。

## 被災建築物の応急措置

被災建築物等の応急措置は、次のとおり行う。



## 第2 被災建築物の応急危険度判定の実施（住宅都市復興班）

市は、都と協力して、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全の確保するため、地震発生後、可能な限り速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者並びに付近の通行者等に周知する。

なお、被災建築物の応急危険度判定は、「町田市 被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき実施するものとする。

### 1 被災建築物における応急危険度判定の実施準備

住宅都市復興班は、都と連携を図り、被災建築物等における応急危険度判定の実施に向けての準備を行う。

#### (1) 応急危険度判定実施本部の設置

応急危険度判定員の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。

#### (2) 応急危険度判定員の確保

次の方法により、応急危険度判定員を確保する。

- 事前に登録された応急危険度判定員に参集を要請する。
- 都へ派遣を要請する。都は、東京都防災ボランティア要綱に基づき必要な支援を行う。

#### (3) 応急危険度判定員の受け入れ施設の確保

住宅都市復興班は、企画班と協議し、応急危険度判定員の受け入れ施設を確保する。なお、受け入れ施設は、原則として市の社会教育施設とし、避難施設・応急給水応援班が開設・運営を行う。

#### (4) 作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

- 応急危険度判定員の名簿づくり
- 担当区域の配分
- 判定に必要な資料の作成
- 判定作業に必要な資機材の確保
- 判定統一のための打ち合わせの実施 等

### 2 応急危険度判定の実施




住宅都市復興班は、応急危険度判定員と協力して、被災建築物等の応急危険度判定を実施する（概ね災害発生後3日目～10日目まで）。

被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従い実施する。

### 3 判定結果の表示及び周知

(1) 応急危険度判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載し、建物の入り口など見やすい場所に貼りつける。

■ 応急危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。	建築物の損傷が少ない。

(2) 応急危険度判定結果により「危険」又は「要注意」と判断された建築物については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

また、類似した調査として、宅地に危険度を判定するための「被災宅地危険度判定※1」や、罹災証明書交付のための「住家被害認定調査※2」も実施されることから、市民が混乱をきたさないよう、これらの調査の違いについて、判かりやすい内容で広報を実施する。

※1 「被災宅地危険度判定」は、被災した擁壁や法面等を含む宅地を対象として、一定の判定基準によりその危険度を客観的に判定し、「危険」、「要注意」、「調査済み」の3つに区分する。建物の応急危険度判定と同様に判定結果を3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色、応急危険度判定では緑色）で示すため、建物の応急危険度判定結果と混同される可能性がある。

※2 「住家被害認定調査」は、被災建築物の被害程度を全壊、半壊、一部損壊等に区分するための調査であり、罹災証明の根拠となる。

4 危険と判断された建物の所有者等への対応

住宅都市復興班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物の所有者・管理者からの相談を優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

### 第3 被災宅地危険度判定の実施（住宅都市復興班）

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」という）による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止・軽減し、住民の安全を図る。

#### 【参考】被災宅地危険度判定士とは

被災宅地危険度判定士は、被災地の市区町村又は都道府県の要請に応じ、被災した宅地の危険度を判定する技術者である。東京都においては、下記のいずれかの資格を有し、東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会を受講した人が登録される（2015年度（平成27年度）現在、町田市職員の登録者数：97名）。

- ① 宅地造成等規制法又は都市計画法に規定する設計資格を有する者
- ② 国又は地方公共団体等の職員で土木・建築等に関し一定期間以上の実務経験がある者

#### 1 被災宅地危険度判定の実施準備

住宅都市復興班は、都等との連携を図り、被災宅地危険度判定の実施に向けての準備を行う。

##### (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

宅地判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

##### (2) 被災宅地危険度判定士の確保

住宅都市復興班は、都に宅地判定士の派遣を要請する。

##### (3) 被災宅地危険度判定士の受け入れ施設の確保

住宅都市復興班は、企画班と協議し、宅地判定士の受け入れ施設を確保する。なお、受け入れ施設は、原則として市の社会教育施設とし、避難施設・応急給水応援班が開設・運営を行う。

##### (4) 作業実施のための準備

次のとおり作業のための準備を行う。

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ○ 被災宅地危険度判定士の名簿づくり   | ○ 担当区域の配分        |
| ○ 判定に必要な資料の作成        | ○ 判定作業に必要な資機材の確保 |
| ○ 判定統一のための打ち合わせの実施 等 |                  |

##### (5) 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

## 2 被災宅地危険度判定の実施

住宅都市復興班は、宅地判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する（概ね災害発生後3日目～10日目まで）。




宅地判定士は、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

## 3 判定結果の表示及び周知

(1) 被災宅地危険度判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）を当該宅地の使用者・居住者だけでなく、第三者にも容易に判るように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

(2) 被災宅地危険度判定結果により「危険」又は「要注意」と判断された宅地については、二次災害防止上の観点から、その意味を市民等に十分周知する。

### ■被災宅地危険度判定結果の区分及びステッカー

判定結果	危険	要注意	調査済
ステッカー			
判定内容	宅地への立ち入りは、危険である。	宅地に入る場合には、十分な注意が必要である。	宅地の被災程度は小さいと考えられる。

## 4 危険と判断された宅地の所有者等への対応

住宅都市復興班は、応急危険度判定により「危険」と判断された宅地の所有者・管理者からの相談を優先して対応し、修理・復旧等を促進する。

## 第4 住家被害認定調査（災害統括班、被害調査班、広報広聴班）

大規模な地震災害で、多数の家屋が被災した時は、都、近隣市区町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、概況調査とは別に、被害報告、罹災証明書の交付等のため、住家被害認定調査を行う。

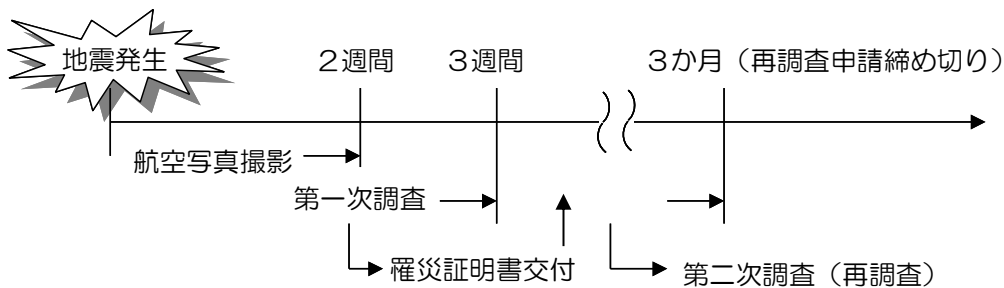
### 1 住家被害認定調査（第一次）

住家被害認定調査（第一次）は、罹災証明書の交付事務（第18節 第8 「罹災証明書等の交付」参照）と連携して、次の手順で行う。

#### (1) 事前準備

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調査実施計画策定</li> <li>② 調査員の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員</li> <li>・他市町村への応援職員の派遣要請</li> </ul> </li> <li>③ 調査備品等の準備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査携帯品の調達、準備（調査票の印刷発注等）</li> <li>・調査用地図の用意（住宅地図等）</li> <li>・調査員運搬用車両の手配</li> <li>・他市町村応援職員等の宿泊場所の確保</li> </ul> </li> <li>④ 参考資料の整理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物応急危険度判定による調査結果（第20節第2参照）</li> <li>・消防署による火災の調査結果</li> </ul> </li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (2) 調査期間



#### (3) 調査体制

第一次調査は、被害調査班の職員により実施する。また、必要がある場合は他市町村の職員等関係先に応援を要請する。

調査種類	調査員	調査方法
住家被害認定調査（第一次）	3人1組	外観から目視調査

#### (4) 判定基準

被害調査班は、内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月改定）」に基づき、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して住家被害の程度を判定する。

※資料編 参照

第3章 地震災害応急対策  
第20節 災害時の建物対策

(5) その他

被害調査班は、罹災台帳を作成する（第18節第8「罹災証明書等の交付」参照）。  
また、広報広聴班は、罹災証明に関連する必要事項を広報する。

- |                       |
|-----------------------|
| ① 調査の進捗状況             |
| ② 広報、PR、報道機関への対応等     |
| ・罹災証明書交付に関する内容        |
| ・応急危険度判定と家屋被害概況調査の違い等 |

2 住家被害認定調査（第二次）

(1) 調査体制

被害調査班は、住家被害認定調査（第一次）の判定結果に不服のあった家屋及び住家被害認定調査（第一次）ができなかった家屋について、申し出に基づき住家被害認定調査（第二次）（再調査）を実施する。

調査種類	調査員	調査方法
住家被害認定調査（第二次）（再調査）	2人1組	内部立ち入り調査

(2) 判定基準

家屋被害の判定は、内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づくが、判定が困難なものは、判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえて市長が判定する。

判定委員会は、①専門知識を有する建築士、②不動産鑑定士、③学識経験者等から3名の委員を市長が委嘱する。

3 火災による被害状況調査

消防署は、震災に伴う火災による被害状況調査を実施する。

第5 被災住宅の応急修理（福祉班）

震災により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）、もしくは、居住に必要な最小限度部分の修理（以下、「応急修理」という。）を行う。都知事が、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理等に着手したときは、市はこれに協力する。また、都知事から委任を受けたときは、市長がこれを行う。

なお、住宅の応急修理等を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。

1 対象者の選定等

(1) 緊急の修理の対象者

緊急の修理の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対し、ブルーシートの展張等の措置を行う。

対象者の選定は、被害認定調査の結果における損害割合の算定方法に準じて判断するが、



住宅の損傷が拡充しないよう速やかに措置する必要があるため、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断できる場合は、被害認定調査の結果を待つことなく判断するものとする。

(2) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）とする。

福祉班は、罹災証明書及び被災者の資力その他生活条件の調査結果から、都が策定する選定基準により行う。

## 2 修理の方法

(1) 災害救助法による修理

災害救助法による修理は、都が行う。なお、都知事が市長に委任したときは、福祉班が建設業協会等に修理を依頼して行う。

都は、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行うことが可能な業者のリストを作成する。市はリストを参考に応急修理を実施する業者を指定する。

(2) 緊急の修理の実施

緊急の修理は、応急修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないように措置するものとする。

緊急の修理の費用は、国の定める基準による費用の限度額内とし、ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費、修理に要する労務費及び修理に係る事務費などの一切の経費を含むものとする。期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

(3) 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において実施する。

応急修理の費用は、国の定める基準による費用の限度額内とし、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものとする。期間は原則として災害発生の日から3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了する。

## 第6 一般建物の解体・撤去（道路班、住宅都市復興班、企画班、公園管理班、生活環境班、清掃総務班、被害調査班）

災害により発生した建築物等の焼却灰、木材及びコンクリート等のがれきの再利用、適正処理を図る。

### 1 建物の解体・撤去の実施主体

私有財産である民間住宅等の解体は原則として所有者がその責任において行う。

ただし、個人住宅や中小事業所等（住居兼事業所である場合等を含む）であって、自らの資力では被災家屋の解体・撤去ができない場合や、解体・撤去の遅れが都市復興の妨げとなるような場合において必要と認めるときは、被災住宅等の解体・撤去を実施する。

市のみで対応できない場合は、都に応援を要請する。

### 2 特例措置が講じられた場合の措置

#### (1) 周知・受付

道路班は、広報広聴班の協力を得て、解体・撤去の概要等を広報した後、避難施設、総合相談窓口等において、希望者の受付を行う。

広報、受付、把握は、要配慮者（高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。また、調査結果は都へ報告する。

#### (2) 解体・搬出の実施の判断

道路班は、被害調査班と協力して、希望者について建物の権利関係の確認を行い、次の基準により解体・撤去することが適当かどうか判断する。

- 応急危険度判定で「危険」であるもの
- 住家被害認定調査で半壊以上の被害を受けたもの
- その他災害廃棄物処理計画、復興計画上必要と認めるもの

#### (3) 解体・搬出

市が解体・撤去を行うものについては、市内及び近隣の建設業者及び産業廃棄物処理業者等に協力を要請して、建物の解体・仮置場への搬出を実施する。また、委託業者に対しては、解体時の環境保全や分別の徹底等の適正処理を指導する。更に、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業所等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

なお、市が家屋等の解体・撤去を行う前に、所有者等がすでに行っていた場合、その解体・撤去に要した費用は市が費用償還できる場合がある。

清掃総務班は、解体・撤去費用の償還に関する特例措置について国や都の情報を収集し、撤去費用の償還に関する手続きについて、市民に広報する。

### 3 がれき処理体制の確立（第19節 第5「大規模災害発生時における災害廃棄物対策」参照）

#### (1) 仮置場の設置及び管理・運営

道路啓開や家屋等の解体・撤去等により、がれき等が大量に発生することが予想される場合には、道路班は仮置場の設置について清掃総務班と調整する。仮置場の開設は清掃総務班が企画班に調整を依頼し、公園管理班が協力して実施する。

企画班は災害廃棄物発生状況を勘案し、仮置場候補地から開設場所を選定する。周辺住民に対しては、大型車の通行による騒音・振動の発生や防疫活動の実施に関する広報を行う。

清掃総務班、資源循環班、道路班、公園管理班、衛生班は協力して、仮置場の監視や分別、環境対策を実施する。

大規模災害に伴い大量のがれき等が発生した場合には、必要に応じて二次仮置場の確保に努める。

※資料編 参照

(2) がれき処理に関する調整

がれき処理方法等に関して協議や調整を行うべき事項が生じた場合は、道路班は清掃総務班に協力を要請して調整にあたる。

(3) 応援

大規模災害によって大量のがれき等が発生したときなど市の有する処理能力を上回る場合、災害対策本部を通じて都に広域応援体制の確立を要請する。また、国、都、産業廃棄物関係者・団体、ボランティア・市民活動団体等に広く協力を求める。

#### 4 がれき処理の実施

(1) 分別・減量化・再利用等

発生場所においてがれきの分別を徹底するとともに、仮置場においても分別を徹底し、破碎・選別により可能な限り再利用・再資源化を推進する。再利用・再資源化が不可能なものについては、減量化・減容化に努め、最終処分を行う。

■分別・減量化・再利用等の目安

分別	減量化	再生利用
木材	焼却・破碎	製紙用・ボード用にチップ化、その他
コンクリート	破碎	埋立用材、路盤材、コンクリート骨材等
プラスチック	破碎	—
金属	—	製鉄材料等
アスベスト等 有害物質	所定の指針に基づく適正処理を徹底する。	

(2) 中間処理・最終処分

環境資源対策部は、再利用・再資源化や適正処理に十分留意して、産業廃棄物処理業者等に協力を要請し、がれきの中間処理・最終処分を行う。

(3) 報告

環境資源対策部は、災害対策本部を通じ、都に対して廃棄物処理施設等の被害状況及びがれきを含む災害廃棄物の発生量を報告する。

(4) 大規模災害発生時における災害廃棄物処理の実施

災害対策基本法第86条の5の規定による政令で指定される大規模災害となった場合は、国の指定災害廃棄物の処理に関する基本的な方針に基づいて廃棄物処理を行うほか、必要に応じ環境大臣に処理の代行を要請する。(第19節 第5「大規模災害発生時における災害廃棄物対策」参照)

## 5 アスベスト飛散防止対策

生活環境班は、応急危険度判定によるアスベストの調査結果や住民からのアスベストによる大気汚染等の情報提供等を集約し、必要に応じて建物所有者や事業所等に対し、大気汚染防止法に基づくアスベスト飛散防止のための適切な処置を行うよう助言や情報提供を行う。

## 住宅の確保

## 第7 応急仮設住宅の需要の把握（住宅供給班、福祉班、広報広聴班）

住宅供給班は、福祉班、広報広聴班の協力を得て、災害発生後速やかに応急仮設住宅への入居希望者を把握する。

### 1 住家被害認定調査に基づく需要の概算

住宅供給班は、住家被害認定調査に基づき応急仮設住宅の建設必要数の概算を把握する。

### 2 入居希望者の調査

入居資格、応急仮設住宅の概要等について都と調整の上、入居希望者を避難施設、総合相談窓口等で受け付ける。広報、受付、把握は、要配慮者（高齢者、障がい者等）及び外国人に配慮して行う。

また、調査結果は都へ報告する。

### 3 入居資格

次にあげる全てに該当する世帯とする。

- 住家が全焼、全壊または流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力では住家を確保できない者

## 第8 建設型応急住宅の用地確保及び建設（住宅供給班、公園管理班）

### 1 実施の決定

災害救助法に基づき知事が建設型応急住宅の建設に着手したときは、市は補助機関として、必要に応じて工事監理等に協力する。また、知事から委任された場合は、市が建設する。

ただし、災害の事態が急迫し、災害救助法に基づく知事による実施を待つことができないときは、市が建設に着手する。その際、実施状況を都知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

### 2 用地の確保

建設型応急住宅の建設地は次の条件を考慮し、住宅供給班は、企画班と調整し、用地を確保する。

<建設型応急住宅の建設候補地>

町田市民球場、市立芹ヶ谷公園、金井スポーツ広場、木曾山崎公園、成瀬鞍掛グラウンド、その他

建設地が不足する場合、以下を考慮して建設地を選定する。

- 接道及び用地の整備状況
- ライフラインの整備状況（埋設配管）
- 避難広場等の利用の有無
- その他

### 3 建設の方法

災害救助法による建設については、都が実施するが、都から委任された場合や市が着手するものについては、次のとおり行う。

#### (1) 建設戸数

全壊、全焼及び流出世帯の2～3割以内を基準として、建設用地の条件を考慮して決定する。

※ 国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成24年5月）の「2.1.3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認」参照。

#### (2) 仕様等

建設型応急住宅の仕様（構造・規模等）は、以下のとおりとする。なお、住宅の建設に当っては、地域単位での入居が可能となるよう配慮する。

- 構造  
平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。  
必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 規模  
1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。
- 費用  
1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

※ 「東京都地域防災計画 震災編（2023年（令和5年）修正）、第2部 第13章 第5節 復旧対策 3 応急仮設住宅等の供与」

#### (3) 着工

災害発生日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

なお、建設に当っては、市内等の建設業者に工事を依頼し、建設費用は国の定める基準とする。

※資料編 参照

第3章 地震災害応急対策  
第20節 災害時の建物対策

(4) 資材等の調達

資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があつ旋する市内の建設業者、町田市建設業協会等を通じて調達する。

必要に応じて都に対し、資材等の調達を要請する。

## 第9 公営・民間住宅の確保・供給（住宅供給班）

住宅供給班は、市営住宅、市内民間住宅の空き住戸を、一時提供型住宅もしくは賃貸型応急住宅として確保する。また、都に東京都住宅供給公社や、独立行政法人都市再生機構等の住宅等の確保を要請する。

### 1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

### 2 市営住宅の確保

住宅供給班は、市営住宅の空き住戸について、一時提供型住宅として確保する。

### 3 民間住宅の確保

住宅供給班は関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き住戸を、賃貸型応急住宅として被災者が入居できるよう確保する。

## 第10 応急仮設住宅の入居者の募集・選定（住宅供給班、福祉班、広報広聴班）

災害救助法により確保する応急仮設住宅の募集数は都が決定するが、市が確保する場合には、同法の限度内を基準に入居者を選定する。

### 1 入居者の募集・選定

次の基準をもって、応急仮設住宅入居者の募集・選定を行う。

- 都が策定する募集計画・選定基準により行う。
- 市が行う場合は、第7「応急仮設住宅の需要の把握」の入居資格を基準とする。
- 選定にあたっては、罹災証明書、被災者の資力・その他生活条件の調査、都の定める選定基準等を参考にして、住宅供給班が選定する。
- 要配慮者へは相応の応急仮設住宅に入居できるよう配慮する。

### 2 管理

#### (1) 住宅の管理

災害救助法に基づく応急仮設住宅の管理は、供給主体（都が供給する住宅は都、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅等であれば管理者など）が行う。

また、応急仮設住宅に対し、防火安全対策を講ずる。

#### (2) 入居者の管理

入居者の管理は、住宅供給班が行う。

## 第11 公営・民間住宅の入居者の募集・選定・管理 （住宅供給班、福祉班、広報広聴班）

### 1 募集

公営・民間住宅への入居者の募集は、第10「応急仮設住宅の入居者の募集・選定」を準用する。

### 2 選定

選定は、罹災証明書、被災者の資力・その他生活条件の調査、都の定める選定基準等により行い、要配慮者の優先的入居に努める。なお、要配慮者へは相応の住宅に入居できるよう配慮する。

### 3 管理

公営・民間住宅の供給に伴い、住宅供給班は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、入居者の精神保健医療、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進するなど、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

## 第21節 応急教育・保育活動・文化財の保護

概要	<p>地震発生時には、小中学校、学童保育クラブ、保育園等の施設では、児童・生徒・園児の安全確保を行うとともに、精神の安定を図るためにも教育活動・保育活動の再開に向けた活動が必要である。</p> <p>本節では、災害時の児童・生徒・教職員、園児の安全確保、教育の再開、学用品等の供与等について、学校、学童保育クラブ、幼稚園、保育園ごとにそれぞれの行う対応を定める。また、応急期における文化財の保護についても定める。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
応急教育対策	第1 学校の災害応急措置	●			学校教育班・市立小中学校
	第2 児童・生徒・教職員の安否確認	●			学校教育班・市立小中学校
	第3 応急教育		●		学校教育班・市立小中学校
学童保育対策	第4 学童保育クラブの災害応急措置	●			子ども生活班
	第5 児童・指導員の安否の確認	●			子ども生活班
	第6 応急保育		●		子ども生活班
	第7 学童保育の再開		●		子ども生活班
応急保育対策	第8 保育園等の災害緊急措置	●			子ども生活班
	第9 園児・職員の安否の確認	●			子ども生活班
	第10 応急保育		●		子ども生活班
文化財の保護	第11 文化財の保護		●		各管理者、所有者、避難施設・応急給水応援班

### 応急教育対策

#### 第1 学校の災害応急措置（学校教育班・市立小中学校）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、学校教育班は学校長・教職員等と連携し、次の応急措置を講ずる。なお、発災直後、学校教育班は災害対策本部の指示により二次災害防止のため、住宅都市復興班の支援を受け施設担当を派遣し、応急危険度判定を実施する。

##### 1 情報の収集・伝達

- (1) 学校教育班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、学校長等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 学校長は、市本部から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童・生徒への情報伝達については、混乱を生じないよう配慮する。
- (3) 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、または、そのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、学校教育班に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、教職員等の参集状況を把握し学校教育班へ報告する。



## 2 児童・生徒、施設等の安全確保

### (1) 避難の指示

学校長は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難広場等を迅速に指示する。

### (2) 避難誘導

避難を要すると判断したとき、学校長及び教職員は、児童・生徒を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。校外への避難が必要な場合は、学校教育班やPTA等関係機関の協力を得て行う。

### (3) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、または教職員及び協力団体による引率等の措置を講ずる。

### (4) 校内保護と引渡し

学校長は、被害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認めた場合、保護者への児童・生徒等の引渡し準備をし、引渡しの際には各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことが十分に想定されるため、保護者等による引取りがあるまで児童・生徒等を校内で保護する等の臨機応変な対応を取るとともに、状況を学校教育班に報告する。

このような事態に備え、学校は、災害時の対応について、保護者と協議し、あらかじめ定めておく。

### (5) 施設の安全確保

教職員は、地震その他の災害による学校施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

なお、学校長は学校教育班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

## 3 避難施設の開設協力

被災地域からの避難者があった場合、学校長は、以下の措置を講ずる。

(1) 学校長は、学校教育班に避難施設の状況を報告する。

(2) 学校長は、開設を担当する市職員が到着するまでの間、教職員を避難施設の開設・運営に協力させる。なお、教職員の協力については、災害発生後一週間を目途に、応急教育活動へ配置できるように配慮する。

(3) 学校長は、収容スペースを指定し、避難者を速やかに受け入れる態勢を整える。なお、受け入れ準備は、自主防災組織やPTA役員等の協力を得て行う（第12節「避難対策」参照）。

#### 4 その他

- (1) 学校教育班は、被災した学校の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (2) 学校教育班は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- (3) 学校長は、地震発生後、自校の所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や周辺地域の被災状況等の情報把握に努め、児童・生徒等を確実に保護者等に引き渡すまで、学校等において安全を確保することを原則とする。

### 第2 児童・生徒・教職員の安否確認（学校教育班・市立小中学校）

#### 1 安否確認

学校長は、被災した児童・生徒・教職員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、疎開した児童・生徒の連絡先についても調査する。

- 教職員による調査
- 保護者からの連絡
- P T A・自主防災組織その他防災関係機関の調査

#### 2 リストの作成

学校長は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、児童・生徒への連絡体制を確立する。また、学校長はリストを学校教育班に提出する。

### 第3 応急教育（学校教育班・市立小中学校）

#### 1 施設・職員等の確保

- (1) 学校長は、避難施設との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	<input type="radio"/> 被害の無い又は少ない教室
	<input type="radio"/> 二部授業を実施する
校舎の全部が被害を受けた場合	<input type="radio"/> 隣接学校の教室
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	<input type="radio"/> 児童・生徒等の避難先の最寄りの学校
	<input type="radio"/> 応急仮設校舎の設置
児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないときまたは、逆に仮教室が市民の避難施設として使用される場合	<input type="radio"/> 被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急教育を行う。

- (2) 学校教育班及び学校長は、応急教育計画を立て、臨時の学級編成を行うなどし、収容可能な児童・生徒を保護し、応急教育実施に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、または応急救職員の緊急派遣について、都（教育委員会）に要請する。

## 2 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容は、おおむね次のとおり行う。

### (1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</li><li>○ 衣類、寝具の衛生指導</li><li>○ 住居、便所等の衛生指導</li><li>○ 入浴等身体の衛生指導</li><li>○ 精神保健医療</li></ul>
その他の生活指導等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる</li><li>○ 児童・生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする</li></ul>

### (2) 学習に関する教育内容

<ul style="list-style-type: none"><li>○ 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。</li><li>○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。</li></ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 3 学用品の調達及び支給

### (1) 調査

学校教育班は、学校長等と協力し、次の学用品の支給対象となる被害の実状について調査し、都（教育委員会）に報告する。

#### <学用品の支給対象>

住家の全壊（焼） 流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒等。
-------------------------------------------------------------------------

### (2) 調達・支給方法

調達は、原則として都（知事）が一括して、教科書、文房具、通学用品について行うが、委任された場合は、学校教育班が指定業者に依頼する。また、支給は、学校教育班が、学校長等と協力し、被害の実状に応じて行う。

費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

※資料編 参照

## 4 授業料等の免除

被災した児童生徒等に対する学校納付金等について、必要な計画を策定する。

## 5 その他の留意事項

### (1) 救護

施設内における児童・生徒の救護は原則として、養護教諭が行う。重傷者に対しては、応急措置を施した後、救急隊、近隣医療機関、連携病院・震災時医療拠点に搬送し対応する。

### (2) 給食の措置

学校給食は、原則として一時中止する。応急給食は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、都教育委員会、都学校給食会、衛生班と協議して実施する。

### (3) 保護者等への連絡

学校再開時期が確定した時は、速やかに児童・生徒及び保護者に連絡する。

## 学童保育対策

### 第4 学童保育クラブの災害応急措置（子ども生活班）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、子ども生活班は学童保育クラブの指導員（以下、指導員という）と連携し、次の応急措置を講ずる。なお、発災直後、子ども生活班は災害対策本部の指示により二次災害防止のため、住宅都市復興班の支援を受け施設担当を派遣し、応急危険度判定を実施する。

#### 1 情報の収集・伝達

- (1) 子ども生活班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、各学童保育クラブの責任者に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 各学童保育クラブの責任者は、災害に関する情報を受けた場合、指導員全員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童への情報伝達については、混乱を生じないように配慮する。
- (3) 各学童保育クラブの責任者は、児童及び施設に被害を受けまたは、そのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、子ども生活班や学校教育班、その他関係機関に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、職員等の参集状況を把握し子ども生活班へ報告する。

#### 2 児童、施設等の安全確保

##### (1) 避難の指示

各学童保育クラブの責任者は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難広場等を迅速に指示する。

##### (2) 避難誘導

避難を要すると判断したとき、各学童保育クラブの責任者は、児童を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。敷地外への避難が必要な場合は、子ども生活班や関係機関の協力を得て行う。

(3) クラブ施設内保護と引渡し

各学童保育クラブの責任者は、児童の引渡し準備をし、引渡しの際には各家庭の被害状況・避難先等も確認しておく。また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者等による引取りがあるまで児童をクラブ施設内で保護する等の臨機応変な対応を取るとともに、状況を子ども生活班に報告する。

このような事態に備え、保護者は、災害時の対応を学童保育クラブとの相談や協議を経て定めておく。

(4) 施設の安全確保

指導員は、地震その他の災害による施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する。また、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

なお、各学童保育クラブの責任者は子ども生活班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。

### 3 その他

- (1) 子ども生活班は、被災したクラブ施設の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (2) 子ども生活班は、被災した学童保育クラブの運営について助言と指導にあたる。
- (3) 子ども生活班は、必要に応じて児童に対し、飲食物の提供を行う。

## 第5 児童・指導員の安否の確認（子ども生活班）

### 1 安否確認

各学童保育クラブの責任者は、被災した児童・指導員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、疎開した児童の連絡先についても調査する。

- 指導員による調査
- 保護者からの連絡
- 保護者会・自主防災組織その他防災関係機関の調査

### 2 リストの作成

各学童保育クラブの責任者は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、児童への連絡体制を確立する。また、各学童保育クラブの責任者はリストを子ども生活班及び学校教育班に提出する。

## 第6 応急保育（子ども生活班）

### 1 応急保育の実施

- (1) 子ども生活班は、各学童保育クラブの被害状況をまとめ、応急措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。
- (2) 子ども生活班は、応急保育体制が整い次第、広報広聴班に広報を依頼し、応急保育の受付・措置を講じる。

### 2 施設・職員等の確保

各学童保育クラブの責任者は、学校教育班と協力し、学童保育の実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

子ども生活班は、職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、学童保育クラブ間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣を行う。また、ボランティアの要請を検討する。

### 3 その他の留意事項

施設内の児童の救護は原則として、医師会等に協力を求める。

### 4 緊急保育の実施

各学童保育クラブの責任者は、緊急的に保育が必要となった場合、一時的に保育を実施する。

## 第7 学童保育の再開（子ども生活班）

学校の応急教育の再開を目途に、学童保育の再開に努める。

各学童保育クラブの責任者は、学校教育班と協力し学童保育クラブの実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

## 応急保育対策

### 第8 保育園等の災害緊急措置（子ども生活班）

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、子ども生活班は保育園等（保育所、幼稚園、認定こども園等）と連携し、次の緊急措置を講ずる。なお、発災直後、子ども生活班は災害対策本部の指示により二次災害防止のため、住宅都市復興班の支援を受け施設担当を派遣し、応急危険度判定を実施する。

#### 1 情報の収集・伝達

- (1) 子ども生活班は、大規模な災害の発生または発生するおそれがある場合、保育園等に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 保育園等は、災害に関する情報を受けた場合、職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、園児に混乱を生じないように配慮する。
- (3) 保育園等は、園児及び園施設に被害を受けまたは、そのおそれがある場合、直ちにその状況を調査し、子ども生活班やその他関係機関に報告する。なお、勤務時間外に参集した場合は、職員等の参集状況を把握し子ども生活班へ報告する。

#### 2 園児、施設等の安全確保と緊急保育の実施

##### (1) 避難判断及び誘導

保育園等は、的確に被害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難する場合の避難先等を迅速に判断し、必要に応じて避難行動をとる。避難を要すると判断したとき、園長及び職員は、園児を怪我のないよう安全な場所へ避難誘導する。園外への避難が必要な場合は、子ども生活班や関係機関の協力を得て行う。

##### (2) 施設の安全確保

園長及び子ども生活班は、地震その他の災害による園施設の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握し、立入りが可能かを目視確認する。また、可能な範囲内において応急修理、立入禁止措置等必要な安全措置を講ずる。

なお、園長は子ども生活班へ状況を報告し、必要に応じて点検・修理を要請する。施設が被災し、園児の引取りまでの間の緊急保育に支障が出る場合、保護する場所について子ども生活班と協議・対応する。

##### (3) 緊急保育（園内保護と引渡し）

保育園等は、保護者による引取りがあるまでの間、園児を園内で保護し、引渡しの準備を行う。引渡しの際には各家庭の被害状況・避難先等も確認する。また、園児の引渡し状況を、随時子ども生活班に報告する。

保護者は、このような事態に備え、災害時の対応を保育園等との相談や協議を経て決めておくものとする。

### 3 その他

- (1) 子ども生活班は、被災した園施設の復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- (2) 子ども生活班は、被災した園の運営について助言と指導にあたる。

## 第9 園児・職員の安否の確認（子ども生活班）

### 1 安否確認

保育園等は、被災した園児・職員の安否確認（本人・家族・住居の被害、避難先、連絡先等）を行う。また、疎開した園児の連絡先についても調査する。

- |                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 職員による調査</li><li>○ 保護者からの連絡</li><li>○ 保護者会・自主防災組織その他防災関係機関の調査</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 2 リストの作成

保育園等は、安否確認の調査結果をもとにリスト（名前、所在、連絡先）を作成し、園児への連絡体制を確立する。また、リストを子ども生活班に提出する。

## 第10 応急保育（子ども生活班）

保育園等は、応急活動期（災害発生数日後～1・2週間程度）において、保育を必要とする在園児に対し応急的な保育活動の実施を図る。

また、子ども生活班については、保育園等に入所していない児童、若しくは、在園している施設での保育が受けられない児童のうち、保育を必要とするもの（以下、「保育に欠ける被災児童」という）に対して、応急保育の実施等の措置をとる。

### 1 応急保育の実施

- (1) 子ども生活班は、保育園等の被害状況をまとめ、施設の応急復旧措置を講じ、可能な限り応急保育の実施体制を整える。
- (2) 保育園等は、応急的な保育体制が整い次第、保育を実施する。また、応急保育の実施状況を子ども生活班へ伝達し、子ども生活班より必要に応じて市内へ実施状況の広報周知を図る。

### 2 保育に欠ける被災児童に対する応急保育の実施

子ども生活班は、市内の被災状況等を受け、保育に欠ける被災児童に対する応急保育の実施を検討する。応急保育の実施場所については、公立保育園、若しくは公共施設等に確保する。また、広報広聴班に市民への広報周知を依頼し、応急保育の受付等の手配を行う。

子ども生活班は、職員の不足により、応急保育の実施に支障がある場合は、保育園間における職員の応援、または応急職員の緊急派遣について、都（福祉局）に要請する。また、ボランティアの要請を検討する。



### 3 その他の留意事項

- (1) 施設内の園児の救護は原則として、保育園医及び市医師会等に協力を求める。
- (2) 給食は、原則として一時中止する。
- (3) 子ども生活班及び保育園等は、応急保育の実施にあたって、保育措置の手続きを省き緊急的に実施する場合がある。

## 文化財の保護

### 第11 文化財の保護（各管理者、所有者、避難施設・応急給水応援班）

#### 1 災害発生の際の措置

文化財の所有者・管理者等は、災害が発生した場合、直ちにその被害の拡大を防止し、被害状況を市災害対策本部に通報する。また、災害統括班は被害状況を都（教育委員会）に通報する。

#### 2 災害状況の調査・復旧

避難施設・応急給水応援班は、市の文化財の被害状況調査を行い、復旧計画等を実施する。なお、国または都の文化財については、派遣された係官と協力して、調査・復旧を行う。

## 第2.2節 被災地等支援体制の確立

概要	<p>市は、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定または人道上の配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。特に、被災市町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応急措置について、正当な理由がない限り、応援を実施する。なお、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p>本節は、被災自治体に対する迅速で効率的な支援活動を実施するため、「被災地等支援体制の確立」に関する措置を定めたものである。</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目	活動項目	初動	応急	復旧	担当
被災地等支援体制の確立	第1 被災地等支援対策本部の設置	●	●	●	被災地等支援統括班、該当班
	第2 被災地等支援対策本部の組織・運営	●	●	●	各対策部各班
	第3 被災地等支援対策本部会議の開催	●	●	●	各対策部各班
	第4 広域避難者の受入れ	●	●	●	避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校

### 被災地等支援体制の確立

#### 第1 被災地等支援対策本部の設置（被災地等支援統括班、該当班）

##### 1 被災地等支援対策本部の設置

###### (1) 被災地等支援対策本部の設置等

###### ① 被災地等支援対策本部の設置基準

市は、被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、町田市被災地等支援対策本部（以下「本部」という）を設置する。本部の設置基準は次による。

###### 【本部の設置基準】

###### 【地震の場合】

- 1 災害時における相互応援協定等を締結している地域で地震が発生し、その地震災害の規模が被災自治体で対処できないものであると判断したとき
- 2 市域外において甚大な地震被害等が発生したとき
- 3 その他、本部を設置し、総合的被災地等支援対策を行う必要があると認めたとき

② 支援対策本部長

支援対策本部長（以下、「本部長」という）は、市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は政策経営部長等が、次の順位により本部長の職務を代行する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

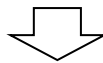
第1順位：	副市長（総務担当）
第2順位：	副市長
第3順位：	政策経営部長、又はその他の部長

③ 本部の設置の要請

本部員にあてられている者（以下、「部長等」という）が、本部設置の必要があると判断したときは、次のとおり、市長に本部の設置を要請することができる。

【部長等による本部設置の要請手続き】

○ 「部長等」は、本部を設置する必要があると認めるときは、政策経営部長を通じて、市長に本部の設置を要請する。



○ 政策経営部長は、他の部長等による要請があった場合、またはその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部設置を要請する。

※ 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあつては、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

(2) 本部の設置場所

本部は、政策経営部又は、政策経営部の指定した場所に設置する。

(3) 本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

被災地等支援統括班は、本部設置の指示があったときは次の措置を講ずる。

本部の標識等の設置	○ 被災地等支援対策本部を設置する施設の正面玄関及びその他の適切な場所に「町田市被災地等支援対策本部」の標識板等を掲示する。
会議室の確保	○ 本部会議開催のため相当スペースの部屋を確保する。 ○ 各対策部連絡員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する。
本部開設に必要な資機材等の確保	○ パソコン、プロジェクター、被害状況図板、黒板等 ○ 地図類 ○ 携帯ラジオ、テレビ ○ コピー機等の複写装置 ○ ビデオ、ICレコーダ、カメラ等の記録装置 ○ 防災関係機関、協力団体等の連絡先一覧表 ○ その他必要書式類・資機材 等

第3章 地震災害応急対策  
第22節 被災地等支援体制の確立

(4) 本部の廃止

本部長は、被災地等への大規模な支援の必要がなくなったと認めるときは、本部の廃止を決定する。

なお、本部廃止後も、継続して行う各班の被災地等支援業務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

(5) 本部の設置又は廃止についての通知

本部を設置または廃止した場合、政策経営部長は、直ちに次に掲げるもののうち必要と認められたものについて、電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

【本部設置又は廃止の報告・通知・公表先】

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市庁舎内各対策部	総務課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
市民センター その他市出先機関	各施設を所管する担当課長	市防災行政無線、FAX・電話・口頭その他迅速な方法
町田消防署長 消防団長 町田警察署長 南大沢警察署長 都知事 その他関係機関	防災課長	都防災行政無線 市防災行政無線 FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
協定締結先		FAX・電話・口頭または文書
報道機関	広報課長 (広報広聴班)	FAX・電話・口頭または文書
市民		市防災行政無線・報道機関・口頭・その他迅速な方法

## 第2 被災地等支援対策本部の組織・運営（各対策部各班）

### 1 本部における任務

#### (1) 本部長、副本部長、本部員

職名	主な任務
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部会議の議長となること</li> <li>○ 国、都、他自治体からの被災地等支援協力要請への対応方針を決定すること</li> <li>○ その他本部が行う被災地等支援対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること</li> <li>○ 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督すること</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部間の調整に関すること</li> <li>○ 本部長が不在、若しくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること</li> </ul>
被災地等支援統括部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての対策部が実施する被災地等支援対策活動を統括すること</li> <li>○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと</li> <li>○ 被災地等支援統括班の職員を指揮監督すること</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各対策部の職員を指揮監督すること</li> <li>○ 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</li> <li>○ 本部長、副本部長が不在若しくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること</li> </ul> <p>※ 本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。</p>

#### (2) 本部会議、事務局

本部会議	災害に関する情報を分析し被災地等支援対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、被災地等支援統括部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、本部に本部会議の事務局を置く。本部会議事務局は、被災地等支援統括班長、同班員より構成する。

第3章 地震災害応急対策  
第2.2節 被災地等支援体制の確立

2 被災地等支援対策本部の組織

被災地等支援対策本部の組織は、次のとおりである。

町田市被災地等支援対策本部			活動組織			
本部長	副本部長	本部員	対策部	班		
市長	副市長	経営改革室長 デジタル戦略室長 広報担当部長	政策経営対策部	被災地等支援統括班 企画班 情報システム班 広報広聴班		
		総務部長 議会事務局長		総務対策部	災害統括応援班 情報統括班	
		財務部長	財務対策部	財政班 調達輸送班 市庁舎管理班 施設管理班 被害調査班		
		市民部長		市民対策部	生活支援班 市民班 市民センター班	
		文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部	避難施設応援班		
		地域福祉部長	福祉対策部	福祉班		
		いきいき生活部長 保健所長	健康対策部	救護統括班 保健班 衛生班 高齢者福祉班		
		子ども生活部長		子ども生活対策部	子ども生活班	
		経済観光部長	経済観光対策部	産業班		
		環境資源部長	環境資源対策部	清掃総務班 生活環境班 資源循環班 清掃収集班		
				道路部長	道路対策部	道路班
		都市づくり部長	都市づくり対策部	住宅都市復興班 住宅供給班 公園管理班		
		下水道部長	下水道対策部	下水道総務・応急給水編成班 下水道応急復旧班 下水処理場班		
		会計管理者	出納対策部	会計班		
		(教育長)	学校教育部長	学校教育対策部	学校教育班	
			生涯学習部長	生涯学習対策部	避難施設・応急給水応援班	
		市民病院事務部長	病院対策部	病院管理班 病院医療班		
		教育長	町田市立小中学校			
		被災地等支援統括部長			被災地等支援統括副部長	
		政策経営部長			防災安全部長	

※本部員については上記に記載された者のほか、必要があると認めたときは町田市の職員のうちから指名することができる。また、必要に応じて各対策部間で職員等の応援を行う。

### 3 各対策部の班編成及び事務分掌

各対策部の班編成及び事務分掌は、第3章第1節3の各対策部の班編成及び事務分掌「町田市災害対策本部所掌事務」を準用し、以下の支援項目について各班で支援対策活動を実施する。

支援項目	担当対策部
○ 防災備蓄物資・資機材、その他の物資・資機材の供与及び貸与	被災地等支援対策本部付け（被災地支援統括班）、財務対策部（調達輸送班）、健康対策部（救護統括班）、道路対策部（道路班）、病院対策部（病院管理班）
○ 物資・資機材等の輸送	財務対策部（調達輸送班）
○ 災害応急対策等に従事する職員の派遣	総務対策部（情報統括班）
○ 災害弔慰金及び日本赤十字社への義援金等の支援	福祉対策部（福祉班）
○ 被災者が生活する上で必要な支援	市民対策部（生活支援班）、福祉対策部（福祉班）、健康対策部（保健班、衛生班）
○ 町田市民からの支援物資・義援金等の募集及び受付	政策経営対策部（広報広聴班）、市民対策部（生活支援班）、福祉対策部（福祉班）、経済観光対策部（産業班）
○ 被災地のニーズの確認	被災地等支援対策本部付け（被災地支援統括班）、総務対策部（情報統括班）、財務対策部（被害調査班）
○ 広域避難者の受入れ	学校教育部（学校教育班）、福祉対策部（福祉班）、文化スポーツ振興対策部（避難施設応援班）、都市づくり部（公園管理班）、子ども生活対策部（子ども生活班）、生涯学習対策部（避難施設・応急給水応援班）
○ その他市長が必要と認める被災地等支援	各対策部

なお、被災地等支援対策本部が設置されない被災地等支援に係る事案についても、「町田市災害対策本部所掌事務」を準用し、各対策部に属する部・局等において対応する。

### 第3 被災地等支援対策本部会議の開催（各対策部各班）

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。副本部長及び本部員は、直ちに本部に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度支援等の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催予定場所	町田市庁舎3階災害対策本部室又は、被災地等支援対策本部が指定した場所において本部会議を開催する。
主な報告事項	① 各対策部の配備態勢 ② 被災地の状況
主な協議事項	① 被災地情報の収集 ② 被害状況の把握 ③ 国、都、被災地自治体等からの応援要請に関する事 ④ 被災地等支援対策に要する予算及び資金に関する事 ⑤ 支援内容に関する事 ⑥ 支援体制に関する事 ⑦ その他被災地等支援に必要な事項に関する事

#### 第4 広域避難者の受入れ（避難施設開設・運営担当対策部、市立小中学校）

震災、津波災害、あるいは大規模水害等により、遠隔地及び島しょにて、自治体の枠を越えた大規模な避難が必要となる場合、市は、都福祉局からの要請に基づき、市内避難施設の開設及び避難者の受入れについて検討する。避難者の受入等を実施する際、市は、本章第1.2節「避難対策」に規定された開設・運営の手順等に従い、対策を講じるものとする。

また、避難対策の実施にあたっては、要配慮者への対策についても考慮する。